

平成二十六年九月定例会

平成 26 年 第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 26 年 9 月 3 日～9 月 10 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成26年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 3	水	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告（下水道事業会計）・議案審議（認定第1号）質疑・委員会付託
9 / 4	木	一般質問（4人）
9 / 5	金	休会
9 / 6	土	休会
9 / 7	日	休会
9 / 8	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 9	火	休会
9 / 10	水	研修報告・委員長報告・質疑・討論・表決 議案審議（議案第29号～報告第7号）質疑・討論・表決・発議・閉会

平成26年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	渡邊 裕之 (P39～)	1. パチンコ店への法定外課税及び出店規制について	(1) 自民党で検討されているパチンコ店への法定外課税について、野田毅自民党税制調査会長は地方自治体の法定外課税についても認める発言をしています。それを受けて、本町でも法定外課税について検討すべきであると考えerがどうか (2) パチンコ店出店を抑制するための条例制定を検討すべきであると考えerがどうか
		2. 給食費未納問題について	給食費未納について児童手当から充てる事が可能になり、完納状態になったが昨年度また未納があった。現状はどうか
		3. 第五期総合計画前期計画について	総合計画に関する住民懇談会が行われたが、前期計画の450の施策の中でどれくらい執行できたのか。進捗状況はどうなっているのか。また、未達の原因は何か
2	甲斐 榮治 (P55～)	1. 第5期菊陽町総合計画(後期)作成のための住民懇談会について	(1) 第5期総合計画の前期5年間は、平成23年度から平成27年度となっているが、この作成に関する住民懇談会はどの時期に行ったか (2) 前期計画の期間がまだ1年半残っている時点で住民懇談会を開いた理由は何か (3) 住民懇談会の参加者は何人だったか。住民を参加させるために事前に何か手だてをしたか (4) 住民の意見を「聴いて、聴いて、聴き倒す」が、「議論はしない」というのは対話拒否ではないか (5) 住民から出された質問について「意見を聴くことに専念するので、後で個人的に応える」との応答であったが、これは対話するために時間を割いて集まった住民に失礼ではないか。また、「住民と情報を共有しつつ協働によって町づくりを進める」という菊陽町町民参画・協働推進条例の精神に反するのではないか (6) 町執行部による説明や挨拶が1時間余、住民の意見陳述の時間が30分という時間配分は、住民懇談会の性格からすれば逆だと思いが、どうか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(7)総合計画は「町の最高位の計画」と言いながら、「団体意思の決定権」、「執行部の業務執行状況の監査権」、「法案の立案権」を持つ議会についての言及がほとんどなかった。執行部は議会をどう認識しているのか
3	小林久美子 (P67～)	1. 国民健康保険税について	(1)熊本市では、法定減免とあわせて1割減免制度が創設されている。菊陽町でもこの制度の導入ができないか (2)高すぎる国保税の引き下げはできないか
		2. 子育て支援について	(1)熊本県市議会議長会が、熊本県知事に乳幼児医療助成の拡充について要望書を提出している。県において、医療費補助対象年齢を少なくとも就学前まで引き上げられるよう要望されている。町長としても、ぜひ県に要望できないか。 (2)子ども医療費助成について、町外でも窓口無料にできないか (3)待機児童解消のための対策はどうしているのか (4)保育料の引き下げはできないか (5)子ども・子育て支援事業計画の策定を今されているが、今までとどう変わるのか
		3. 地域包括支援センターについて	地域包括支援センターについては、今後どういう体制を作っていくのか。施設やマンパワーについてどう考えているのか
4	吉本 孝寿 (P82～)	1. 地産地消や特産品の開発などの推進による、農商工連携の推進について	(1)第5期総合計画の主要施策の中で施策の展開として計画してあるが、これまで農商工連携が行われてきたのか (2)「菊陽町六次産業化推進協議会」を設立し、推進体制を強化できないか
		2. 菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」の、ふれあ館の利用について	(1)菊陽町総合交流ターミナルの顔ともいえる「ふれあ館」だが、現在の状況をどのように考えているのか (2)ふれあ館の集客に対する考えはあるのか (3)飲食部門を業務委託することは、可能か不可能か

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 若者のまちづくり参画について	理想とする菊陽町の将来像を実現するためのアイデアを考え、若者のまちづくりに対する意識を高め、地域活動に興味のある若者同士の交流による「つながり」の強化を目的とした、若者まちづくり協議会の発足は考えられるか

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成26年9月3日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成26年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成26年9月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から報告第7号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 下水道事業会計決算審査報告

日程第8 認定第1号 平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について
(委員会付託)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	中岡敏博君	2番	野田恭子君
3番	吉本孝寿君	4番	吉山哲也君
5番	渡邊裕之君	6番	坂本秀則君
7番	石原武義君	8番	甲斐榮治君
10番	岩下和高君	11番	佐藤竜巳君
12番	福島知雄君	13番	川俣鐵也君
14番	加藤眞佐男君	15番	上田茂政君
16番	小林久美子君	17番	梅田清明君
18番	大塚昇君		

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

教育委員会委員長 曾我惟雄君

教育次長 桐陽介君

福祉生活部長 實取初雄君

副町長 井手義隆君

教育長 赤峰洋次君

総務部長 吉野邦宏君

武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長
渡邊幸伸君

産業建設部長 松村孝雄君
 会計管理者兼 大川由紀美君
 会計課長 服部誠也君
 総合政策課長 阪本章三君
 税務課長 平野葉子君
 東部町民センター所長 宮本義雄君
 子育て支援課長 市原憲吾君
 介護保険課長 酒井章彦君
 町民課長 小野秀幸君
 建設課長 士野公典君
 下水道課長 松本洋昭君
 学務課長 紫藤広美君
 農業委員会事務局長

産業建設部審議員兼
 商工振興課長
 総務課長
 財政課長
 人権教育・啓発課長
 福祉課長
 健康・保険課長
 環境生活課長
 農政課長
 都市計画課長
 図書館長
 生涯学習課長兼
 中央公民館長
 菊陽町代表委員
 監査委員

荒木一雄君
 吉川義則君
 阪本浩徳君
 高木定伸君
 西本一浩君
 佐藤清孝君
 今村敬士君
 志垣敏夫君
 大山陽祐君
 山崎謙三君
 堀行徳君
 中原輝男君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成26年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番福島知雄君、13番川俣鐵也君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月10日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月10日までの8日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したので、報告します。

次に、今回受理しました陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から8日間にわたり平成26年第3回菊陽町議会定例会をお

願いましたところ、御多用の中に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本年夏の長雨は各地に被害をもたらしており、特に広島市の局地的な豪雨による土砂災害では大きな被害となり、72名の方の死亡が確認され、2名の方の行方が不明であり、今も捜索が続けられています。皆様とともに、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りし、被災されました方々に衷心より御見舞いを申し上げます。

それでは、最近の行政報告をいたします。

初めに、平成26年度予算の執行状況についてであります。

平成26年度予算につきましては、これまで進めてまいりました行政運営を継続し、教育環境の整備や子育て支援の強化、生活、産業、インフラの整備、南校区の活性化にも取り組んでいるところであります。

教育環境の整備につきましては、児童数の増加に伴う西小学校の増築、中部小学校の耐震改築に続き、現在菊陽中学校の耐震増改築事業を進めております。また、今年度から武蔵ヶ丘中学校の増築にも着手したところであります。

各小・中学校の冷暖房施設の整備につきましては、菊陽北小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校の工事も8月中に終わり、全ての学校に冷暖房施設の整備を完了したところであります。

子育て支援につきましても、来年4月に新たに私立保育所2園を開園させるための事業を進め、間もなく工事に着手されるところであります。あわせて、光の森町民センター内にも子育て支援室を開設させるところであります。

また、今回の補正予算は、旧国道57号の豊後街道菊陽杉並木を詠んだ頼山陽碑に係る経費も計上しており、文化、観光資源としての活用の方策を広げていきたいと考えているところであります。

南小学校区活性化対策としては、鼻ぐり井手公園の拡張整備を進め、公園の完成後は加藤清正公の功績や鼻ぐり井手の価値を紹介できるコーナーも設け、白水地域を魅力的な地域としていきたいと考えております。これらの事業を進めるに当たっては、国の交付金事業等に採択になるよう国や県などに働きかけを行い、一般財源の持ち出しを最小限にするよう取り組んだところであります。

次に、第5期菊陽町総合計画の後期基本計画策定に伴う住民懇談会の開催について報告いたします。

第5期菊陽町総合計画の後期基本計画、平成28年度から平成32年度までの計画期間となるものでありますが、この後期計画を策定するに当たりまして、町民の皆様の声や御意見をお聞きし、計画に反映させるため、7月17日の南小学校区住民懇談会を皮切りに6つの小学校区において住民懇談会を開催し、延べ261名の町民の皆様に参加していただきました。今後においても、各種団体等をはじめとして町内の各界各層の広範な御意見、御要望を聞いていくこととしております。そして、この懇談会でいただきました御意見や御要望につきましては、分析、検

討を行い、その後住民懇談会を開催し、再度御意見をお伺いするなどして、策定段階からの協働に努めてまいります。

次に、警察力強化、交番新設について報告いたします。

警察力の強化、具体的には交番新設についてであります。6月議会以降に私自身も要望活動を行い、熊本県警本部の体制が変わったこともあり、大塚議長、橋本区長会長、岩根婦人会長にも御同行いただき、県警本部長、警務部長に警察力強化、交番新設について本町の要望を伝えております。今後も効果的な活動を続けてまいります所存であります。

次に、南小校区定住化促進対策について御報告いたします。

南小校区の活性化、子育て世帯の転入を促進する施策として、昨年10月に定住促進補助金制度を創設したところであります。その結果、申請件数で6件、子どもの数で10名の転入があり、合計で400万円の交付を決定しております。現在、この効果をさらに高めるため、子育て世帯のUターン、3世代同居を促進するため、実家建物の増築、リフォーム費用なども対象とすべく検討しているところであります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について報告いたします。

両給付金につきましては、消費税率引き上げに伴う世帯への影響を緩和することを目的に国の施策として実施するものであり、町では7月1日に支給対象者の方へ申請書を送付し、順次支払いを進めております。8月20日現在、臨時福祉給付金は申請者数3,988人、支給額5,019万円です。子育て世帯臨時特例給付金は申請者数2,611人、支給額4,655万円です。今後も、引き続き両給付金の周知に努め、まだ申請されていない支給対象者の方に対しまして再度の申請案内を行い、平成27年1月9日まで申請書を受け付けてまいります。

次に、屋久島町の災害見舞いについて報告いたします。

姉妹都市であります鹿児島県屋久島町の口永良部島の新岳が34年ぶりに噴火し、去る8月4日に島民61名が屋久島に避難されました。口永良部島には77世帯、135人が住んでおられますが、現在は新岳も落ちつき、一時避難されていた島民も島に帰られているとのことであり、町では、この災害により島民への御見舞いとして屋久島町に対し米770キログラムを送り、口永良部島の災害復旧に役立てていただいております。

次に、原水東地域のブロードバンド環境の整備について報告いたします。

議会からも何度か取り上げられ、原水東地域のNTT西日本の光ファイバー通信サービスの提供については、機会あるごとに事業者には要望を伝え、環境改善の要望、要請を行ってきたところであります。事業者としては事業の安定した運営を図るため原水東地域における利用者数等の実態と将来性などについて検証され、事業化に向け検討されてきたところであります。これまでの事業者からの提案では、採算がとれる利用者数が見込めないこと等から、自治体に求められる整備費の負担も大きく、事業化は困難なものでありましたが、近年の宅地開発の活発化や株式会社愛歯やナカヤマ精密株式会社の操業開始や、原水工業団地に新たな企業が立地する計画など、地域内の動きが活性化してきております。これらの状況の変化によって利用者数

及び利用料の増加が見込め、町の負担が軽減されるなど、事業化の環境が整ってきたところであり、NTT西日本における事業化に向け積極的に支援していきたいと考えております。

次に、農業対策として土地改良事業について報告いたします。

農業対策としての土地改良事業は、平成20年度から平成27年度にかけて実施中の県営上井手かんがい排水事業と、平成21年度から平成27年度にかけて実施中の県営下井手かんがい排水事業では、今年度は菊陽区域に残った一部区間と大津区域を実施予定であります。この2つの用水路は菊陽町、大津町の約820ヘクタールの水田を潤す重要な施設であり、昨年同様整備促進を図ります。また、馬場楠井手につきましては残っていました菊陽町区間について県営ため池等整備事業として平成24年から平成28年度完了を目指して実施予定で、平成25年度から工事に着手しております。そのほかパイプライン等の施設老朽化による維持管理費に困窮しておられました堀川地区におきましては、県営堀川地区農村地域防災減災事業により平成25年9月に採択され、本年度は実施設計及び工事に着手し、平成30年度の完成を予定しております。

また、今後の土地改良事業の新規計画については、津久礼井手の大津町区域の未整備区間を平成27年度から整備に着手する予定であります。一方、昭和40年代に整備された白水地域については、農業用施設の老朽化が顕著であるとともに大型化した農業用機械の運用のための改修などを本年度より事業化に向けて基礎調査に着手し、県営事業での事業採択を目指すところであります。これらの事業により、確実な用水供給ができるとともに農業経営の安定に大きく寄与するものと考えております。

次に、原水工業団地の売却について報告いたします。

原水工業団地につきましては、2区画、約6万2,000平方メートルの分譲用地を保有しておりますが、去る8月6日に小山株式会社と工場立地に関する協定書を締結いたしました。同社は、原水工業団地に工場用地約4,700平方メートルを取得、約9億円を投じ、布団等を製造する工場を建設されるもので、約60名を雇用し、月に5,000枚を製造すると計画され、新工場の建屋は、一部2階建て、延べ床面積約3,350平方メートル、11月に着工し、平成27年4月の操業開始の予定とのことであります。

次に、菊陽町中学生海外派遣事業について報告いたします。

国際化時代に生きる人材育成を目的として平成8年から始まった本町の中学生海外派遣事業も今回で17回目を迎えました。本年度も夏休み期間を利用し、7月20日から8月2日までの14日間、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校より6名ずつ、計12名の生徒をオーストラリアへ派遣いたしました。現地では、バックスマーシュグラマー校の授業に参加しながら、10日間のホームステイを体験いたしました。生徒たちは、外国での生活を通して日本では得ることができない貴重な経験ができたようです。

最後に、全国中学校体育大会出場結果について報告いたします。

今年度の全国中学校体育大会におきまして、菊陽中学校3年生の松岡優香さんが九州大会卓球女子シングルで優勝、弟で2年生の松岡優人さんが卓球男子シングルス9位の成績をおさ

め、8月22日から25日に徳島県で開催されました全国中学校卓球大会へ出場をしております。その結果は弟の松岡優人さんが1回戦、姉の松岡優香さんが3回戦まで進まれ、素晴らしい成績をおさめられております。それぞれ出場したお二人と保護者、そして御指導いただいた先生方に心からお祝いを申し上げたいと思います。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後も町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出認定第1号から報告第7号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出認定第1号から報告第7号までの12件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成26年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は12件であります。内訳は、認定1件、議案10件、報告1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号は、平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定についてであります。

内容は、平成25年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

議案第29号は、菊陽町総合スポーツ施設整備基金条例の制定についてであります。

内容は、総合体育館などのスポーツ施設整備のための基金積立てを行うために新しく定めるものであります。

議案第30号は、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5億8,128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億1,385万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、地方交付税を1億7,615万4,000円、国庫支出金を6,242万7,000円、繰越金を6億169万6,000円、町債を3億2,260万円それぞれ増額し、繰入金を6億1,800万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を3億9,478万1,000円、民生費を3,298万

2,000円、商工費を5,033万3,000円、土木費を6,395万3,000円それぞれ増額するものであります。

議案第31号は、平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億4,221万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,065万1,000円と定めるものであります。

歳入は、前期高齢者交付金を35万5,000円減額し、繰越金を1億4,257万3,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金を17万3,000円、諸支出金を1億1,384万円増額するものであります。

議案第32号は、平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3,792万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,937万6,000円に定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を37万4,000円、支払基金交付金を161万1,000円、繰越金を5,997万3,000円増額し、繰入金金を2,403万2,000円減額するものであります。

歳出は、総務費を921万2,000円、地域支援事業費を37万4,000円、諸支出金を167万9,000円、予備費を2,666万1,000円増額するものであります。

議案第33号は、平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額においては、事業収益を365万2,000円減額し、14億4,624万5,000円と定め、事業費用を1,663万1,000円増額し、13億9,552万9,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入予定額を1,264万4,000円増額し、4億9,502万2,000円と定め、資本的支出予定額を1,264万4,000円増額し、9億768万1,000円と定めるものであります。

議案第34号から議案第36号までは、国の社会保障と税の一体改革による消費税率引き上げに伴う財源を活用して、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から開始される予定の子ども・子育て支援新制度に係る関係条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

内容は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する法律を踏まえ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第35号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の制定についてであります。

内容は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所及び家庭的保育事業等の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第36号は、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

内容は、児童福祉法第34条の16の第1項の規定に基づき、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業者内保育事業を総称した家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第37号は、菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正及び町営三里木第一団地の用途廃止に伴い、菊陽町営住宅条例の一部改正を行うものであります。

議案第38号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました馬場地区の開発道路及び三里木地区の開発道路を新たに町道として認定するものであります。

報告第7号は、平成25年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際、御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 下水道事業会計決算審査報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、平成25年度下水道事業会計決算審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） おはようございます。代表監査委員の中原でございます。

本年6月定例議会の方でまたやってくださいということで再任されましたので、25年度の決算報告につきまして再度私の方から説明をさせていただきます。

まず、説明に入ります前に、審査意見書の記載内容に関しまして3点ほど御了解を得ていた

だきたい点がございます。

まず第1点は、決算意見書に間違いがございまして、ちょっと修正を申し訳ございませんが、やっていただきたいと思います。

まず、3ページをちょっとあけていただきたいんですが、3ページの表の2-1と2-2というのがございます。そこに公共事業、農業集落排水事業の増減の欄がございますが、その「7,164万円」と「3,042万8,000円」これは△、要するにマイナスであるというふうに△をつけていただきたいというふうに思います。

それから次、5ページですかね。5ページですね。

5ページの表の3-3の公共下水道事業の収入なんですが、資本的収入の一番右の欄、うち平成25年度繰越額というのがございまして、これが「2億7,868万2,000円」となっておりますけど、これは「7,868万2,000円」の間違いでございまして、この2を外していただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと一番最後にもう一つ、18ページですけども、これ18ページの表の6-2を見ていただきたいと思いますが、これは農業集落排水事業の分析表ということで、その使用料回収率というのがございます。その数字が「25.7」となっていると思いますが、これは「17.5」の間違いでございまして、その付近を訂正していただきたいというふうに思います。申し訳ございません。お手数をかけますけど、よろしく願いいたします。

それから2点目は、これは昨年も御説明いたしましたと思いますが、決算審査意見書は税込みと税抜きになっております。これはどうしてかという、予算の執行状況を示している収益的収支と資本的収支につきましては年度当初議会で認定された予算書というのがございまして、それは税込みになっております。したがって、その予算の執行状況については、この予算書と整合性をとる必要があるということで、税込みで意見書の方もつくっております。

それから、その後ろの方にあります経営状況と財政状況、これにつきましてはこの消費税が入りますと本当の会計の状態が不明になる点がございまして、したがって、そのつくっている損益計算書、それから貸借対照表、これについては消費税の影響を避けた会計処理の結果、この実態を正確にあらわす必要があるということで消費税抜きの表現になっておりますので、御了解いただきたいと思います。

それからもう一点は、従来本町の下水道事業については公共下水道事業と農業集落排水を一体化させた会計処理の方法がとられておりました。ただ、こいつにつきましては本年度の平成26年4月1日ですけど、ここで地方公営企業法の会計原則というのが昭和41年以来大幅な改正が行われて、それが適用されております。それを読みますと、事業体ごとのセグメント化というふうに、このセグメント化といったら事業体ごとにやりなさいということで、本町でも公共下水道と農業集落排水はそれぞれ分けた形で適正か適正じゃないかというような整理のやり方をしなさい。はっきり言いますと、農業集落排水がマイナスだからということで公共下水道か

ら農業集落、公共の収益を農業集落に回すというのはいかがなものだろうか。そういうところも住民の方たち全部見ていただいて、もし改善する必要があるならその付近も改善しなさいという趣旨のようでございます。したがって、今回もその付近をにらんで意見書については公共下水道と農業集落排水が実態がどうなっているかというふうなまとめ方をしています。当然25年度までは一緒にやっついていいという話ですので、連結のやつも決算書には提案しておりますけれども、今回の意見書についてはその付近をにらんだようなまとめ方をしているということをお聞きいただきたいというふうに思います。

それでは、本論に入らせていただきますけれども、まず1ページに法律の経緯、それから審査の概要の中で、審査の対象、期日、それから審査場所と、こういうのが書いてありますけれども、これは見ていただくとお分かりになると思いますけれども、これに基づきまして審査を行っています。審査につきましては、加藤監査委員とも一緒に審査をやっておりますので、この付近はそれを見ていただければ分かると思いますけれども、審査の手續につきましてはここに書いてあるとおりでございます。要するに先ほど町長の方からも話があったと思いますが、監査に対して提案されました処理、あるいはそれに関連する処理、証拠書類、そういうものを全部照合いたしまして計数が正しく書いてあるかどうか等につきましてチェックするなり、あるいは担当職員の方からの意見を徴する方法で審査手続を行っております。ただ、決算審査につきましては、月々行います例月出納検査、それから定期監査、そこをベースにいたしまして、その延長線上で決算審査をやっていくというふうなやり方を行っております。

それから、それに基づく審査の結果でございますけれども、審査の結果につきましてはそういうような検査を行いましたけれども、そのチェックした審査の結果としましては関係の法令に準拠した作成がなされておまして、当年度の経営成績とか財政状況はおおむね適正に表示されているというふうに認めております。

なお、個別の細かい部分については、例月検査、定期検査、その都度、担当職員の方、担当部署あたりに是正、あるいは協議、あるいは検討、そういうものをお願いするようにお願いしておりますので、その都度対処はしていただいているということでございます。

ただ、決算審査については個別的な監査委員としての意見を言わせてもらいますと、公共下水道につきましては昭和58年下水道が開始されて以来、下水処理区域内の人口の普及率は97.7、水洗化率は95.6%というふうになっておりますので、今後におきましてはちょっと決算書の一番後ろの方ですね。これは決算報告書の方やったですね。の方の12ページだったと思いますけれども、そこに施設の設備の耐用年数なんか書いてあります。その耐用年数は50年近くのやつもあるかと思えば10年とか五、六年のやつもあります。したがって、その期間で施設整備、整備といったら非常にもう九十何%やっているんですけど、その施設次第では既にもう経年劣化による補修とか更新も行われているという状況にありますので、この付近につきましては今後どんどん増えてくるということで、計画的で優先順位を決めた施設の延命化、方針を進めていただくと。はっきり申しますと、ざっくり申しますと、下水道は大規模なやつ、大

体200億円近くの金かけて今の施設ができてますので、これが200億円のやつがつくったのと同じような感じで維持管理されないとうまく回転していかない、運営ができないということで支障が出てくるおそれもありますので、その付近はそういうことで計画的に延命化とか、あれを図っていただきたいというふうに思っています。

さらに、特に農業集落については、事業着手が平成6年ですので、公共下水道よりも10年ほど新しいんですが、新しくて、人口普及率も100%、水洗化率は91.7%、これ全部こちらの方も非常に進んでおります。ただ、こちらの方は後ほどちょっと財務処理、要するに先ほどの損益計算書とか貸借対照表の方で御説明はさせていきたいとは思いますが、厳しい財政の状況、そこだけ見ると厳しい財政の状況になっているということでございますし、特に最近では、要するに農業集落排水事業の目的である生活環境、農村集落の生活環境の改善に加えまして、集落内開発制度運用による販売店とか一般住宅、これらが指定区域内の開発ができますよというふうになっておりますので、100%と言いながらこの付近に対して汚水管路の延長をさせたり、今の処理場の能力の効率的な運営を行っていかないとほかの会計に影響が出てくるということも考えられますので、一つの課題ではないかなというふうに監査委員としては審査の結果では総合的には思っております。

それから、大体それがそういう審査の結果でございまして、次、2ページですね。

下水道事業の概要について、ちょっと御説明させていただきます。

この業務量については、公共下水道事業が表の1-1、それから農業集落排水が1-2に書いてありますとおりでございますが、これを見ますと公共下水道、農業集落排水も処理区域内の人口は増えておるし、しかも浄化槽から下水道への設備も進んでおまして、人口が増えるということはそれだけ処理量が増えてますので収入は上がるかというふうには思いますが、それのもとになる公共下水道では2万9,105トンほどの処理量というのが、有収水量というのがお金になるやつですね。が増えておりますけども、農業集落排水の場合は、もう処理区域の面積が狭いということもありますけども、逆に2,442減っております。じゃあ、処理区域の人口が減ったのかというとそうではなくて、処理区域の人口は3人ほど増えております。増えておりますけども、じゃあ水洗化人口はどうかというと水洗化人口は1名減っております。ということは、区域内の増えて入ってこられた方と出ていった方、こういう方たちの増減の結果と、もう一つは最近私ちょっと大津水道企業団の水道用水の1日当たりの使用量を見てみますと、大津水道企業団の水道も人口は増えているんですけど、逆に1人当たりの使用量が2リッターほど減っております。ということは、家庭用の家電等の節水ですかね、節水機器の普及によるところの影響でこういうふうな現象が出ているんじゃないかなというふうには思っております。

それから、それが大体主な業務量でございまして、次の建設改良工事については、これは表の3の3ページですかね。3ページの表の2-1、それから2-2、この付近に書いておりますが、これを集計するときの個別的なやつについては、公共下水道事業、農業集落排水ごとの

決算書の附属明細書というのがございますので、そちらの方の29ページと64ページを開いていただくと一件一件当たりの下水道の改良状況がどういうものがやっているのかというのまで書いてありますので、それは後ほど御覧いただきたいと思いますが、この公共下水と農業集落排水事業を合わせた建設工事の件数は全体では6件、それから工事費では2億2,084万2,000円、前年度に比べますと1億206万8,000円の減となっております。

また、維持工事につきましても、件数では6件の減、工事費では144万円の増というふうになってますが、この付近につきましては今のところまだ改良関係の費用が大きいんですけど、この付近は維持管理費が増えてくる。そして、この維持管理費につきましては、特に注意していただきたいのが交付金の対象、補助金の対象じゃなくて維持管理は地元で自分たちでやりなさいというのが原則になっておりますので、どこまで国が面倒見てくれるかということは今後の課題だというふうには思っております。

それから次、3ページの予算の執行状況について説明させていただきます。

まず、収益的収入及び資本的収入、これはどちら、どういうやつに使われるかというのは、これは主にメンテナンスですね。今の施設のメンテナンスについての収支とさせていただいてもいいかと思いますが、その付近については4ページの3-1から3-2に示しております。

その収支動向のこの金額を見ますと、その意見書に記載しておりますけれども、当年度の公共下水道事業は7,384万円の黒字となっておりますが、対前年度に比べると1億2,075万7,000円が減となっております。△がついています。これの主な原因というのは、公共下水道、これは菊陽町の場合は流域関連公共下水道ということで県の北部流域下水道処理場の方に連結しております。したがって、それに対する負担金を払っているわけですが、この負担金については3年ごとにチェックがされて、見直しがなされるということで、昨年度はお支払いした負担金が1億2,261万5,000円ですかね、ほど返金されています。返されております。したがって、その付近が24年と25年度の影響として出てきているんじゃないかというふうに思います。

それから、農業集落排水の方については、下水道使用料ですか、それから一般会計繰入金で施設の維持管理とは過去に借った企業債の償還が行われていますけれども、これはそういうふう一般会計からの繰入金を入れているにもかかわらず368万2,000円の赤字になっている。これにつきましては、先ほど申しましたように公共下水道と農業集落の連結による会計処理を行われておりますので、連結では7,015万8,000円の黒字となっております。したがって、この付近で農業集落排水の欠損金を補填したと、あるというような実態で実際の運営には何ら見た目では問題がないというような会計処理になっておりますけれども、これを今地方公営企業法の要するに会計処理の考え方ですね。要するに総括原価主義に基づく独立採算制、要するに受益と負担の関係で独自にやっていきなさいというのが中心になっておりますので、そういう負担の公平という観点からすると、今後改善の必要がないかということを検討していただかなきゃな

らんというふうに思います。

それから、資本的収入及び支出（消費税込）についてが5ページに書いてありますけども、これにつきましては表の3-3と、表の3-4に示しておりますとおり、公共下水道についての収入は決算執行率81.98%の7,362万円の減となっておりますし、この付近について何で減になったのかというやつについては平成24年度に繰り越されております、予算が繰り越された金額が1億2,972万7,000円がありまして、これが最終的に決算では企業債と交付金の繰越額は減になっております。それが7,868万2,000円ほどになっておりますので、この付近がその付近のマイナスになった原因であろうというふうに思っております。

それから、支出については、執行率が90.12%、8億1,613万9,000円となっております、これから平成26年度より今度、今度は25年から26年に繰り越された繰越額8,385万円を差し引きますと564万6,000円が不用額となっております。これ中身をチェックいたしますと、この主たる要因は建設改良の入札ですね。入札の残、それから予備費を組んであったんですが、予備費が執行されておられません。これが不用額という形で出ておりますので、そういう値になっているということでございます。

それから、農業集落排水事業については、こちらでは出資による1,000円、1,000円があった場合はということで予算書に組んであったんですが、これが執行されてない、なかったということですが、これは率に直しますとほぼ100%、収入については予算書に書いてあるとおりに入っております。ただ、先ほど申しましたように支出については329万5,000円の不用額が出ておまして、これも何で不用額が出たのかというと、これは入札残と先ほど公共下水道と同じような予備費の執行がなされていないということによるものでございます。

公共下水道と、それから農業集落排水とも、その収支では公共下水道が4億8,126万円で、農業集落排水事業が1,095万7,000円の収入不足、資本的収入では収入不足、要するに赤字を抱えた運営をしているということでございますが、これについては平成25年に議会の方で年度当初に予算、もし不足するというのはもうその時点で分かっておりましたんで、その時点でその予算書にここに書いて、過年度の場合、あるいは当年度の損益勘定留保資金とか、それから消費税と地方消費税資本的収支の調整額、あるいは減債の積立金、さらには繰越利益剰余金処分額、こういうやつで足りない分は不足しますというふうになっておりましたんで、それに基づいて処理はされているということでございます。

それから次、7ページですね。

そのほかに予算書に予算の予算執行、予算こういうふうに例えば企業債はこれ以上借っていきませんよとか、一時借入金にもちゃんとこういうふうに額を限度額としますよとかというようなこと、そういうものがここにアからオまでがいろいろ地方公営企業法の施行令の17条に基づいてずらっと書いてあります。この付近については全部一応チェックしてましたけれども、この付近につきましてはこのこの予算書に書いてある事項に準拠した、従った処理がなされており、問題はなかったということでございます。

それから、今までがそれが予算の執行状況ですが、次、経営成績ということで損益計算書と、それから貸借対照表の中身について御説明をさせていただきます。

まず、損益計算書ですけれども、これは先ほど言いましたように消費税抜きということで見たいと思いますけれども、その付近につきましては表の4-1、4-2に総括的な話は書いてありますし、に書いてありますね。この内容につきましてはちょっとここはお金の出し入れの話ですので、ちょっとここに書いてあります8ページの損益計算書の括弧して消費税抜きというところをちょっと読ませていただきますけれども、公共下水道事業の収益総額は11億2,155万3,000円、それから費用総額は10億5,440万6,000円で、差引の純利益は6,714万7,000円となっていると。この純利益を出した主な内容の内訳を見ると、下水道使用料が6億9,146万円で、総収益の約62%を占めており、それ以外では一般会計での繰入金、あるいは他会計の負担金と補助金はその収入の主なものになっております。

それから、費用については、管渠等の施設維持管理費が2億3,976万円で22.74%、それからセミコンテクノの維持管理が1億271万3,000円の9.74%、それから減価償却が4億1,956万8,000円の39.79%で、企業債の支払利息が2億1,547万円の20.44%で、これが費用の中の占める全体の約93%を占めておりますというふうに公共下水道に書いてあります。

他方、農業集落排水事業では、収益総額が3,884万円、費用総額が4,252万2,000円で、差引と、先ほど申しましたように368万2,000円の損失が出ております。これは収益の80.83%を占める一般会計からの繰入金3,139万7,000円を除くと、下水道使用料は743万6,000円の19.15%しか維持管理をする費用は賄っていないというようなことで、経常的な費用である減価償却とか、あるいは企業債の利息とか、総係費及び安定的な施設の維持管理を賄えない状況になっておりますよというふうに先ほどから申しましたようになっております。

以上が大体損益計算書のちょっと注意して見ていかにやいかんところかなと思っております。

次、10ページに先ほど申し上げました、これ表の4-1で6,714万7,000円の利益が出ておる、全体としてはですね。こいつに対してどういうふうな形で剰余金計算の処分をやっているかということが書いてあるのが10ページ、11ページの内容でございます。

これで見ますと、剰余金の計算による資本金については当年度の一番左側に書いてありますところの期首残高って、これは4月1日、25年度の4月1日の資本費が244億3,078万3,555円、ちょっと合計の欄のところですけどね。あったやつが年度中にそこに下に書いてありますように1億443万3,148円が減となって、資本費は要するに243億2,635万407円ですか、そういうふうに資本費は減になっておりますということが表の4-3に書いてあります。

同じく農業集落排水の方についても、平成25年度の4月1日については9億585万6,895円あったやつがその年度中に1,099万2,255円の変動があつて、最終的に26年3月31日には9億1,684万9,150円となっております。こういうふうに資本については変わりましたと、要するに資本というのは下水道施設を維持管理していく元手になる金ですね。この付近がこういうふう

に変わりましたということを示しております。

それと、この剰余金の、その右側の農業集落は欠損金ですけども、この付近の処分の内容については表の4-5に書いてあります。

当年度末残高9,642万6,500円と書いてありますけど、これは先ほど言ったここの8ページの6,714万7,000円じゃないのかと、数字が違います。この付近については昨年度の処理した平成24年度の利益剰余金というのが余っておりますので、その利益剰余金を繰り越されたやつとこの年の利益が出たやつを足し合わせると9,642万6,500円が利益剰余金として平成26年度残っていますよということでございます。したがって、そやつにつきましては先ほど申しましたように公共下水道の場合は条例に基づきまして、条例というのは条例の2条に利益の処理ということで、まず欠損金がある場合は欠損金に使いなさい、その次にそれでも金が余るようだったら減債積立金に積み立てなさい、その次にそれでも余るなら利益積立金というのに積み立てなさいというようなことが書いてありまして、それ以外については議会の議決を経なさいというふうに書いてありますんで、一応条例によって処分された金は減債積立金に4,515万611円使っております。これはなぜこうされたかという、平成24年に積み立てた減債積立金、要するに借金を返済するための減債積立金は25年度に全部使ってしまったら、減債積立金はもうなくなっているということですので、いろんな地域の政策の変更によって借金が返せないとなると非常に怖いんで、一応これはそれを補填する意味で補填する分だけは条例に基づいて処分させてくださいということで、その処分後のやつにつきましては5,127万5,889円というふうになりますけども、この付近につきましてはちょっと担当部局、要するに執行部と議会の方でどういう処理の仕方をするか、今後のやつのために建設積立金にとっておくか、それともほかのやつに使うかというようなことは今度議会の方で議論をしていただいて決めていただくという形になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、農業集落排水の欠損金処理というのは、これは821万円、先ほど300万円と言ってますけど、昨年度が400万円、四百何万円ありましたんで、これも昨年度と合わせると821万円、本来はこれが独立採算でいくとこれがずっと累積しているという形になるんですけども、これは先ほど申しましたように連結決算ということで、実質的にはもう支払いは済んでおりますので、問題はないんですけどこういう問題を抱えているということだけ認識していただきたいということで、この11ページの表の方には記載しております。

それで、それからそういう損益計算の状況でございますが、次に財政状況を12ページですけど、財政状況については13ページの5-1と、表の5-1と5-2の方に取りまとめて貸借対照表という形で記載しております。この貸借対照はもう皆さん御存じと思いますが、資産の部と負債の部と資本の部に分けてお金がどうなっているかというのをここ表現してあるわけですけども、はっきり言いますと、ざっと言いますと要するに資産をつくる、要するに設備施設をつくるのに借金と、それから自分たちが手元に持っている資本を合わせた額でどういうふうに資産を調達したかというふうな表になっております。

これについて、公共下水道事業についてのまず資産を見てみますと、1億8,552万5,687円の減となっております。これ先ほど減りましたということですが、これについては本来ならば管路とか新しい施設がどんどん更新していけばどんどんどんどん増えてくるので、資産の方も増額していくわけですね、取得額です。ですが、逆にこれについてはできた資産がございますけれども、その資産を不足したときに官庁会計と違ってそのときの費用として見るんじゃないくて、これは今の受益を受ける人、将来の人が受ける人も大体平等にしましょうというふうな形で減価償却というのをお聞きになったことあると思います、をやられております。要するに平準化するという事です。それで、資産を減価償却した費用が4億円ほどございます。これが費用として引くわけですので、当然先ほどから利益利益と言ってますけど、利益が出ているということですけど、これを引かないならば、建設したときに全部費用で払ってあるなら借金がないのであれば当然利益はもっといっぱい出てくるはずですけど、それは費用として引きますよと。

そやつについてが、先ほどちょっと資本表の中で過年度留保積立金と、損益積立金というのがあったと思いますが、そこに入っている。それが今の建設費の資本費のマイナス部分について流用されてあろう、使われているということでございます。だから、この付近と下水道料金とがどういふふうにバランスをとっていくかというのが非常に難しい考えですということでございます。したがって、今はその付近につきましては私もじゃあ今の減価償却の状態はどうなっているかという、菊陽町の方は取得した二百何億円の施設の減価償却費差し引いているやつについては大体3割程度、3割未満。したがって、今のところはそんなに問題にはならないと思いますけど、これが減価償却率がどんどんどんどん上がっていく。それに企業債の今返還率が借金の返還額が菊陽町のたしか何%、何か七、八割ぐらいだったと思うんですけど、そういうような感じになっておりますので、こちらの方は今過去に買ったやつはどんどんどんどん落としていって、費用で落としていって、そして新しい貯金は貯金でして、そして運営していかないと非常にうまく転がらないというところがございます。したがって、その付近のバランスについては考えてやっていただきたい、長期的な観点から見たときに。

ただ、この付近について短期的な、その年度年度ごとの事業運営については問題あるのかという話になりますけど、これ貸借対照表のこれ負債と資本っていうところがございます。その資本と負債の合計の欄を見ていただきますと、資本が243億2,635万407円、それから負債は5,300万円というふうな形になっているということは、元手になるお金が400倍ほど借金よりもありますんで、全然問題にはならないと。要するに、債務超過で施設をつくっているんじゃないっていうことになるわけですね。

ただ、今度の会計法の基準が変わりましたと言ったんですけど、ここに書いてある借入資本というのが資本の中に入ってますですね。ここに企業債というのがございます。これが今度は民間企業と同じように資本の中に入れるんじゃないくて負債の方に入れなさいってなってきたんですって書いてあるんです。だから、それを入れたときに今のような会計のやり方で本当

に大丈夫なのか。短期的な問題としては全然問題ないと思う。というのが、これをちょっとこの負債の部分の流動負債と、それから流動資産というのがございますね。これ流動資産というのは、これは債権ですね。流動負債というのは負債の方ですので債務の方ですので、そちらを見てみてもお金を払って今からちょっと未収金の話はちょっとありますけれども、見ていただいてもこの流動資産の方も1億3,087万9,000円と、それから負債の方は5,000万円ですので、2.何倍ほど入ってくるお金の方がありますよということですので、短期間の年度年度の今のところの運営状況についても、この付近は全然問題にならないってというような状況ではありますけれども、この付近がちょっとどうなるかというようなことは、ちょっと上の方を見ていただくと分かるように固定負債のときに企業債というのがございますね。これ企業債というのは何かというと、国の方で出している資本費平準化債というやつです。資本費平準化債というと何なのかというと、借金をお借りすると返していかなん。5年後に据え置いて返していかなん。それが25年度から二十二、三年から25年ぐらいで返してくださいと、利子をつけて返してくださいとなっていますけれども、減価償却の計算は耐用年数をもってやっていくわけですね。だから、50年というような形でずっとその資産を償却していくというような原価計算になっていますので、そこに期間のずれによる差が出てくるわけですね。それについては、この平準化債という起債を加えて、そしてずっと負担の平等を図っていきましょうという形で、この固定負債もありますんで、この付近を加えると菊陽町も下水道では90億円近くの借金がある。だから、その付近の残高をにらみながら、もう一遍全体を見直した方がいいんじゃないかなというふうには思っております。そういうところが大体この付近の貸借対照表の中身については細かいことは増えたり減ったりという話はここに意見書に書いてありますので、それを見ていただいて御理解いただければというふうには思いますけれども、その付近を全体的に見ましょうということで書いたのが、やったのが経営分析でございます。それは17ページに書いてあります。

その17ページの中で経営分析の下の方については表の6-1と表の6-2にまとめて書いております。実際の決算報告書の明細書類を見ていただくと分かるように下水道課の方ではこれよりもさらにいっぱい分析は行っておられます。その中から非常に経営状態で問題になるだろうというところを選んだのがこの3つでございます。

これを見ますと、先ほどからも見ますように普及率とか水洗化率はもう90%超えているわけですね。そういうような維持管理の状態に入っている中でどういう状態なのかという話ですが、公共下水道の方はこの平均、全国平均値よりも下。この全国平均値というのはちょっと25年度数字じゃなくて、これは総務省が統計調査をとっております。これの統計調査の中に菊陽町のやつも入っております。菊陽町の入った類似の市町村を集計いたしました全国平均値、しかし値は平成24年度ですよということは御理解していただきたいと思いますが、それで見ますとこの公共下水道の方はここでちょっとばって見て、私もこれはこれでいいのかなというのが考えとる、この労働生産性というので考えにやいかんとじゃないかなと思っております。全国平均値が営業収益を受ける前に職員の方の給料はどのくらい占めているんだろうか。

要は、これが全国7.4%、しかし菊陽町は2.5%ということは、収益の方から考えると非常に立派なもんですねという話になりますけれども、じゃあ適正に企業会計運営がやられるのかと、これでやれるのかという観点から見たときに全国の3割ぐらいでやれるのかというような話になるわけですが、この付近の違いは何がこやん原因になっているんだろうというふうに見ましたところ、要するに一般の地方公営企業法が適用されているところは人事管理から人間的なものですかね。そういうものから全部もう自治体から離れて独立してやっている。だから、極端に言いますと、この近くでいうと大津水道企業団とかあるんですけど、あそこの大津水道企業団は24名体制でやっとなるわけ。ところが、菊陽町の下水道は同じように10億円使うのに実際は実態は四、五名の方でやっておられるわけですね。ということは非常にそこに無理が来ているんじゃないか。何でそうなっているかという、その会計業務だけの一部、地方公営企業の財務管理のところだけを適用いたしますとうたってますんで、人事配置が全部下水道課に水道企業団みたいに配置してない。要するに財政課とか、あるいは会計課、そういうところの職員の方も横の連絡だっとうまくやっってくださいねというふうになっているわけですね。

だから、その付近が1点と、それからもう一つは下水処理場を持っていらっしゃるよ、公共下水の。それは県の方がやっている。それを負担金ということで払っているはず。こういう数字になっているんだろうというふうには思っておりますけど、この付近については下水道事業は住民に最も密着したやつですので、施設も大きいんで、本当にこれでいいのかどうかというとはもう一回チェックしていただきたいというふうには思います。

それと、問題なのは、先ほどこちらにほかのところについては全体、大体類似団体の方から見てもおかしい数字は出てないし、適正な運営がなされているという数値が公共下水であります。問題はこちらの方、やっぱり農業集落排水の方ですね。これがやっぱりこちらも労働生産性の方は書いてないですけど、これはもうこの公共下水道と一緒にやってるからこういう形になっているんですね。それで、ここの汚水処理原価というのがありますが、これは低いほどいいわけですが、これは全国値に比べても高い。それから、使用回収率というのがありますけども、これは汚水処理を行う費用のうち何%程度が使用料で賄われているかということ进行分析したやつですけど、これは17.5%しか使ってない、分析結果ではですね。というふうになっておりますので、これは農業集落じゃない、右側のこれ大体100%じゃなからにやいかんわけね、使用回収率というのはですね、法律からいうと。しかし、全国平均値も28.2というように低い値ですけど、ただそれよりもまだ低い値になっているというのは1つ問題じゃないかな。

それを反映するように財政状況の健全化というところがございますけど、それを見ますと一番下の経常収支比率はこれも大体100%以上じゃなからんといけないんですけど91.3%。実際は全国が131.7%、平成24年度の値ですけどなってますんで、この付近の数字を見るとやっぱりこの付近は何らかの形で、確かに菊陽町の型ですので総体的に全体として対応せにやいかんというのは思いますけど、ただ公共下水道と、それから農業集落排水という国の縦割り行政

の国土交通省と農水省の違いだけでなってますんで、この付近についてはちょっと県の方にもお尋ねしたら一緒にしてもいいというふうに法律でいいですかね、もう通達も出ているような状態ですので、真剣に考えていただきたい。

というのが、その付近についてはちょっと19ページの一番最後の方に審査の結果に対する意見というがあると思いますけど、その一番下の方に本町では平成25年度に下水道事業中期経営計画、これが25年度で一応減額と言ったらちょっとおかしいですけど、期間が来たんで新たに平成26年度から30年度の5年間で期間とした見直しが一応中期計画という形で出されております。そいつを見させていただくと、現在の下水道事業における現状、それから課題、こういうものが分析されておまして、今後どういうふうにするかということで事業運営方針、それから事業計画方針、それから経営基盤強化の取組がこういうふうにやっていきたいと思っておりますということが書いてございます。したがって、既にもう当局の方としてその付近はちゃんと把握されて、私が今言ったようなことは全部把握されておまして、今からそれに取り組んでいきますよという話になっているんですけども、この付近についてはさらに基礎データを分析しないと分からないし、特に将来のことに地下の中に埋まっている管がどこまで老朽化しているのかとかというやつについてはかなりちょっと調査をせにゃいかんし、ちょっと農業集落排水についても公共下水との連結をどうやるかというような話については農業集落排水は白水地区に白川をまたがって渡さにゃいかん。そうなってくると白川、管渠を連結させるとしても白川を横断せにゃいかんし、JRも走っていますんで、JRの下はアンダーで通さにゃいかんというような非常に大きなお金がかかるということもありますので、どういうふうなやり方をやった方がいいのか。そのまま残して処理場は処理場だけを残してそれはほかのバイオ関係とかTPPの関係、農業のための施設として残して太陽光発電なんかを使いながら有効に使っていく、そういうのはちょっと先々に当たって試算してみないとどれが一番いいのかというのは分からないんで、その付近は早目にやっていただいて農集の住民生活環境の保全と長い年月、ずっと人間が活着している間は必要ですので、施設の安定的な経営ができるように検討を早目にやっていただく必要があるんじゃないかなというふうには思っています。

先ほど町長の方からもありましたけど、菊陽町にはいろいろ大型事業もまだ残っております。残っております中にこういう問題も抱えている。今の段階では問題ないけど将来はそういうのがだんだん問題になってくるというのがあるんで、今の段階から少しそちらの方にも目を向けていただいて、計画を立てていただいて、そういうやつとの調整をどうするかという話と、住民の方たちにもこれを公表するというところで優先順位をどうするのかというところについては検討していただいたらというふうには思っております。

以上が大体下水道についてですけども、もう一点報告ということでここに健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書ということで僕が出しております。こちらの方につきましては、今の現行制度からいきますとちょっと意見書の1ページをあけていただくと書いておりますけども、この概要とか方法、この付近につきましてはこれは通常の一般会計、特別会計、あるい

は下水道の地方公営企業会計の決算審査と同じような形で比率を割り振ってやっております。

その結果につきましては、こちらに計算した結果が出ておりますけども、1ページの下の方に、これは実質赤字比率とか連結実質赤字比率とか、それから公債費比率とか将来負担比率というのもございますが、この数字の結果を平成25年度を見ますと赤字が出ていませんので、一般会計、この一般会計というのはこれは普通会計も含めたやつなんですけど、それから特別会計を含めたやつ、こういうやつについては赤字がないんで数字は出ていないというふうになっております。

それから、実質公債費比率、それから将来負担比率、こういうやつについても、そこに早期健全化基準という国が示しておる基準値がございますけども、それに比べてもその半分以上の値で全然問題になるような数字ではないということですので、菊陽町の全体の健全化性は下の方にちょっとそこに注書きで書いてありますけども、早期健全化基準未満である段階で健全段階にあるというふうに認めております。

それから、右側にあけていただきますと、2ページの方には資金不足比率というのがありますけど、これは資金不足比率というのはこれは企業会計の資金不足の状態をあらわしているわけですね。ここは3ページの一番右に資金不足比率はどうして出すんですかという、資金の不足額を事業の規模で割ったやつというふうになってはいますが、この資金不足額というのは先ほど申しました歳入である流動資産から歳出である流動負債をざっくり言いますと引いたやつ。それから、事業の規模というのは下水道料金等の営業収益相当額がどれだけ入って、それから工事をするときに受益者負担というのを取りますので、それは既に取りつてあるんで、それを差し引いた利益から差し引いた額が事業の規模ですよという形で、それで割ります。そうすると、もちろん先ほど申しましたように2.何倍あったわけですので、上の分子がマイナスになります。マイナスになるんで全然問題にはなりませんというような結果になったということでございます。

その付近の実質赤字比率とか、今言った連結実質赤字の各指標についての説明は2ページの方に各財政指標の解説というところに書いておりますんで、こちらを読んでいただければと思いますし、審査の意見については3ページの方に書いてある。

ただ、ここでも書いておりますとおり、こういう国が示しているやり方でいくと全然問題ありませんという話になっておりますけども、当然先ほど財源見ていただいたら分かりますように国、県の補助金とか、あるいは企業債、あるいは一般会計からの繰入金、そういうもので運営しておりますので、この付近のお金については国の施策によってごろごろ変わってくるわけですね。だから、その付近の不安定さは多少ありますので、毎年毎年その付近の合計はどうなるかというのはチェックしながらやっていかないとだめ。恐らく今後は先ほどからちょっと何か出ていました子育て関係のいろんな条例が出されているし、そちらの方にもお金はかかるだろうし、少子・高齢化に向けた話ですね。アベノミクスが言うように右肩上がりでは本当財政は再建するんだろうかというような課題もありますんで、その付近を見ながらちょっといろいろ

施策は考えていていただきたいというのが私の最後の結論でございます。

以上で大体説明は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 代表監査委員の報告を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより平成25年度決算認定の件について下水道課長に説明を求めますが、この決算についてはこの後、産業建設常任委員会に付託を予定しております。

質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については産業建設常任委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 認定第1号 平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、認定第1号平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（士野公典君） それでは、認定第1号平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

菊陽町下水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、地方公共団体の長は監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて遅くとも当該事業年度終了後3か月を経過した後の最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならないとなっておりますので、今回議会の認定をお願いするものでございます。

それから、平成26年度の予算及び決算から新地方公営企業会計制度が適用になっておりますが、今回は25年度の決算でありますので、旧会計基準となっております。

まず、表紙の次のページの目次をお開きください。

事業報告書、次が決算報告書（連結）、その後事業別決算報告書と続きますが、いずれも地方公営企業法の規定や施行令の規定に基づき作成するものでございます。

本日は、公共と農集の連結決算報告と連結損益計算書によります企業の経営成績、そして連結貸借対照表によります、資産、負債、資本の財政状況について報告させていただき、その他の附属明細書につきましては必要な部分のみの説明とさせていただきます。

それでは、2ページをお開きください。

下水道事業報告書でございます。

まず、公共下水道事業につきましては、昭和58年度に事業に着手しまして、平成25年度末の

下水道処理区域内人口普及率は97.7%となっております。しかし、現在管理しております管路も古いものは40年余りが経過しまして、経年劣化によりまして管路等が腐食している状況が見受けられます。今後は、下水道施設の維持や更新に重点を置き、施設の延命化を目指し、下水道長寿命化計画によりまして整備を進めてまいります。

次に、建設工事の状況について申し上げます。

平成25年度は、社会資本整備総合交付金や町単独費を合わせまして1億9,393万7,000円を投入しまして、中央汚水枝線築造工事など合計29件の工事を行いまして、事業認可区域内の整備率は84.7%となっております。

浸水対策事業では、菊陽第4排水区枝線築造工事など3件の工事を行いまして、事業認可区域内の整備率は64.3%となっております。

それから、老朽管対策事業では、武蔵ヶ丘地区污水管更生工事やマンホールふた更新工事など9件を行っております。

次の業務の状況について申し上げます。

平成25年度の建設工事によりまして原水及び曲手地区等の一部の15.97ヘクタールの供用を新たに開始しております。水洗化戸数は、前年度より563戸増の1万4,529戸、水洗化人口は3万6,793人となっております。

有収水量につきましては638万9,953立方メートルで、前年度よりも2万9,104立方メートル増加しております。

次の3ページの経理の状況についてでございますが、この後、決算報告の説明を行いますので、ここでは省略させていただきます。

次に、農業集落排水事業であります。戸次、馬場楠、曲手を対象地区としまして、平成10年12月から供用開始しております。

建設改良工事につきましては、馬場楠及び曲手地区で管路築造工事を2件行っております。

続いて、業務の状況について申し上げますと、25年度は馬場楠及び曲手地区で一部供用を開始しまして、水洗化戸数が241戸、水洗化人口が705人、有収水量が7万2,270立方メートルとなっております。

4ページの経理の状況については説明を省略いたします。

次に、5ページを御覧ください。

下水道事業連結決算報告書でございます。

企業会計に移行しましても地方公共団体の特別会計と同様に予算制度を採用しておりますことから、予算に対する実績を示すため決算報告書が必要となるものでございます。

それではまず、収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては下水道事業収益の決算額のみ申し上げますと、11億9,590万7,466円でございます。

支出におきましては、下水道事業の決算額11億2,574万9,610円でございます。

続きまして、6ページは資本的収入及び支出でございますが、収入におきましては資本的収

入の決算額は3億6,487万9,278円でございます。

次に、支出におきましては、資本的支出の決算額は8億5,709万5,877円、翌年度繰越額8,385万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足します額4億9,221万6,599円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額669万2,664円、過年度損益勘定留保資金2,068万8,478円、当年度損益勘定留保資金4億1,968万4,846円、減債積立金3,000万円及び繰越利益剰余金処分量1,515万611円で補填しております。

続きまして、7ページの連結損益計算書を御覧ください。

ここで下水道事業の経営成績を御説明いたします。

まず、主たる営業活動から生じる収益であります営業収益は下水道使用料や他会計負担金で、8億8,210万9,818円でございます。

次の営業費用は、管渠費やポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で、8億7,114万184円で、営業利益が1,096万9,634円となっております。

次に、主たる営業活動以外の原因から生じる収益であります営業外収益は、他会計補助金などによりまして2億7,828万2,830円の収益がございました。

次の営業外費用は、支払利息などで2億2,578万7,272円を支出しましたが、営業外収支が5,249万5,558円の黒字となりまして、経常利益が6,346万5,192円となったものです。その内訳としましては、公共が6,714万7,188円の利益、農集が368万1,996円の損失でございます。

それから、前年度繰越利益剰余金2,475万616円を加えました当年度未処分利益剰余金が8,821万5,808円となったものでございます。

この損益収支の根拠資料となりますものが、33ページと67ページの収益費用明細書でございますので、後で御確認をいただきたいと思っております。

続きまして、8ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金及び剰余金について年間の増減を明示しておりまして、資本金合計額は252億4,319万9,557円となっております。

さらに、この未処分利益剰余金をどのように処分するのか、処分内容を示したものが9ページの剰余金処分計算書でございます。

当年度末残高の未処分利益剰余金8,821万5,808円のうち4,515万611円を菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項の処分によりまして企業債の償還に充てるための減債積立金に積み立てまして、翌年度繰越利益剰余金が4,306万5,197円となるものでございます。

続きまして、10、11ページの連結貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部ですが、1の固定資産につきましては土地、建物等の有形固定資産や熊本北部流域下水道などの施設利用権であります無形固定資産をそれぞれ減価償却し、さらに下水道事業運営基金の投資資産を加えまして、固定資産合計額は251億5,524万5,822円となっております。

また、2の流動資産につきましては、現金預金や未収金で流動資産合計は1億4,649万6,704円となりまして、資産合計は253億174万2,526円となっております。

続いて、負債の部でございますが、3の固定負債につきましては資本費平準化債であります。これと4の流動負債は工事請負費等の未払金などで、負債合計は5,854万2,969円となっております。

次に、資本の部について申し上げます。

まず、5の資本金の自己資本金は17億6,027万8,773円、借入資本金は企業債で、この部分は26年度予算より負債の部に移行しておりますが、残高は90億6,990万4,388円となっております。

こちらは、39ページから45ページと、70ページの企業債明細書で確認いただけます。

続きまして、6の剰余金の資本剰余金につきましては、国庫補助金や受贈財産評価額などを合わせまして、資本剰余金合計は142億215万8,997円となっております。

その下の利益剰余金につきましては、建設改良積立金と当年度未処分利益剰余金で、2億1,085万7,399円となっております。

そして、資本と剰余金を合わせました資本合計は252億4,319万9,557円で、負債と資本の合計は253億174万2,526円となりまして、25年度末の菊陽町下水道事業の財政状態は以上のとおりとなったものでございます。

次の13ページから22ページまでは公共下水道の決算書、23ページからが決算書の根拠資料であります決算付属明細書になります。

次に、47ページと71ページの下水道事業経営分析表につきましては、前年度との比較とともに全国平均値との比較を行いまして、それぞれの事項の内容や、その評価方法について説明をしておりますので、後で御確認いただきたいと思っております。

最後に、下水道使用料につきまして25年度の決算で汚水処理に要した費用のうち使用料で賄われている割合の使用料回収率が公共で82.3%、農集が17.5%でして、公共と農集合わせまして1億9,400万円余りの基準外繰入金が汚水処理費用に使われたという結果になっておりますので、使用料によりまして汚水処理費用を賄えるよう、今後使用料の改定について十分に議論する必要があると思われまます。

以上で決算説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、最後の方で1億9,000万円ほどの繰入れがあつて使用料の改定については今後議論する必要があるという説明だったんですけれども、どういう形で進めていかれるのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（土野公典君） ただいまの質問にお答えいたします。

使用料の改定につきましては、下水道運営審議会に諮問いたしまして、その答申をいただきまして議会の方へ提案させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はございませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ただいま小林議員の質問にありましたが、私も以前申し上げましたけれども、この企業会計に移したということは、これが独立採算で下水道会計が維持されるという、そういう目標のもとにされたと思うんですけども、大体いつごろ予定をされてますか、それが1点。

あともう一点は、もう一点は、つい最近ですか、私たちの地区にも下水道の掃除といいますか、専門用語は分かりませんが、高い水圧をかけて中の汚れを一掃して漏れがないかとか、そういうのも点検するというのが回ってきましたけれども、先ほどの監査委員さんの御説明を聞いても菊陽町の場合はもう普及率が100%近いので、あとはこの老朽管をどういうふうに布設がえをしていくかということが主になってくると思っておりますけれども、例えば上水道の場合には古い鉄パイプの水道管をビニール系の耐震の管にかえたということがありますが、下水道の場合にはどのような工事がされるのか、その内容をお知らせいただきたい。

以上、2点です。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（土野公典君） 最初の御質問は、料金改定がいつごろになるかということによろしいでしょうか。

（8番甲斐榮治君「はい」の声あり）

今のところ10月に下水道運営審議会を開きまして諮問いたしまして、3回か4回審議会で審議されるのではないかと思いますけれども、その後議会の方に提案をさせていただきまして、今のところ来年の10月の消費税アップと同じぐらいの時期になるのではないかというふうに考えております。

それと、次の質問の管をどういうふうにするのかということですが、まず今清掃とかの回覧が回ってきていると思っておりますけれども、これは長寿命化計画によりまして今の状況がどういう状況であるかというのを調査するためにテレビカメラを入れる前に清掃を行いまして、その後テレビカメラを入れまして管が壊れてはいないか、継ぎ目が剥がれてはいないかとか、そういうのを調査します。更新の方法につきましては、今やっている方法はヒューム管の中にグラスファイバーといいますか、そういう樹脂製のやつを入れましてヒューム管の中に巻き立てて強度を保つといいますか、耐用年数をそれによって延ばすというふうな方法をやっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今のそのヒューム管の中に巻き立ててということですが、管そのものを取り替えるということではなくて、現在ある管を補修するという意味ですか。

（下水道課長士野公典君「はい、そうです」の声あり）

（8番甲斐榮治君「はい」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号を議席に配付しました委員会付託予定表のとおり産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時1分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成26年9月4日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成26年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成26年9月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 答弁の訂正

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中岡敏博君 | 2番 | 野田恭子君 |
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
| 5番 | 渡邊裕之君 | 6番 | 坂本秀則君 |
| 7番 | 石原武義君 | 8番 | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君 | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君 | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君 | | |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 廣野豊徳君 |
| 書記 | 山野光子君 |
| 書記 | 増永純一君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|---------------------------------|-------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 井手義隆君 |
| 教育委員会委員長 | 曾我惟雄君 | 教育長 | 赤峰洋次君 |
| 教育次長 | 桐陽介君 | 総務部長 | 吉野邦宏君 |
| 福祉生活部長 | 實取初雄君 | 武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長 | 渡邊幸伸君 |
| 産業建設部長 | 松村孝雄君 | 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒木一雄君 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 大川由紀美君 | 総務課長 | 吉川義則君 |
| 総合政策課長 | 服部誠也君 | 財政課長 | 阪本浩徳君 |
| 税務課長 | 阪本章三君 | 人権教育・啓発課長 | 高木定伸君 |
| 東部町民センター所長 | 平野葉子君 | 福祉課長 | 西本一浩君 |
| 子育て支援課長 | 宮本義雄君 | 健康・保険課長 | 佐藤清孝君 |

介護保険課長 市原憲吾君
町民課長 酒井章彦君
建設課長 小野秀幸君
下水道課長 士野公典君
図書館長 山崎謙三君
生涯学習課長兼
中央公民館長 堀行徳君

環境生活課長 今村敬士君
農政課長 志垣敏夫君
都市計画課長 大山陽祐君
総務課長補佐兼
総務法制係長 中島秀樹君
学務課長 松本洋昭君
農業委員会事務局長 紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 答弁の訂正

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問に入る前に、昨日の下水道事業会計決算の認定における甲斐議員の質疑に対する答弁について下水道課長より訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

下水道課長。

○下水道課長（土野公典君） おはようございます。

昨日の認定第1号平成25年度下水道事業会計決算の認定につきましての質疑の中で、甲斐議員からの料金改定の時期はとの質問に対する私の答弁につきまして、「これから菊陽町下水道事業運営審議会の中で検討してまいります」に訂正いたします。よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第2、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 皆さんおはようございます。

今日はお足元の悪い中、多くの皆様に傍聴いただきまして、ありがとうございます。きくよう政策研究会の渡邊裕之でございます。

いよいよ9月になりまして、今月の末には町長選挙が行われます。町長も、公務多忙の中での選挙戦、大変御苦労も多いかと思いますが、お体を大事に、しっかり戦っていただきたいと思っています。

選挙というのは、えてして敵味方に分かれることがございます。特に1対1となった場合には、この町政さえ真っ二つに割るようなものであり、時として後味の悪いものになります。しかし、我々は、この選挙を経て、こういう場で発言をさせていただき、そして大きな権限をいただいております。やはり、そこにはしっかりとしたビジョン、政策、そして現職は実績をしっかりと町民の皆さんにお訴えをし、そして戦っていただき、次の4年間を受けていただきたいと思っています。

私は、常日ごろから政治は言葉ということを言っております。やはり思いだけでは実現できません。言葉にして、そしてそれを賛同いただける皆さんがいてこそ政策は実現できます。ですから、選挙の際には必ず自らの言葉で政策を訴える、そして訴えたことは必ず実現しなければならない、これが政治の使命であろうと思います。

私どもも、来年の4月にはまたその嫌な選挙を経なければなりません。その中でもしっかりと、我々は現職でありますから、この4年間の実績を訴えて、評価をいただき、またこの場に戻ってこなければなりません。新人は夢を、ビジョンを訴え、現職はその実績を問われる、これが選挙だと思っております。ですから、私どもも、あと半年の間にこの4年間の総括をしなければならぬと思っておりますので、議員各位におかれましても、この選挙戦に選挙公報で書かれた内容も含め、この4年間で自分がこの1点だけはなし遂げるといふ思いの中で取り組まれたことも多くあろうかと思っておりますので、ぜひそのことをしっかりとこの場においてお訴えをし、そして町民の皆さんにもお伝えをし、そして一緒に爽やかに次の選挙を戦いたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、一般質問に入ります。

今回、3点質問事項を上げております。1点は、パチンコへの法定外課税、そして出店規制についてです。2点目は、これは以前質問をし、これで最後にしますと申し上げましたが、給食費未納の現状についてです。3点目は、この後甲斐議員も質問されますが、第5期総合計画の前期計画について、この進捗についてのお尋ねをいたします。

質問は質問席から行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） では、質問通告に従って質問をまいります。

1点目でございます。パチンコ店への法定外課税についてということでお尋ねをしております、出店規制もですが。

自民党の中で、今パチンコ店への課税というのが検討されております。これは、法人税の実効税率引き下げに伴う税収減の穴を埋める財源の一つとしていろいろ考えておられまして、中には携帯に対してもかけるなんていう突拍子もない、何かそういうことも考えておられますが、いろいろ調べますと、このパチンコ店への課税っていうのは多く国民の皆さんも支持されるようでございます。

かつては30兆円産業であったのが、今は20兆円、19兆円と言われておりますが、野田毅税調会長は、仮に1%でも課税すれば2,000億円の税収が見込めるという試算をされております。その上で、自助努力で検討されてもよいと、地方自治体が独自に課税する法定外税であれば導入も容認する考えを示したというような報道がございました。もちろんまだ報道ベースで、すぐにそれぞれの自治体が検討するということではないかと思いますが、このような党の、いわば政府・与党の中で検討されることに対して、パチンコ店を抱える本町といたしましてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

質問にお答えいたします。

法定外課税を導入することによって、地方公共団体が自らの意思と判断で独自に財源の確保

を図るということは、地方自治、地方分権の理念からすれば重要であり、地方財政の自立、財政需要と税負担のバランスの観点からも望ましいものです。

一方で、法定税に加えて、追加的な負担を住民の皆様を求めることとなりますので、十分な住民の皆様の理解を得ることや、市町村間での税の負担の均衡を図ることも考慮する必要がありますし、それを必要とする特別な課税対象や財政需要が明確でなければならないと思います。

全国の市町村の導入の例を幾つか挙げますと、法定外普通税では、静岡県熱海市の別荘等所有税があります。熱海市の条例では、別荘などに係る環境衛生施設、道路及び消防施設などの整備及び運営に関する費用などに充てるため別荘等保有税を課すると課税の根拠が書かれています。別荘を建てられる方というのは、市内住民とは限らず、市外住民の方も多いため、住民税や自宅の固定資産税などは自宅がある市町村から課税されますが、別荘の所有に対して、固定資産税のほかにもこの税負担をしていただくというものです。

また、福岡県太宰府市の歴史と文化の環境税があります。課税の趣旨は、市固有の歴史的文化遺産及び環境資源などの保全と整備を図り、環境に優しい、歴史と緑豊かな文化の町を創造するために課するとされています。

太宰府市は、毎年700万人程度の観光客が訪れる大変有名な観光都市で、太宰府天満宮など歴史的な文化遺産が数多く残っています。課税の趣旨にありますように、この観光資源を今後保全していくためには、それに見合うような環境整備が必要となりますので、訪れた観光客は市外からの方が多いため、その駐車場利用者から税負担をいただくというものです。

このほかにも、課税の根拠などはそれぞれですが、全国でほかにも4つの団体に導入されています。

次に、法定外目的税では、山梨県富士河口湖町の遊漁税があります。課税の根拠は、河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び駐車場、公衆便所、河口湖畔周辺道路、その他の施設の整備に充てるためとされています。

また、福岡県北九州市の環境未来税があります。課税の根拠は、市は、現在及び将来の市民が快適な生活環境を享受できる都市づくりを目指し、廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援、その他の環境に関する施策に要する費用に充てるためとされています。

このほかにも、課税の根拠などはそれぞれ違いますが、全国でこのほかにも5つの団体に導入されています。

このように法定外課税を導入している自治体の共通点は、いずれもその自治体にとって必要な特別な課税対象や財政需要が明確なことであります。

さて、質問にありますように、パチンコに対する課税について、議員からもありましたように、自民党の野田税制調査会長から地方自治体の判断に委ねる趣旨の発言がありました。国税

にしない理由は、平成元年の消費税導入時に廃止されたパチンコのほかマージャンやビリヤードなどの利用に課税する娯楽施設利用税が地方税であったという経緯があるからとされています。そこで、パチンコ店に現在課税されている税について申し上げます。

国税では法人税、消費税が、県税では不動産取得税、法人事業税、法人県民税があります。

そして町税について少し詳しく申し上げます。町内にはパチンコ店が4店あり、金額については、今年の課税状況などからのものです。従業員の個人の住民税約420万円と法人町民税約290万円と固定資産税約4,560万円を合わせて、合計約5,270万円を課税しています。固定資産税の割合が8割を超え、住民税関係は、個人、法人合わせて1割を少し超えるという状況です。

このように固定資産税が大半を占めていますので、その内訳を申しますと、土地が約1,210万円、家屋が2,130万円、パチンコ台は、ほかの関係設備などとあわせて償却資産として約1,220万円となっています。

参考までに申しますが、パチンコ台は1台約30万円で耐用年数が2年、パチスロ台は1台約40万円で耐用年数が3年ですので、パチンコ台を2年ごと、パチスロ台を3年ごとに新台に入れ替えるとすれば、計算上の課税額は、1台当たりパチンコ台が約1,800円、パチスロ台が約2,300円となります。

このように、パチンコ店に対して固定資産税を中心に相応の課税をしているという状況です。

ところで、御承知のとおり、地方自治体には課税権という特有の権利が与えられています。課税は自治体を運営していく上で最も基本的で重要なことです。自治体が税収を得ることは当たり前のことのようにですが、住民の皆様の御理解があつてこそ成り立つものです。日常的には税金が高いなどの意見をいただくこともありますが、大きな課題として滞納問題があります。課税を行う以上は納税していただく義務がありますので、納税を促しますが、どうしても納税をいただけないような場合は、法に基づく滞納整理を行わなければなりません。最終的には、財産などを調査し、差押さえをしなければならぬ場合もあります。納税が滞っている方の事情などをお聞きすると、大変だと思ふこともあります。

このように、住民の皆様から税金をいただくということは、住民の方に重大な影響を及ぼすような大変厳しいものも秘めていますので、法定外の税金を新たに導入し、負担をお願いするからには、繰り返しになるかもしれませんが、法定外課税が必要な相当な理由があり、特別な事情や明確な財政需要を住民の皆様様に説明しなければなりません。そして、最も重要なのは、それを十分納得していただくということではないかと思ひます。

今回のこの論議の中で、議員も言われるように、パチンコは20兆円の巨大産業で、1%課税すれば2,000億円の財源を生むとされています。課税の方法などについては、自民党内で、パチンコ店が法律で禁止されている利用者の出玉を直接換金することを合法化し、利用者が受け取る現金に課税する仕組みなどが検討されていますが、この場合、税負担が利用者個人のもの

となりますので、当然反発も予想されます。

このようなことを踏まえて、今回のパチンコ税に関しましては、パチンコ店が菊陽町だけに存在するものではありませんので、今後国において十分検討していただき、地方税法などの改正などによって制度化すべき性格のものではないかと考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） しっかりとお聞きしました。大変税の勉強になりましたけども。

静岡の熱海市は、今説明ありましたけども、やっぱりその区域外の方が非常に多いということで、これが大体税収全体の5%を占めるということで、今おっしゃいましたとおり、非常にこの効果が出てるということでございました。

今、パチンコの話の中で、最後に触れられましたとおり、どっちかといえば、このパチンコ税ってというのは、カジノ税と違って、その払い戻しに対してかけられると、最後に御説明がありましたとおり、パチンコをする、その換金してお金をもらう方にかけるということですが、これも一定の理解を得られるんじゃないかと思えます。

昨日もこの子ども・子育て3法の御説明がありまして、これには10%消費税を上がることを想定して7,000億円ぐらいをかけてやるというふうなことです。この7月から9月期のGDPを1つ見ても、下がっておりますし、この判断というものがどうなるかっていうもの見えておりますし、このような巨大産業、申し上げにくいですが、宗教法人等にやはりかけて、税の公平性といいますか、やはり納得するような税制じゃないといけないと思っております。これは町のレベルで話すことではないので、これぐらいにしますが、ぜひ御検討をいただきたいと。

法定外課税全体の話で、町民に何か負担をかける話ではありません。あくまでもこれはギャンブルでありますから、こういったものにかける、しかもこの法定外課税ってというのは基準財政収入額の算入とはなりませんから、これで収入を得ても、行政がまた交付税で減らされるというふうなこともございません。

また、今4店舗というふうなお話がありました。また、これから1店舗進出されて5店舗となります。お隣の天津町も4店舗ということで、熊本市の、どうしても光の森にもありますから、菊陽町はパチンコ店が多いなというような感じを持っておられる方もとても多いかと思えます。

そういったギャンブル性もあり、いろんなところで、この次の話にもなりますが、訴訟も起こっております。そういった中で、きちっとこういうことを協議しながら、パチンコから上がる収益の、今大変な税金をいただいていることはよく分かりましたが、このようなことで地域への還元ということの一つになればと思っております。これはどんなに掘り下げても、まだ国が定めたものでありませんので、法定外課税についてはこのぐらいにしときますので、このようなこともぜひ御検討いただきたいと思えます。

それを踏まえて、規制条例でございます。今度はもうパチンコ店を出店させるなどというような話になってくるので。

今申し上げましたけども、精神科医の先生によれば、日本の成人男性の6%がギャンブル依存症ということで、欧米各国に比べて2倍程度高いと。このサブリミナル効果、音響や映像、パチンコ台の遠隔操作、不正も含めて依存症になるよう誘導されてる事実があるというようなことも言われております。

また、パチンコに起因する家庭崩壊、人間崩壊、犯罪誘発、教育費・生活費のパチンコへつぎ込むなど、マイナスもかなりあるというようなことで、熊本は、一番サラリーマン金融っていうんですか、ああいうものが非常に多いと、そういう借金が多いというようなことで、パチンコ店も多いというようなことでございまして、これは正式な病名は病的賭博ということであるというふうに思います。

昨今は、そのギャンブル性というのが下がって、1円パチンコっていうんですか、僕は全くしないんで分かりませんが、そのようなことで、単なる娯楽というようになってるようでございますが、さまざまな自治体では、この県が定めております風俗営業の規制及び業務適正化等に関する法律施行条例に上乗せ条例という形で、それぞれの自治体で、例えば100メートルのところを200メートルであったり、規制をされてるようなところもございます。もちろんこれで訴訟でどうなったかは全部分かっておりますが、菊陽町のこれからまた新しいまちづくりをする中で、やはりそういう中で、このような規制というものも、町独自の規制、出店というか、今後についてのまちづくりの基本となる、そういったものも考えるべきではないかなと思っておりますが、その点での検討できないかということについてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 皆さんおはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

一定の御理解もある上での御質問ということなんですけれども、一応訴訟の話も含めまして御説明差し上げたいと思います。

まず、パチンコ店を抑制するために条例制定をすべきではとの御質問ですけれども、この建物規制に関しましては、パチンコ店に限らず、全国各地の反対運動で注目されます、例えば場外車券・舟券売り場、ラブホテルなどの風俗施設、あるいは斎場などの特異な施設、さらには高さ等の制限にも共通する問題でありまして、町といたしましても、以前から関係する情報を収集し、法的な考察、検討を重ねてきたところでもございます。

そこでまず、パチンコ店などの一定用途の建築物あるいは事業活動を禁止し規制するための強制力を伴う条例、いわゆる強行規定条例の制定が可能なもんかにつきまして、法的な側面からを主として御説明申し上げます。

これは、町が町民、事業者等の皆様方に対して義務を課し、または権利を制限する類似の条例を検討するときに最も気をつけるべき重要な要素であることをまずもって御理解いただきました

と思います。また、権利制限という御質問の性質上、行政法という範疇の専門的な説明になりますこと、また時間の都合上、十分な説明にまで至れない部分もあること等も含めまして、それでも御質問の性質上、少々長くなりますことをあらかじめ御了承いただきまして、時計を見ながらやっていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

では、本題に移らせていただきたいと思います。

さて、議員各位も重々御承知かとは思いますが、確認の意味も含めまして、あえて御説明申し上げます。

まず、この御質問に関係する法令といたしまして、憲法94条の問題がございます。ここには、法律の範囲内で条例を制定することができるという条例制定の基本原則が規定されております。また、24条には、何人も職業選択の自由を有するという事業活動を保障する規定がございます。また、自治体運営の基本、地方自治法には、その14条で、地方公共団体は、町は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるのとあります。さらに、義務を課し、または権利を制限するには条例によらなければならないとあります。

この憲法及び自治法に規定する関係法令が、本件の場合、都市計画法と建築基準法、そして風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、いわゆる風俗営業法ということになります。この3つの法律はそれぞれにその目的がございまして、都市計画法と建築基準法では、用途地域という制度で土地利用の整序を行っておりますし、パチンコ店が該当する風俗営業法では、熊本県風営法施行条例の中で、住居系用途地域の全部と、商業系・工業系用途地域の中でも、例えば幼稚園、学校、児童福祉施設などから100メートル以内は建築できないなどの立地基準を設け、一定の規制が行われているところでございます。逆に言えば、これらの法律の基準に該当すれば建築確認がおり、警察、公安委員会も風営法に基づく営業許可を出さざるを得ないということになります。平たく申し上げますと、住民、事業者の皆さんがその権利を有するという憲法、法律のつくり方、考え方になってるところでございます。

さて、この憲法、関係法令の制約を踏まえて、事業者等の権利を制限し、町が独自の条例を制定し、さらなる規制をかけることができるのか、いわゆる議員がおっしゃった上乘せ条例的な条例の制定が可能なのか、違憲、違法性を帯びないかが町の規制条例を検討する際の大きな要素、論点になります。また、その検討の背景としましては、規制の必要性の度合い、合理的な事情、理由などがあるかなども検証する必要がございます。

本町は、熊本市、合志市、益城町、嘉島町との5市町で構成される広域の都市計画区域にあります。この区域の市街化区域と調整区域、いわゆる線引きは昭和46年に、そしてその2年後に、市街化区域約1万1,000ヘクタールで住居、商業、工業という用途地域が熊本県知事が定める広域の都市計画として決定されております。

本町では、当時約470ヘクタールの市街化区域の中で、新産業建設促進法の施行も影響しまして、約100ヘクタールが工業地域となりました。しかしながら、この工業地域という名称ではございますけれども……

(5番渡邊裕之君「すみません、少し本題に行ってもらっていいですか」の声あり)

なかなか縮めるのが難しくて申し訳ございません。急いで終わりますので。

この工業地域には、住宅、店舗、工場、そしてパチンコ店など、たくさんの比較的規制が緩い法制の内容でございまして、これらの建物が多数建築され、事業活動が今行われているところでございます。

さて、このような既存の土地利用、事業活動の中、新規のパチンコ店を規制できないかということですが、これには先ほどの法的な、そして現実的な問題が生じます。本町でパチンコ店の立地が可能な場所は、実質的にこの工業地域に限られますけれども、ここには既に4軒のパチンコ店が立地し、営業しております。昭和48年の用途地域の決定から約40年間、熊本市圏としての広域の都市計画の中でパチンコ店が集中して進出してきたという経緯がございます。そして、その立地は、議員御承知のとおり、風俗営業法によりまして一定の規制、立地基準をクリアしたものでございます。

このような関係法令と経緯、現状の中、新たなパチンコ店の出店に限り、あるいは一定の業種、業態を狙い撃ちにした規制条例の制定は、憲法の「条例は法律の範囲内で定めることができる」、あるいは自治法の「条例は、法令に反しない限りにおいて」という基本原則に抵触する可能性がございます。また、憲法が保障する職業選択、事業活動の自由を侵害することにもなりかねません。さらに、既存のパチンコ店との公平性、自由競争原理の阻害という問題も生じてまいります。地権者、事業者等の権利者全員の合意形成など、特別な、あるいは相当の社会的な合理的な事情がない限りは、条例そのものが違憲、違法性を帯びるという可能性が極めて高いと判断せざるを得ません。また、法定の基準、要件がある用途地域の変更という都市計画の手法では、その反作用的な影響から、他の建築物が用途、形態で不適格となるなど、他の権利者への権利制限、営業妨害等に発展してしまうことにもなりかねません。理論的、手続的には、対象区域内の全ての地権者、事業者の合意形成が図ることができれば違法性を帯びることのない規制条例の制定も可能かとは思いますが、このような理由から、現実的には非常に困難な状況と考えております。

参考までに申し上げますと……。

(5番渡邊裕之君「もう参考いいです、すみません。時間がもうないんで、すみません。もういいですか」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 答弁やめてください。

渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) ありがとうございます。上乘せ条例で、訴訟もごさいますしということは分かります。しかしながら、法律で可能であれば、じゃあせつかくこれだけ菊陽町も土地区画をし、新しい町をつくる中で、市場の原理にのっとっておれば、次から次にパチンコやゲームセンター等々ができて、風営法の規定内となれば、何のために土地区画をし、町民のための

町をつくってるのかというようなことになります。

このような条例をされているところは何も珍しくなく、奈良県の奈良市や兵庫県の芦屋市、大阪の狭山市などがございます。芦屋市などは、これは環境保全を目的とした条例に基づいて建築制限を行っている中で、ここにはパチンコ店が一軒もないというようなことであります。ですから、全くできないわけじゃなくて、ほかの方法で、パチンコ店、パチンコ店だけではなくて、例えば今おっしゃいました場外馬券場やラブホテルや、葬儀場をどうとるかっていうのはありますけども、そのようなことも一緒に規制できるのではないかと思います。

菊陽町には、現に菊陽町旅館建築規制に関する条例があります。これはいわゆるラブホテル建設を規制する条例であるというふうに認識しておりますが、このようなものにパチンコやゲームセンター等々も含めた規制条例は可能ではないのかと思いますが、これを言うておってはまた時間がございませんので、まずここは検討をしていただきたいということです。

今のお話だと、法律があつて、県の条例があつて、それに上乘せができない、だから結局は民間業者が法律の中でやってしまえば、それは住民のニーズに合わずとも、それはいたし方ないというのであれば、何のために行政があるのか、こういうことになってしまいます。ですから、今お話しの中にありませんでしたが、東京の国分寺市では、これ訴訟が起きました。これは、パチンコ店の出店が決まったんで、隣にこの市立の図書館を建設して、出店阻止を目的としたが、これ負けて、4億円か5億円ぐらい賠償金を払っておられます。この中で何が大きかったというのは、例えば新しくできるから、100メートル以内に何かそういう文教施設をつくったから阻止できるというものではない。これは確かに違法な措置だと思います。ですから、やはり常日ごろから住民とのニーズ、住民の意見をしっかり聞いてまちづくりを行うこと、地区計画や建築協定など法令を制定して、対抗するといいますか、そういうことが大事だろうと思います。

私は、もう一期目から、光の森の前、そして第2区画整理の前でも、きちっとこの地主さんともこの業者さんとも話して、どのようなまちづくりをするかということのお話をしてきましたけども、今のお話によれば、法律で許されるから何をつくってもいいということであれば、そんな行政に国民も町民も信用はできないということになってしまいます。せっかくすばらしい町ができつつあります。ぜひここは再考をいただきたい。私は、そのために中心市街地活性化法、その基本計画で、光の森から第2区画までを一つのモールとして、町民の皆さん、また外から来られた皆さんが回遊するような、そんな町をつくっていただきたいというようなことを提案をいたしました。このようなことがあるんでは、なかなか一つの業者体、特に住民とのさまざまな問題を起こしているような、そしてまた先ほど言いましたギャンブル依存症を生むようなものがこれからも増えてきても、それを阻止できないというのでは、これは問題だと思いますので、これもすぐここで、はい、条例をつくりますとはいかないとは分かっておりますが、ぜひこれは課題として、それぞれの担当課において検討をしていただきたいと思えます。

時間が30分しかございませんので、次の質問に移ります。

次は給食費未納の問題についてです。

これは、もうおとしになりますかね、私が、給食費未納状態が、当時PTA会長務めておりました、年度末で30万円ぐらい予想されておりました。しかし、それを支払い督促をPTA会長として、学校長ではなくて私の名前で出しましたら、それに応じて9,000円ぐらいまで減りました。いわゆるそれぐらいの強制性を持たないとお支払いにならない、ごね得がこれまでの私会計の中の給食費未納という問題があるというところで議論をさせていただき、PTAと、そして教育委員会と委員会を立ち上げて、それを検討するというようなお話でしたから、私が公会計化の給食費の条例を制定する、条例案まで御協力いただいて作成をいたしました。12月上旬ということを用意しておりましたが、それは、そのような行動はせず、PTAとしっかりお話を教育委員会としていただいて、責任をどうとっていくかということでお話は終わらせました。

しかし、それから、幸いなことに子ども手当が児童手当にかわり、その中から未納者に対しては届け出制でそこから引き落としができるというような制度で未納がなくなったということでしたので、公会計の必要もなく、それぞれの学校でされてるというような聞いておりましたが、昨年といたしますか、今年の3月末をもって私もPTA会長終わりましたけども、その際も、やはり出てしまいました。ですから、やはりこれだけやっておっても、届け出ですから、本人たちが拒否してしまえ、届け出をしなかったらこういうことが起こってしまうかなと危惧していたものが出てまいりました。

まずは、この未納の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

昨年度の未納状況についてでございますけども、小学校6校、それから中学校が2校でございます、そのうちで未納があった学校数としまして、3校でありました。その状況は、給食費決算総額が1億9,332万円、そのうちの未納が、パーセントではございますが、0.08%という結果でありました。

給食費未納世帯の状況でございますけども、給食費を払えるのに払わない世帯ではなく、経済的な問題の世帯という状況でございました。

その対応ですけども、学校と教育委員会と連携しまして、就学援助制度の活用、また今議員申されましたとおり、児童手当の導入がございましたので、児童手当の支給月の6月期、10月期、2月期に支払いがございしますが、その申請手続のあっせん等を行ってまいっております。このような中で、一昨年は未納が解消したという部分がございました。

このような対応により、現在としましては、未納者からは分割等により支払いの目途が今のところ立ってきているというところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 分割の場合は、年度を超えてですか。その年度内に分割でお支払いになるのか、年度を超えてから後で取るのか、どちらですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 年度を超えて分割で徴収していくという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） まあ、これは、御案内のとおり、子どもたちは1年間で成長して、また次に行きます。給食費は年度ごとです。ですから、公会計にするところの肝は、要するに後で徴収して充当すればいいんですが、やはり足らなければ、その年はデザート1個なかったということになるんです。だから、そこにやはり行政からでも、その0.08%ならば、その分だけでも補えば、みんな100%の給食が食べられるということをや前回はさんざん申し上げました。後で徴収しても、例えば卒業してったら、これは解決にならないんですよ。どこに入れるんですか。その学校に入れても何にもならない。だって、次の世代の子たちが食べるだけのことで、やはり年度内に100%にするということを目的にこの未納の問題は解決しなければならないと思います。その分を、じゃあ町である程度先に支払いをしといて、町が取るという方法は考えられませんか。いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お答えしたいと思います。

町で支払うということは、公的会計にしないということですよ。それはしません。今現在やってる状況は、学校とPTAの皆さん方、特に会長もされてましたが、役員の方でいろいろと御骨折りをいただいている状況で、今未納がなくなっていくという状況でございます。ある小学校は、かなり町の中では一番未納の多かった学校ですが、PTAの会長さんをはじめとして、役員の方と管理職と家庭訪問をし徴収をお願いするという、給食の意義をお話いただきながら徴収をするということで、本年というか、最近の状況は未納がありません。

そういった状況で、公的で恐らく足りない分を町で支払うということになると、また払わない人は多くなるんじゃないですかね。そういう状況も考えられますので、今公的会計ということでの状況については教育委員会としては考えておりません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 分かりました。姿勢としては、後ではそれぞれの学校の努力していただいて、年度を超えて支払いをいただくけども、その年度内に解決はできないという姿勢であるというふうに理解をいたしました。であるならば、前回お話をしました公会計化についての議員発議を検討をさせていただきます。

教育委員会がこうですから、町長部局にお尋ねをいたします。

多摩市では、このような中で、きちっと教育委員会も入って、ここには給食費のこういった徴収の公会計化の条例ではなくて、私債権等管理条例というのがございます。そういった中で、この給食費もその中に当てて、徴収義務の明確化、適正化を図るため、この条例を適用さ

せて、法的な債権回収手続を含めて、適正なこの私債権の管理手順を定めるというようなことを幾つかの自治体がされております。

そして、今おっしゃいましたけども、まず最初に、口座振替等の依頼書の中で、一番下に給食費の納入が滞った場合、保護者（教職員）等の個人情報である税務情報を調査確認することについて同意しますというようなことを書かせ、きちっとその責任を履行させるというようなことをされております。

公会計にはしないと。今は0.08って微々たるものとおっしゃるかもしれませんが、そのようなことが起こってる現状で、それぞれの学校も保護者も困って不満が出ているという現状にもかかわらず、年度内解決をできないというなら、このような方法しかないですが、お答えできますですか、私債権管理条例。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君に申し上げます。

私債権というのは、その通告にされておりましたでしょうか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これは私債権です。私の債権です。公債権というのは、徴税及び地方自治法に規定する債権、町の債権のうち、公債権以外の債権を私債権といいます。この条例は、このような条例で町が管理できないかという質問ですから、分からないなら調べてください。分からないで結構ですから、お答えください。

○議長（大塚 昇君） 通告はあっておりませんが、後藤町長、いいですか。答弁してください。

○町長（後藤三雄君） 今回の件につきましては、通告外とっておりますので、ここではお答えいたしません。ただ給食費につきましては、未納のあつておる者についても、もう0.何%の中で、これはやっぱりこのPTAと学校が一緒になってそこまで、今まであつたものをやっつけられますっていうことで、もう解決の方に向かっておりますので、その状況を見ておきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 教育長も町長も解決とおっしゃるなら仕方ないです。

学務課長、もう一回聞きます。

私は、前回この条例を、住民発議もしくは議員発議でやるって言ったのは、結局この問題に対して解決策をお持ちでないからです、教育委員会が。そのときに課長がおっしゃったのは、PTA、町PTAと私たちとその対策の委員会をつくるということでおっしゃいましたが、とうとうそういったこともせずに、たまたまさっき申し上げましたけども、その児童手当を充当できるということで、うやむやになっております。いま一度、それを対策をし、教育委員会とPTAと話をし、どのように対策をするかという手だてもとられませんか、質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 前段として、前回以前お話をしましたとおりでございますけども、先ほども議員も申されましたとおり、一昨年度が子ども手当の導入、児童手当の導入によってどういうふうな動向に動くかがちょっと分からないという状況でございましたが、一昨年度が児童手当等によりゼロまで持ち込めたという部分がございます。それで、PTAの方ともその辺のあたりにつきまして教育委員会とも打ち合わせをしております。そういう中で、今回、昨年度が0.08%という未納が出てしまっているわけでございますが、そのあたりにつきましても、その努力につきましては、今教育長が言いましたように、各学校の方で手集めに切替えられたりとかいろいろな努力をされた中で、まだ学校の方、PTAの方で、そのあたりはまだ任せとってくれというふうな部分がございますので、まだ今はその状況を今見てるところでございますので、そういうところで了解をしていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） じゃあ、そこを超えてっていうのはなかなかできませんが、今年度の状況を見て、次は改選後になるかもしれませんが、しっかりとそこは私も、まだまだ当時から一緒にしてた仲間が今一生懸命頑張っておられますので、お尋ねをし、それでも動かない場合は、先ほど申しあげましたように、議員発議をもってでもいたします。

そして、町当局におかれましては、私債権等管理条例についてはしっかりと勉強をいただいて、そのようなことも検討いただきたいと思います。

それから、年度を超さないようお願いいたします。もちろん払えない方と払わない方は全く別個でございます。払えない方から徴収をしろという思いはありません。今おっしゃいましたように、就学援助等々制度もございますので、しっかりとやっていただいて、栄養をとって、健やかに育つことを私も願っておりますので、ぜひ御努力をお願いいたします。今日はこのぐらいにしておきたいと思います。

では、最後になります。

○議長（大塚 昇君） 次に行ってください。

○5番（渡邊裕之君） はい。では、最後に、第5期総合計画前期計画についてお尋ねをいたします。

この後、甲斐議員が、先日説明されましたことについてのお尋ねでございますが、私としましては、この厚い1冊の前期計画の中に細かく載っております。その中で、副町長がいろいろ説明されました。450のこの細かい施策の中で、まだ時間はございますが、説明された内容が非常に少なかったかなと、ちょっといろいろ見にくかったんですが、写真を撮って落としてみましたら、この具体的施策にないようなこともこの実績として上げられておる。それはそれで、町民の生活サービスに、行政サービスですから、いろんな資することもあるんですが、あと一年半で、私が確認しただけでもほとんどしらっぽなんですけども、この進捗状況です。中には、検討とか推進とか、やってるのかやってないような、ボランティア意識の啓発みたいなものは、これが具体的施策なのかなと。改めて見ますと、具体的施策と読めないようなものが

いろいろございます。

そういった中で、今後この進捗も含めて検討されると思いますが、冒頭申し上げました町長選挙でございます。町長がこの総合計画の立案の責任者でございますので、それを総括する意味でも、今の状態、どこまで行って、特にこれから、特に予算を伴うもの、スポーツ、要するに体育館とかそういうものというのはよく分かります。ですから、そういうことを厳しく申し上げるつもりありませんが、中には、これも一般質問でしました熊本県版コミュニティスクールも全くやられておりませんし、いろいろとその副町長の説明の中にも、ああ、これもやってないのかなというのもありました。もちろん主なものということで説明をされましたが、今の現状をどう把握をされて総括をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

最初に、菊陽町の総合計画の基本構想及び前期基本計画の体系、構成について説明させていただきます。

菊陽町の場合、基本構想では、将来像を「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」と掲げ、4つのまちづくりの目標、都市像になります、さらに8つの施策の大綱、政策分野になりますけれども、と33の基本施策を定めております。

基本構想を実現するための前期基本計画では、基本施策の下に90の主要施策、さらに450の具体的な施策を定めております。

さて、質問されました450ある具体的施策の執行、進捗状況についてですが、前期基本計画の進捗状況の把握、調査につきましては、本年度第4・四半期から取り組むこととしており、したがって、具体的施策の執行、進捗状況につきましては現在のところ把握できておりません。まずは、そのような状況であるということを御理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、450の具体的施策として掲載していますものにつきましては、基本的にはどの施策も政策実現に向けて取り組んでいるものばかりでございます。

しかしながら、具体的施策の中には、国や県との連携により整備するもの、具体例としては、幹線道路の整備のための菊陽空港線の延伸などは、早くから関係機関への要望活動を行っているものの、事業着手まで至っていないものや、企業誘致の促進のための新たな工業用地の確保などは、町が工業団地を整備して、その用地を分譲する従来の手法に加えて、最近では、進出を希望する企業の要望に応じてオーダーメイド型の工業用地の確保など、新たな展開を必要とする施策も出てきております。このほか、学校、家庭、地域社会の連携のための学校図書館と町図書館の連携、いわゆる図書管理システムの導入などは、町図書館のシステム更新が平成27年度に予定されており、この町図書館システムの導入にあわせ、それ以降に導入を行うものもでございます。

前期基本計画の終了、平成27年度末まで残り1年半余りとなっておりますが、450あります具体的施策への取組をさらに加速させ、また前期から後期基本計画へと継続するものについて

は引き続き取り組みながら、本町の将来像であります「人・緑 未来輝く生活都市 きくよ  
う」の実現を目指してまいります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） もちろんこういう計画を立てますから、詳細にこれだけをつくられるとい  
うのは分かります。これがこの期間内に全てできるか、そうでないということもよく理解して  
おります。

前回、アウトソーシングを含めて、この町の体制の中で可能かどうかと総務課長にお尋ねを  
しました。これは、余力を持って政策を実現をするためには、保育所等々を民営化することで  
40人の枠があくならば、そういうところに置いて、これは住民サービスのために必要と言われ  
ることが具体的施策として450あるわけですから、それは実現しなければ、これは何のための  
総合計画か、またこれを後期計画に残すのであれば、これもまた、この中に入ってるのもまた  
第4期からの繰越しというのものもあるかもしれませんが、やはりそれは少し分けて書いていただ  
いて、なぜ前回からの繰越しになってるのか。今おっしゃいました空港線の話も分かります、  
体育館の話も分かります。法律であったり、上部団体であったり、お金であったりというのも  
分かります。でも、まだまだできることはいっぱいあります。この中には協働で可能なことも  
いっぱいありますが、そのようなことも全然見えてきません。そのようなことが、やはりこれ  
までの取組というのが問われるんであろうと思います。

ただ、今おっしゃいましたのは、本年度からこの検証するというところでございますが、それ  
はこの10月以降になってくるかと思えます。町長は今回町民の審判を仰ぐわけでございますか  
ら、町長といたしまして、これまで取り組まれた内容の実績、そして未達の部分、大きなもの  
もいろいろ残っております。町長は選挙の公報とかにもこの総合計画の重要性を多く書かれて  
おりますから、これだけ、どれだけ進んでるかって私が、進んでないかって言うのはフェアで  
ありませんから申し上げますが、どのように御自身として総括しておられるのか、町長にお  
尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この総合計画は、いわゆる基本構想は10年を単位としておりまして、そし  
て5年を単位に前期計画、後期計画であります。

今、前期計画のあと一年半ほど残っておりますけれども、そういう中で、ここに上げましたも  
のについては、それぞれの部門の中で取り組んでいるところでもありますけれども、中には、さっ  
き言いましたように、国や県に要望してこの実現に持っていくもの、そして非常に金のかかる  
ものにつきましては、財政規律はきちんと守っていかなければならない、そういう視点も踏ま  
えながら、どの事業をどう先に進めていくかというようなやり方しておりますけれども、その中  
でも、やはり一番子育て支援、特に保育所あたりの待機児童の数、今もまだありますけれども、来  
年4月に2園開所することによって、もうほとんど解消できるような状態までいくかと思いま

すけど。

また、昨日も子育て支援課の方で話をしましたように、また新たなこの国の動きが出てますので、非常にその当時つくった計画というのが、やはり時代の潮流とか国や県のいろんな新たな需要が出てきたり、また一方では、災害等が起きるとそちらを優先しなければならないということで、実現していないものもありますけども、ただ取組としては、それぞれ所管の中で、どういう方法でやったら、特に総合体育館あたり、これはぜひ実現、次のところの計画の中でも実現するようなどころで上げておりますけども、そういうものにつきましても、やはり非常に厳しい中でありまして、そういう工夫をしなければならないと思うところであります。

そこで今、後期基本計画のために開催しております住民懇談会でありまして、これ平成24年12月に議会の方で通していただきました菊陽町町民参画・協働推進条例に定める情報共有、町民参画、協働によって、新たな時代の総合計画を町民の皆様と町が連携、協力して、この協働という形で作り上げたいというところで取り組んでいるところであります。

この450あります具体的な施策を実現し、そしてその施策の一つ一つを積み重ねることによって、町の将来像「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現を目指すものでありまして、これからも町民の皆さんから菊陽町に生まれ住んでよかった、また菊陽町に来てよかったと思われるようなまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えておりまして、このことにつきましては、議員各位の御理解と御協力、御支援、またいろんな御意見をいただきたい、そういうところで取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 中には、ぜひ進めていただきたいようなこともいっぱいありますし、足りないなというようなこともあります。しかしながら、やはりこれだけ書かれたもので、残り1年半というならば、大半の成果が出ていいのかなというふうに思います。

ただ、これから検証されて、その進捗状況も踏まえて検証されるということですから、もうこれ以上は申し上げませんが、やはりこの中に何が書いてあるかって、町民の幸せであろうと思います。であるならば、やはりこういうものはスピードを持って進めていくと。そのために、何か問題があれば、我々も一緒になってそれを解決していくために、この二元代表といいますか、私どももその役を担うためにここにいるわけですから、一緒に前に進めていきたいと。もちろん全て両輪のように一緒に行くとは限りませんが、そのようなことで、この中に書いてあることはぜひこの1年半の中でしっかりと進めていただきたいと。思います。

5分ほど残りましたが、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。早朝から傍聴いただきありがとうございます。

議席番号8番甲斐榮治、一般質問を行います。

今回の一般質問は、実を言いますと、大変気持ちの重い、そういう気がいたしました。実は、今回質問に取り上げたのは、第5期菊陽町総合計画後期計画作成のための住民懇談会、私としてはその持ち方に大変疑問を感じましたので、今後のために、やはりこれは気が重いけれども、取り上げておくべきかなというふうに考えましたので、一般質問の質問の題にしております。

実は、この総合計画に関する住民懇談会については、議会に前もって執行部の方から連絡がありました。議員連絡会でしたけれども、そのときには私は、時期が時期だけに、お分かりだと思いますけれども、果たして純粹に第5期総合計画作成のための懇談会であるかという疑問もちょっとは頭をかすめました。しかしながら、仮に町長に他の思いが入っていたとしても、100歩下がって、町長以下職員が住民と直接懇談をするという試みは町政上大変結構なことで、しかも校区別に懇談会が行われるということで、これはぜひ全部出席をして、執行部の意見も聞きたいし、町民の皆さんの意見も聞きたいということで、私は全部出席をいたしました、6校区ですね。

しかし、最初南小学校区でありましたけれども、私の善意の解釈というのはちょっと裏切られました。大変失望いたしました。がっかりしました。構成が、これ懇談会なんです、町長の挨拶は当然ありますけれども、その後、副町長の方からそもそもこの総合計画とは何かというのが1時間以上にわたって説明がありました。そして、あと30分かそこらで町民の意見を聞くと、こういうことですね。しかも、後でまた触れますけれども、聞いて聞いて聞き倒します、そのかわり議論はしません。たった30分がその町民が意見を言う時間という、そういう構成でございました。内容が期待とは余りにもかけ離れておりましたので、まあ町の行政をつかさどっていらっしゃる重責の、責任の重い方たちがされる懇談会ということで、まあ住民に対する懇談会ということもありましたので、これ取り上げて余り辛辣なことを言うのはという心が引けるところもありましたけれども、やは将来のために、菊陽町の民主主義のために、これは一度一般質問で扱って、言うべきことは言っておきたいというふうに思いましたので、取り上げました。

以下、質問席で質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 1番目です。第5期菊陽町総合計画（後期）の作成のための住民懇談会についてですが、2つちょっと聞きますけれども、1つは、この第5期総合計画、10年間です

ね、これがスタートが平成23年度で、それから平成32年度まで10年間で総合計画の期間になっておりますね。それが前期と後期に分かれているというふうな組み立てになっておりますけれども、まずその10年間についての説明会なり、今度みたいな懇談会のように、住民とその懇談をする機会を持たれたのはいつごろでしょうか、この点をまずお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの第1番の質問、質問の内容が少し違っておりますけれども。

第5期総合計画の前期5年間は平成23年度から平成27年度となっておりますけれども、この作成に関する住民懇談会はどの時期に行ったかの質問に対しまして、前期基本計画策定に伴います住民懇談会の開催時期については、今回は基本構想と前期基本計画を同時並行させながら策定作業を進めております。そのような中で、まずは町の将来像及びその実現に向けた政策の大綱となる基本構想を策定し、続いて前期基本計画を策定するというスケジュールで進めております。

住民懇談会の開催時期につきましては、基本構想に係る住民懇談会が平成23年1月24日から2月2日までの期間に、前期基本計画に係る住民懇談会が平成23年8月17日から8月29日までの期間にいずれも6回ずつ開催しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） お聞きのとおりですが、平成23年4月からスタートする計画について、全体について、10年間については1月の末に説明会がある、あるいは懇談会がある。それから、後期の計画については23年8月段階ですね。ということは、既にもう前期の計画は出発をしておると、そのさなかでなされておりますね。

ところが、今回は、2番に移りますけれども、前期計画の期間がまだ1年半残っております。その時点で住民懇談会を開かれたと。この理由は何でしょうか。時期のずれ。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

前回取り組んでいます第5期基本構想及び前期基本計画の策定までのスケジュールを申し上げますと、平成22年1月から町民アンケートを実施、その後、素案の策定を経て、平成23年3月8日に基本構想の議会議決を終えて、その後総合計画策定審議会や庁内の調整会議を経て、平成23年9月に前期基本計画を決定しており、おおよそ1年9か月の期間を要しております。

このような状況を踏まえ、また後期基本計画では、従来の政策分野別計画に加えて校区別計画を織り込む予定であり、この計画には、住民の意見、要望を反映させ、また計画策定の段階から町民の皆さんとの協働により策定することを考えていましたので、後期基本計画の初年度となる平成28年4月からスタートさせることを逆算しますと、平成26年度の早くから取りかかる必要があることから、今回の住民懇談会を7月から8月にかけて開催する運びとなりました。

た。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今のを聞いておりますと、要するに前回の反省に立って早くから手がけたと、こういうことですね。一応理屈は通ります。ただ、時期が時期なものですからこういうことを申し上げておるわけで。

ちょっと私、9月1日にびっくりしたことがあるんですけども、防災無線で下校時間に合わせて子どもたちの見守りと声かけをお願いしますという放送がありました。びっくりしたという意味は、今までそれはなかったのに、何でこの時期にそんなのが突然入るのかなという疑問です。これは私だけじゃなくて、ほかの住民の方もそう言ってらっしゃいました。

実は、私たちの地域は、もうかれこれ10年になります。子どもたちの下校時間に合わせて巡回をして声かけをするし、それから防犯のためのこのパトロールをやるということを10年間、50名ほどで手分けをして、日曜、祝日、祭日、それから春休み、夏休み、冬休みの一定期間を除いては全部かけなしにやっております。何でそれが今さらこうして出てくるのかなど。ほかにもそういうところはたくさんあると思うんですよ。余りにも不思議だから、これがどうのこうのと言ってるんじゃないですよ、余りにも不思議だから、ちょっと申し上げました。

それからもう一つは、今早くから準備をするというふうにおっしゃいましたけれども、先日町の広報が回ってまいりましたですね。その中に、町民懇談会で配られたその用紙、意見を述べる用紙、それと封筒が配布されましたですね。これは全戸配布ですか。もう簡単で結構ですから。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 全世帯に配布いたしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、この全世帯に配布されたということですが、そのこと自体は悪いことではないんですよ。悪いことではありませんが、どのぐらい返ってくると思いますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） どのぐらい返ってくるかという御質問ですけども、9月1日からの状況を述べさせていただきます。9月1日から回収いたしまして、9月1日の日に20通、2日に20通、3日に18通で、現在58通返ってきております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 若干質問項目から外れたというふうな気もいたしますが、実は関連しております。

大体こういった、普通アンケートとかそういうものは、全部に配らなくても、大体何%かに配って、それを集計して傾向を出すというのがアンケートの常識ですね。テレビでやってるその世論調査等についても、例えば全国じゃなくて2,000人ですよ、1億2,000万の中の2,000人に配布して集めてる。

どうも私がこれ申し上げて、その2番の中で関連があると申し上げたのは、町長選の時期にあります。現職がいらっしゃいます。それで、こういうことが行われると、何だこれは選挙対策じゃないかという声があちこちから聞こえてきますし、私もそういう気持ちがいたします。そのことを申し上げてるんです。これはそこにとどめておきますけれども。

ところで、もとに戻ります。町民の、3番目です、住民の懇談会の参加者は何人だったか。それから住民を参加させるために事前に何か手だてを打ったか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

今回の後期基本計画に関する住民懇談会につきましては、各小学校区ごとに6回開催し、延べ261人、内訳を申しますと、町民の方は176人、議員の皆さんが41人、町職員44人であり、の方に参加していただいております。

住民の皆さんへの周知方法につきましては、後期基本計画から校区別計画を織り込むこともあり、まず各地区の区長、自治会長の皆さんへ事前の説明を行いました。7月1日に南小学校区、7月11日に北小学校区、中部小学校区、7月18日に西小学校区、武蔵ヶ丘小学校区、武蔵ヶ丘北小学校区の区長、自治会長さんにお集まりいただき、事前説明会を開催しております。あわせて、住民の皆さんに対し、回覧による周知のお願いと、各地区役員の皆さんに対し参加の呼びかけをしていただくよう依頼しております。

また、菊陽町ホームページに住民懇談会の開催日時、場所を掲載し、広報きくよう8月号では、西小学校区、武蔵ヶ丘小学校区、武蔵ヶ丘北小学校区の住民懇談会開催について掲載しております。

このほか、熊本日日新聞社には、住民懇談会開催の趣旨や後期基本計画策定の方針等を説明し、取材の依頼をしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 私がその会場において調べた数といいますのは大体二百三十数名だったというふうに、まあまあ余り大きな違いはありませんけれども、ほとんどが区長さん、それから議員がそこに必ず平均して五、六名おりましたし、町の職員の方も六、七名常時いらっしゃった。一般の参加の方がやっぱり余りにも少なかったというふうに思います。その点は少しやっぱり反省すべきではないか。本当にこの総合計画について意見をとりたいというのであれば、今手は尽くされてるというふうにおっしゃいましたけれども、やはり何か魂のこもったもう少し呼びかけがあるんじゃないかと。何かは言いませんよ、そういうものがあるんじゃないかと

いうふうに私は思います。ちょっと少なかったと、総合計画のその集まりについては、そういう感想を持ちます。

それから、4番目に行きます。住民の意見を、これは副町長がおっしゃいましたが、聞いて聞いて聞き倒すと、が、議論はしないと、こういうことでした。聞いて聞いてというのは私は納得しますけれども、一生懸命聞くのが基本ですよね。しかし、あとの議論はしないというのはどうも。懇談会です。懇談会というのは双方向なんですよね。一方通行じゃなくて双方向なんです。ところが、議論はしない、ただ聞くだけだというのであれば、これは対話を拒んでるんじゃないかというふうにとられてもいたし方がないと思いますが、副町長、これはいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 私への質問でありますので。議論はしないという表現を使った記憶は全くありません。今日は、たくさんの方の御意見をお伺いするという趣旨から、ここで議論になるようなことというのは今回は控えさせていただきますと。議論をしないということではない、意見をたくさん聞くという趣旨で申し上げたところでありまして、このような捉え方で一般質問がなされるというのは非常によくないことじゃないかというふうに私は思います。きちんと全体の趣旨の中でどういうふうな発言が行われたということを聞き取るだけの力をお持ちのはずですので、こういう一つのところをつまんでおっしゃるようなことというのはよくないというふうに私は思います。これは私が思うことだけです。

もう一度言いますが、議論をしないというふうなことを申し上げたことはありません。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） そう言われると、議論はしないとおっしゃったかなという、その辺のところは記憶がちょっと曖昧ですけども。ただ、全体の雰囲気として、司会者もそうでしたけれども、議論は控えると今おっしゃいましたが、そういう雰囲気の中で進んだと。何かその質問が出ても、それに答えない、次言うてくれというふうな状況であったと。

これをまた、私がこういう質問を一般質問でするのはおかしいというふうにおっしゃいましたけれども、全然おかしくないと思います。私は住民の代弁者であります。私にはいろんな意見が来ております。それを私が住民の方にかわってお聞きするというのは何もおかしいことではない、そういうふうに思います。

例えば、あるいは副町長のところにも来ているかと思いますが、一例を申し上げます。これは、申し上げておきますが、ふだんから現町長を支持をなさってる方です。その方の声です。

「第5期菊陽町総合計画（後期）作成のための意見聴取会、あえてそう言います、の南小校区に参加いたしました。いろいろの意見も出たと思います。副町長のプレゼン、よく理解できました。校区ごとの説明会、またその意見を取り入れての計画内容への取り入れ、素晴らしいことだと思います」、これはこの人の基本的態度ですよね。「しかし、せつかくの集会ですので、町議、区長、関係者を除いた一般の参加者は非常に少ない」、これはこの人の感想です。「も

う少し広報、マイク放送等で町民に知らせてほしい。また、答えられることについては、町の幹部が全員出席なので、答えるべきだと思う。非難や極端に攻撃的な意見は司会者の方でコントロールすればいいと思います。また、答弁についても、誠意を持って丁寧に答えられる範囲で答えれば問題はないと思います。厳しい質問でも、たまにはよけるくらいのことできないと、本当の政治家とは言えない。この時期、町長選を間近になった時期であるので、特に言えるのではないのでしょうか。説明会のやり方に何の変更（いい方向、いい対話集会にする）がないまま続けられたら、後藤町政への非難、反感が増大するのは目に見えています。それこそ決断力、実行力、対話力のなさと言われることは明らかです。町議さんや一部の関心のある方は多くの会場に参加されると思いますので、プレゼンテーションの人も、部長、課長クラスまでの人にしていただけたらと思います。それをやることによって、自らが町の施策を理解し、今後の行政にどれだけ真剣に反映されるかと思うと、効果は大きいものだと思います」と、こういふ、これはファクスですけれども、届いております。

私も同感です。これはせっかくの、先ほど申しましたように、町民との直接の対話ということは、いろんなことを考えるにしても、それは大事なことだと思います。とても大事なこと。だけど、その持ち方を誤ると困りますよということを申し上げているんで。

もとに戻りますが、その対話をして、質問が出ます。それにある程度のことを、答えられることは町の方で答えをして、できないことはできないで結構だと思うんです。そういうことがあって初めて議論が深まって、よりよい意見になっていくんじゃないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか、どなたでも。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問になりますけれども、今回の住民懇談会では、限られた時間の中で多くの皆様からたくさんの意見、要望をお聞きするため、あえて町からは質問に対する答弁をいたしておりません。

次の5番目の質問と関連しますけれども、参加された皆さんからいただきましたたくさんの意見、要望を一旦持ち帰りまして、すぐに回答すべきものは回答し、意見、要望の内容を分析調査しなければならないものは、引き続き現在も検討いたしております。そして、検討、整理ができた段階で、再度住民の皆さんへ意見、要望に対する回答内容について説明する場を設け、この場では、まちの将来の方向性や具体的施策についての意見交換、議論をし、甲斐議員が申されます対応を含めて丁寧な作業を繰り返しながら計画を策定するようにしております。

先ほども申しましたが、私どもは、計画を実行する段階だけではなく、策定する段階から町民の皆さんと対話を含めた協働という概念で仕事を、作業を進めておりますので、対話というのは当初から織り込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今後はまた違ったそのやり方をするというふうに理解していいですかね。

いいですか。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 今申し上げましたことは、対話をひっくるめたことを今やってるので、このやり方というのをもっと丁寧にやっていくということが甲斐議員の今の質問に対するお答えでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） このやり方をもっと丁寧にやるということは、要するに町民の意見をしっかり聞きますと、聞いたのは、その場で返事するのではなくて、持ち帰って検討しますと、このやり方を通すということですか。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 全体のところで、甲斐議員の方で少し私どものやり方について考えの違うところがあるなっていうふうな思いもありますので、少し説明をさせていただきたいと思えます。

今回総合計画を、いわゆる後期分を策定するに当たり、どういう総合計画にするのかというようなことで、後藤町長を含め関係職員で検討をいたしました。その結果、1つ目には、計画は確実に実行されなければならないと。2つ目には、計画には町民の方々の意向、要望が十分に反映されなければならないと。3つ目には、計画は、時代の変化、国、県の変化、こういったものを織り込んだものでなければならない。4つ目には、計画は、町の行政だけではなくて、町内全ての団体、個人の役に立つようなものでなければならない。そして、5つ目には、町内の地域単位の課題に対応して対応策が織り込まなければならないというようなことが結論として出てきたところです。

この中で、最後に申し上げました町内の地域単位の課題対応ということについては、校区計画を策定するというところで、計画の構成によって解決をするというふうに決めたところであります。

これらのことを十分に満足させるためにはどうしたらよいのかと考えたときに、総合計画の策定の手法として、協働による総合計画策定という展開コンセプトをつくったところであります。協働による計画策定という展開コンセプトで計画策定の業務を進めるとなりますと、具体的にはどういうふうになるかといいますと、まず第1に、町民の方々の御意見、御要望を傾聴し、傾聴し、傾聴し倒すということからスタートをいたします。その中から、町の課題、地域の課題を摘出し、課題解決の方向性であるとか、町の将来方向であるとか、こういったものを導き出して、具体的な対応策、施策をプランニングをしていくというようなこととなります。この後、この一連の過程であるとか検討結果、あるいはプランニングの結果を町民の方々に再度説明をして、また御意見、御要望をお聞かせいただくと、こういうことを何度か繰り返しながら、総合計画、今回は総合計画の中の基本計画ということになるわけですが、その基本計画の素案をつくって、その精度をだんだん高めていくというようなことを行っていきます。

なぜ町民の方々からの意見、要望を繰り返し傾聴し、計画素案の精度を高めていくのかというところでありますが、それは町の課題も、その解決の方向性や町が進むべき方向というもの、町民の方々の御意見、御要望の中にあると、その中にあるのだというような考え方から、協働の計画策定をやっていくというようなことをしたわけです。だから、丁寧に丁寧に、聞いて聞いて聞き倒して、傾聴して、傾聴して、傾聴して、傾聴し倒して、結論、結果を出して、それを町民の方々にお返しをして、そしてまたそれをキャッチボールでこちらに返してもらって、その行為を繰り返しながらやっていくというようなことを考えているところであります。

そういう形で、漏れなく町民の方々の意見を聞くという意味合いで、時間が制約されているときには、私どもからの説明であるとか、それから意見であるとか、議論になるようなことは第1段階では避けていく。ただ、前提として、総合計画というのはどういうものかということだけについてはきちんと説明をしなければならないということで、先ほど甲斐議員の方から1時間超のというふうになりましたけども、私もついつい制度がどういうものかというようなことを理解していただくために1時間を超えてしまいましたが、このことは基本的な共通理解に至らないと計画を策定する業務が進みませんので、十分な説明をしたところであります。

それから、先ほど広報の中でアンケートの話が出ました。私どものは全世帯に入ったと。今総合政策課長が言いましたように、ぼちぼちと返ってきてると。全世帯になぜ入れたかと。これは、いわゆる世論調査とかなんとかの意向調査をやってるわけじゃありませんので、皆さんの意見を徴するという意味でいうなら全世帯に配布するのが正しいということで、全世帯に配布をしたわけです。したがって、皆さん方の、町民の皆さん方の意見というのを十分に聞いて、聞いて、聞いていくというのは今までどおりやっていきたいというに思っております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大変立派な今後の考え方であろうかと思えます。ぜひそのように丁寧にやっていただければいい。ただし、これは時間が限られておりますので、必ずしも言ったとおりににはならないと私は思います。今副町長がおっしゃったことを本当に忠実にやっていけば、これ時間が幾らあっても足りない、そういうものではなからうかと。ですから、こういう町民の皆さんと話す機会ができたときに、それをやっぱり十分に活用すべきではないかと。聞いて聞いて聞いて聞き倒すとおっしゃいますけれども、聞いとるか聞いとらんかは話してみないと分からない。自分が言ってることを相手が理解してるかどうかというのは対話してみないと分かりません。ひょっとしたら、ずっと耳のここを流れていってるかもしれません。対話こそ理解の基礎なんです。しかも、その協働、協働とおっしゃいますけれども、協働というのは、対話があって初めてそこに協働が生まれていくと、私はこういうふうに思います。これは、これをやりよりますと、これは水かけ論で時間が足りませんので、意見を述べるにとめておきますけれども。対話をせつかくする機会があれば、それはやっぱり十分に生かすべきだと。対話の中からこそ理解が生まれるし、協働が生まれるというふうには私は思います。

もう5番に少し入ってますけども、この住民から出された質問について、意見を聞くことに

専念るので、これはもう副町長言われましたですね、後で個人的に答えます、これは司会者の総務部長が言われたこと、そういう応答でしたけれども、これは、対話をするために多分町民の方々は集まられたと思います。その住民に対して多少失礼ではないかという感想を私は持ちました。

また、このことは、何か質問が出て、それを個人的に答えるというのはどういうことか、私は理解に苦しみます。会合があって、一定の質問が出た、それに対する答えをそこにいらっしゃる方はみんな聞きたいはずです。できるとかできないとか、今はできるとか、将来はできるとか、何か答え方があるはずです。それをやれば、そこに集まった人たちはそれだけの情報を共有できる。ところが、個人的に後でお伝えしますって何だろうと。個人的に後から出た質問に答えられましたかどうかお答え願います。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 住民懇談会のときに申し上げましたお話としては、個人的に説明することではなくて、個別でお話しすべきような内容がございましたらというようなことでお話ししているかと思えます。また、住民懇談会の後、お尋ねになられた件もございまして、その件につきましてはお答えいたしております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これは、時間もありませんので、一般質問の直接のその問いかけからは外しておりますけれども、どんな質問が出たか。白水台地の市街化調整区域指定や農振法による規制を外して地域を活性化するとともに、菊陽南小学校の複式学級化を回避する方法はないか。すぐには答えられないと思えますけれども、出ております。それから、歴史資料館の建設の意向はないか。それから、コミュニティバスの運行の改善はできないか。また、デマンドタクシー方式がとれないか、今のバスは空気を運んでるという指摘もありました。高層アパートやパチンコ屋乱立等を条例をつくって規制できないか、交番設置の進捗状況はどうなっているか、人口増加、今まで増えたのをどう分析しとるのか、菊陽町は今後何を魅力として打ち出していくつもりか、それから新支所が今光の森にできつつありますが、始まったときに現在の支所は残すのかと。これは、本当に幾つかかいつまんで申し上げましたけれども、こんな問題が、質問が出ております。これは、個人的に、個別に答えるべき問題ではなくて、その場に来た人たちに可能な限り答えるべき問題ではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの御質問ですけれども、個別にお答えするというのではなくて、今質問された内容につきましては、先ほども言いましたように、今検討、整理しております。そして、次の住民懇談会のときには、その整理した内容をまた集まられた皆さんには全部説明するところで準備をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それは結構ですよ。ぜひそうしていただきたい。

ただ、せっかく対話ができると思って、一定の情報もとれると思って集まられた人たちが、この次は質問してこないかもしれませんよ。やっぱりその機会を逃してはだめだと思います。対話する機会をせっかくつくられたんだから、その機会を精いっぱい活用されたらどうですか。選挙のためと言われたっていいですよ、そりゃもう町民と話をする、そういう機会ですから。きちっと政策を出して話すというのは私は悪いことではないというふうに考えております。

今後やられるということですから、情報を共有するということはそういうことですので、ぜひ町民が一定の共通した情報を共有できるように考えていただきたい、そういうふうに思います。

この質問の答え方、これも、もちろん、例えば今さっき言いました白水台地のその活性化とか、大変たくさん問題があります。ですから、その場ですぐ即答できるものではないと思いますが、問題点は何か、課題は何か、どこを克服しなくてはいけないか、そういったことぐらひは私はその場で言えるのではないかと、そうすると来た人たちも、ああ、そういう問題があるのかと、考える材料になる、ぜひそういう機会として利用していただきたいと思います。

最後に行きます。6番目ですね。

実は私は、3回目ぐらいに行ったときに、もうこれ、このような話し合いならば、副町長の説明が終わった後行って、住民の皆さんの意見を聞けば足りるかなという判断のも一時いたしました。そういうふうに判断された議員もおります。そのとおりにされた方もおります。ただ、私は、先ほど読み上げました方からの電話もあって、若干執行部もその考え方変えるんじゃないでしょうかということもありましたので、いや、もう最後までちゃんとやっぱり見届けようということで、一番最初から最後まで6回、聞きました。

聞きましたが、本当にこれはよもや意識的になさったとは思いませんけれども、5回目まで議会の「議」の字も出ませんでした、副町長の説明の中に。今地方自治法では、この町の総合計画についてはしゃにむに議題にしなくともよいというふうな法の設定になっております。ですから、各議会とも、それは大事な計画なので、きちんとやっぱり議決事項に入れたいという、そういうことを議会の基本条例をつくってうたいこみつあります。うたいこもうがうたいこむまいが、執行部自身が町のこれは最高の計画であるというふうにおっしゃっております。

失礼しました、7番目にもう入ってますですね。町の最高位の計画、こうおっしゃってます。とするならば、当然これは二元代表制の一面を受け持つ議会に対する言及があってもおかしくはない。5回目まで一言もありませんでした。私は、余りのことに、フェイスブックでそれに対する批判を出しました。そしたら、一番最後、第6回目に、武蔵ヶ丘小学校区の説明会で、やっと3回「議会」という言葉が出てきました。これは、よもや意識的とは思いませんけれども、やはり町の最高位の計画について話をしてる、その中に、議員も聞きに来てる、その

中で議会に対する言及が一回もないというのは余り正常なことではないというふうに私は感じました。最後に出てきましたけれども、重ねて申し上げますが、よもや意識的に外されたんではないと思いますが、その辺、副町長いかがでしょう。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 地方自治法の中で、この総合計画の中の基本計画については、議会の同意を得て、団体意思の決定というような形で構想は策定されるというのが従前の自治法の中で決まっておりました。それが、自治法の改正で、総合計画そのものも立てる必要がないというようなふうに条文が変わりましたので、本来的に幾つかのところにおいては、総合計画というようなやり方ではなくて、単項のそれぞれの分野での計画で行政を執行しているところではありますが、私どものところでは、従前どおり自治法で規定を、制定を定めなくても、やはり全体の町の最高の計画というような位置づけというのはそのままどっぴいこうということで、今作業を進めているところでもあります。

ですから、議会が関与する、関与しないというような問題というのは、この自治法上の問題というようなことと関連をして申し上げていいということであるなら、それはそれでお話をさせていただいても構わないんですが、それ以外のところで、先ほど議会というのが最後のところでは出てきたというような発言がございましたけれども、もしそれが私の発言の中にあつたということなら、多分基本構想を、これは議会の決定を見て、町のものであるというふうな確定ができるんだというような形での説明には議会という名前を使ったかと思います。それ以外のところでは、議会というのは意識的に使ってないんじゃないかと、もともと町民であるとか、個々の町民の方であるとか、町内の団体であるとかということで、町全体の方々を意識して話をしてきたところでもありますので、そこで議会の「議」の字も出なかったというようなことだというふうに理解をしていただくならと思います。

それから、私どもがこうやって作業を繰り返しながら進めていって、最終的には素案みたいなものをつくっていかねばならないということになります。この素案をつくる間では、素案を実質つくっていくのは、総合計画の策定委員会というような機関の設置というのを考えております。これは、今ある町の規定を改定して、それを総合計画の策定委員会というのの設置というのを考えているところですが、その委員の方々にも、町民の方々や、あるいは公募委員、こういう方々にも参画をしていただこうということで考えてます。したがいまして、この策定委員会にも議会からの参画というのも期待しているところでもあります。

加えまして、その次に、この計画素案をもんでもらう機関ということで、有識者会議というものを設置します。これは、各分野の専門家であるとか、業界人であるとか、学者であるとか、あるいは国やら県やらの職員、そして大学生等で構成をしようというふうに思っています。それから、この有識者会議にも、忘れないうちに言うときですが、議会の関与といいますか、議会から参画していただくということを期待しているところです。

こういった策定委員会に町民の方々を入れるのか、なぜ有識者会議に業界人や国やら県やら

こういったところの役人なんかを入れるのかということではありますが、それは計画を実行する段階において、計画の実現の可能性を高めるための担保みたいなものだというので、こういう人たちも全部関与させていくというようなやり方をしていくところであります。

以上、まとめて申し上げますと、町民の方々の御意見なり御要望の中に町の将来方向であるとか町の将来像というのは存在するわけであって、それを現実のものにするためには、協働による計画策定がなされなければならないというような考えから、今回の総合計画策定の手法とこのをとったところであります。

今まで、こういうことをやる場合は、町で素案をつくって、甲斐議員おっしゃるところの対話といいますか、タウンミーティング、対話集会、こういうもので意見の交換をし、議論をして、その意見等を計画に反映させると、そして計画を策定するという進め方が一般的でありました。いまだにそういうことをやってるところもあります。しかしながら、町民参画・協働のまちづくりというのは、今の総合計画の基本構想の中に掲げてあります。加えまして、平成24年12月に町民参画・協働条例をつくった菊陽町でありますので、こういう菊陽町にあっては町民参画・協働による計画策定がふさわしいというような考え方から今回の手法を採用したところであります。この協働の中には議員が入ってるのは当たり前のことでありまして、私どもが、議員を粗末に扱うという意識は全くありません。ですから、もっと平たく言いますと、甲斐議員が先ほど来おっしゃる対話であるとか、議論による論点を整理して、違いを認識して、対立する意見を議論によって、よく甲斐議員お使いになってます「アウフヘーベンする」というようなドイツ観念哲学みたいなやり方というのは私どもは今回は採用しない。昔からの日本人のやり方、日本人の遺伝子の中に組み込まれている、「一緒にやるかい」というようなやり方をこの計画策定の段階のものを入れていくというようなことでこの方法を採用したところであります。

したがいまして、議会に対する私どもの認識が不遜なものであるとか、そういうことというのは決してありませんので、それは理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大変安心をいたしました。

アウフヘーベン云々については、またこれは議論になりますので、それはまた別途のことにしますけれども。今の菊陽町の基礎を据えた今の「人・緑 未来輝く生活都市」ですか、これはもともとは、「人・緑・元気輝く生活都市」から出発しておりますね。それが、その「元気」が「未来」に今変わってるといふふうなことです。その一番最初の提言というのが、いつも私言いますが、昭和55年の町と里をつくるこの提言というのがなされております。その中で、4本柱が立っておりますけれども、それは詳しく申しませんが、その最後に、住民のために住民が手づくりしていく町というのがありますですね。恐らく副町長もその辺をおっしゃってるんだろうと思いますけれども、ひとつ、おっしゃったように、住民の意見を丁寧に丁寧に、本当に聞いて聞いて聞き倒すぐらいに丁寧に聞いて、しかし議論もして、深めて、そして

いい総合計画をつくっていただきたいというふうに思います。

もちろん今議会議会と言いましたけれども、何も私自身は、議会とその執行部が対立する存在というふうには考えておりません。あくまでも二元代表で、与えられた権限、立場が多少違うと、しかし目指すところは町をどう発展させていくかということで、その立場の違いとか権限の違いを生かしながら、そして切磋琢磨して、緊張関係持ちながら、正しい競争関係の中で町を発展させていくということが主であろうと思います。

重ねて申し上げますけれども、地方自治体というのは、もう御承知のとおり、国と違って二元代表制であります。議会と執行部が切磋琢磨するところに地方自治体の政治の発展のエネルギーがあると私は信じております。だから、批判もいたします。もちろん批判もいたしますが、しかし一緒になるべきところは一緒になる。歩み寄って共通点を見つけ出していくと、これがあるべき姿じゃなかろうかという気持ちの中で今日の一般質問もしております。

最後に、よく言われますけれども、地方議会には、国会と違って与党、野党はありません。それから、町長派、反町長派、こんなものもありません。議会の役割は、執行部がなさることをチェックする権利ですね。そして、団体意思を決定するという権限がありますけれども、あと立案権もありますが、主には今のところでは、チェックをする。チェックをするが、一致するところは一致すると、そういう存在であろうかと思えます。ですから、今日も少し辛辣なことも申し上げましたが、余り歯に衣を着せたような話でも物は通じませんので、言うべきことはずばっと言わせていただきました。どうか私の意のあるところをとっていただいて、いい総合計画ができますようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時3分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

広島市内を襲った記録的な豪雨による土砂災害では、過去最大規模の甚大な被害をもたらしました。今もテレビなどの報道を見ますと、ボランティアの方がたくさん来られ、まだ行方不明の方2名の捜索が続けられています。

私も、7月12日の熊本の阿蘇の豪雨のときは、その後すぐボランティアに行きましたけれど

も、本当に土のうを持つのも大変で、これはもう若い方しかできないなというのは率直に思ったんですけれども、非常に広島、またその後も雨も続いていますので、大変だなというふうに心配をしています。犠牲となられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

少し今日は前段でお話をさせていただきます。

今政府は、7月1日には、日本が海外で戦争する国へと道を開く集団的自衛権行使容認を、圧倒的反対の世論を無視して、国会でのまともな審議もせず閣議決定を強行しました。昨年末に成立を強行した秘密保護法も年内には施行できるようにと狙っています。

暮らしの問題ではどうでしょうか。安倍政権が強行した消費税8%への増税で消費が落ち込み、国民の暮らしと経済の悪化が深刻です。それにもかかわらず、安倍政権はさらに来年10月から消費税の10%への増税について、年内には決断するとしています。社会保障のためといって消費税を増税しておきながら、年金は減らされ、医療や介護の負担は増えるばかりです。

今日一般質問で取り上げます子ども・子育て支援新制度のパンフレットを見て驚きました。昨日谷垣さんも言っていますが、この新制度のパンフレットは昨日いただいたんですけれども、この「なるほどBOOK・すくすくジャパン!」の中にこのように書いてあります。「子ども・子育て支援新制度が、早ければ平成27年4月に本格的スタートします。この新制度の実施のためには、消費税が10%になった際の増収分から毎年7,000億円程度が当てられることになりました。貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます」というふうに、もう既にパンフレットの中に表示されていますが、私は本当に今町民の方とお話をしますと、今の消費税の8%の値上げでもう私たちはだまされたというふうに、ある60代の方の御婦人ですけれども、私に非常にそういうふうにお話をされてきました。そういう今の、また同じ年代の方と話をしますと、もう洋服を買う気力もなくなった、買いたいとも思わない、我慢しないといけないという状況の中で、こういうふうに、もう既に消費税10%になった際の増収分から子育て支援の対策に7,000億円程度充てていくんだというのは、私はとんでもない内容だなというふうに思っています。

今日は、国の政治がこういうふうにどんどん安倍政権暴走していると私たちは思っていますが、やはりこういう暮らしが厳しいときだからこそ、地方自治体が暮らし、福祉を守る防波堤の役割を果たさなければならないという視点で一般質問の通告をさせていただきました。

第1に、国民健康保険税については、熊本市では、法定減免とあわせて1割減免制度が創設されている。菊陽町でもこの制度の導入ができないか。2つ目に、高過ぎる国保税の引き下げはできないかということです。

2番目に、子育て支援についてですが、1、2、3、4、5としていますが、3番と4番は子ども・子育ての今お話ししました新制度にかかわる内容ですので、5番の子ども・子育て支援事業計画の策定を今されているが、今までとどう変わるのかを2番の後に持ってきて、その中身を待機児童解消と保育料の引き下げということで進めさせていただきたいというふうに思います。

それから最後は、地域包括支援センターについてです。これについても、これは今後の課題なので、非常に大きな問題ではあるんですけども、今後どういうふうを考えていけばいいのかという問題提起ということで質問をさせていただきたいと思います。

それでは、内容につきましては自席の方から行いますので、執行部の方は明確な答弁をよろしくをお願いします。

1つ目の国民健康保険税についてです。

1つは、熊本市では、国民健康保険税については、質問の要旨は今お話ししました。熊本市では、法定減免とあわせて1割減免制度が創設されていますので、この菊陽町でもこの制度が導入できないかという質問です。

国保税につきましては、毎回予算や決算のときに、私は非常に限界であるということを訴えてきていますが、働く人の所得や年金の給付額が今年々減少している中で、この菊陽町でも、平成23年、24年と国保税の値上げが行われてきました。減少する所得に増える国保税で、収納率がやっぱり非常に厳しくなっているのではないかというふうに思います。

所得段階別の収納率、熊本市などの資料はそういう資料が出てるんですけども、例えば500万円以上の所得の方は95%収納できているんですけども、50万円以下の収納率は非常に、7割まで行っていないということで、低くなっているというような状況があります。この菊陽町でも、所得別の収納率の状況とか分かるのかどうか、この点について担当課にお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

国民健康保険税の所得による徴収率の状況について申し上げますが、これは統一された集計方法がありませんので、あくまでも税務課で傾向を把握するために独自に調査した内容です。そのため、ほかの自治体と比較したりすることはできないことを前提に、具体的な数字でなく大まかに申し上げますので、参考として御理解いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（16番小林久美子君「はい、大丈夫です」の声あり）

所得金額100万円未満の世帯が80%台後半です。100万円以上200万円未満が同じく80%台の后半です。200万円以上300万円未満が90%台前半です。300万円以上400万円未満が90%台前半です。400万円以上500万円未満が90%台後半です。500万円以上1,000万円未満が90%台後半、1,000万円以上がもう100%です。

このように、傾向としては、所得金額の多い世帯の徴収率が高く、少ない世帯の徴収率が低いと、熊本市と同じような傾向が出ております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 熊本市の場合は、世帯の国民健康保険加入者3名以上、かつ世帯の基

準総所得額が100万円以下の世帯は保険料の1割相当額を減免する制度が、たしか四、五年前だったと思いますけれども、制度があります。この制度は、法定減免とあわせて適用できる内容ですので、額としては非常に、そんなに多くはないのではないかとこのように思います。まず、法定減免制度を適用して、その算出した保険料の1割相当額を減免する制度なんですけれども、今非常に生活保護基準以下の所得しかない世帯が多いという問題と、また世帯の加入者の人数によって、やはり国保税の課税がありますので、その辺が非常に厳しくなっているかなというふうに思いますけれども、この減免をする、こういうふうに隣の熊本市でもありますので、その考えはないかどうかということをお聞きしたいと思います。

また、高過ぎる国保税の引き下げをということは、この間ずっと言ってきていますが、特に一般会計から国保会計への繰入れを求めてきていて、町長の決断で、平成23年度がたしか1億円で、その後が、平成24年度1億2,600万円ほどの一般会計からの繰入れを行ってきたというふうに思いますけれども、25年度の状況と平成26年度の国保会計の見込みについてお尋ねをしたいと思います。

前半の1割減免については阪本課長に、そして高過ぎる国保税の引き下げの国保の実態については佐藤課長の方にお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） お答えします。

まず、本町の国民健康保険税の減免などについて申し上げます。

減免については、菊陽町国民健康保険税条例第23条の3の規定に基づくもので、災害などにより生活が著しく困難となった方、または社会保険から後期高齢者医療保険に移行したことによって扶養から外れた65歳以上の方、または公費で医療費が負担される施設に入所された方が対象となります。

次に、課税の特例として、同条例第23条2の規定に基づき、リストラや倒産など自発的でない理由により離職を余儀なくされた方の保険税を軽減する制度があります。国民健康保険税は、加入者の前年中所得などをもとに算定しますが、この場合は前年中の給与所得を3割として算定します。

次に、低所得者の税の減免措置として、同条例第23条の規定に基づき、所得割、均等割及び平等割のうち、均等割と平等割は2割、5割または7割を軽減する制度があります。7割軽減の対象は、世帯の所得額の合計が33万円以下である場合に適用します。5割軽減の対象は、所得を判断するとき、いろいろなケースがありますので、一概に言えませんが、一つの例として、夫婦40歳から64歳と子ども2人の世帯であれば、世帯の所得額の合計が131万円以下である場合に適用します。2割軽減の対象は、同じ条件の世帯であれば、213万円以下である場合に適用します。

そこで、質問にあります熊本市のように、このような法定減免とあわせて、1割減免制度が導入できないかということですが、この制度について申しますと、先ほど議員からもあ

りましたように、国民健康保険料減免取扱要領の規定に基づいて、熊本市の方で、被保険者の数が3名以上の世帯であって、世帯の所得、金額、所得額が100万円以下である場合に保険料の1割が減免されます。

なお、この制度は、県内では熊本市だけに導入されているという制度であります。

ここで、減免のことについて少し申し上げますと、減免は、法律の規定に基づいて、地方公共団体の長が条例により定めるものであり、法律に規定されている本税に対する減免の理由は、天災、その他特別の事情がある場合において税の減免を必要とすると認めるもの、貧困により、生活のため公費の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り減免をすることができるとなっています。このことからしますと、天災や貧困の理由以外の特別な理由がない限り、原則として減免することはできないものとされています。

減免に限らず、税制度そのものが、時代の変化にあわせて法令改正をしながら、一定の基準に基づいて、国民に負担を求めることを前提に、所得等に応じた優遇措置などが講じられています。この基準を超えて、一部の方にそれ以上の優遇をすることは、どこかでそれ以外の方の負担が増すということになります。このため、独自に新たに税金をかけたり追加してかけたりすることが難しいように、独自の減免についても安易にできるものではなく、住民の皆様が納得できるような特別な理由がある場合に限り行うべきと考えています。

このことを踏まえて、仮に菊陽町でこの制度を導入した場合の減免総額を試算しますと、約230万円となります。減免をすることによって、財源をどこからか補填しなければならなくなりますが、基金もない状況なので、考えられるのは一般会計からの繰入金ということになるかと思えます。そうなりますと、結果的には、低所得者への税の優遇措置を行うことによって、その分に一般財源を充てることとなりますが、先ほど繰入金の話が議員の方からありましたように、国民健康保険特別会計の状況は、23年度に一般会計からの繰入金約2億4,000万円のうち5,000万円、平成24年度に約3億1,000万円のうち1億2,600万円を財政調整のために繰り入れています。なお、平成25年度は、これまでに繰り入れた財源を活用しながらどうにか運用している状況です。

このように、現制度でも運営そのものが大変厳しい状況でもあります。以上のようなことから、税の減免などに関しては、法定基準という一定の合理的なルールにより定められたものがあり、特別な理由がない限り、それを超えるようなことが求められているわけではありませんので、今の段階では、法定外の制度を設けて税を減免することは考えていません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、25年度の状況について説明いたします。

歳入の方が37億5,436万3,258円、歳出の方が35億9,679万36円で、歳入歳出残額が1億5,777万3,222円となっております。そのため、今年は法定外繰入金の方は投入いたしておりません。

しかし、残額には療養給付費国庫負担金等の1億1,384万593円の超過交付を受けておりまして、平成26年度で返還しなくてはなりませんので、実質的な残額は4,393万2,629円となる見込みです。

それから、26年度の運営状況ですけれども、まだ9月ということで、全体的な歳入歳出の方が把握できておりません。今後、財源が不足するようなことがあれば、法定外繰入れも視野に入れる必要があるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 税務課長にお尋ねしますが、私は、やはり年収300万円の世帯で、40代の夫婦で子ども2人で国保税計算しますと、やっぱり40万円近くになって、もう年収の十二、三%を超すという状況なので、そういう本当に厳しい世帯の負担感をどういうふうに担当されている職員の方は今感じられているのかどうか、非常に重い負担というふうに感じられているのかどうか、その点について1つお尋ねをしたいと思います。

それから、保険課長の方には、今、平成25年度の方は4,000万円の黒字というふうに考えたらいいのかなというふうに思うんですけれども、繰入れをせずに4,000万円の黒字になっているということは、今後の運営状況とか見て、どういうふうに国保税の引き下げとかできないかというふうに思うんですけれども、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 300万円程度の収入のある方の世帯の国民健康保険税が約十二、三%あるということに対しまして、私の考えですけれども、やはりほかの税目に比べて国民健康保険税は高いという感覚は持っております。ただ、私たちも、共済保険ということで給料の方から毎月引かれているわけですが、それもかなり引かれているわけですので、国民健康保険税も同じように、私たちと同じように、保険そのものの制度が高いという感覚はあります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 先ほど、平成25年度の決算見込みで4,300万円ほど残額が出ると申し上げましたけれども、これは、先ほど阪本課長が申し上げましたけれども、24年度において1億2,600万円の法定外繰入れをいただいております。この影響もあって、それが影響して4,300万円というふうな残が出るとは思いますが、ただ単純にその分を除いて単年度の収支で見た場合は、1,892万円の、やっぱり25年度で赤字になっております、そのため、それから国保税の中に後期高齢者支援金、それから介護納付金があります。これは、もう高齢者の増加に伴って増加していく傾向があるわけですが、このようなことを考えて、また単年度収支がまだ赤字になっているという状況からすると、国保税の引き下げというのは難しいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そうですね、やはり国保税そのものは高いという感覚は持っているということですが、特にやはり国保の厳しいのは、自営業だったり、無職だったり、年金生活というところで、一般に企業に働いてという方は非常に少ないわけですので、やはりそこに大変さがあるのではないかというふうに思います。

私は、ぜひ一般会計などの繰入れも行って、これ以上の負担は、その年収の1割を超す税金ということで、非常に重いということで、引き下げを求めて、次に移りたいと思います。

次は、子育て支援についてです。子育て支援については、熊本県市議会議長会が熊本県知事に乳幼児医療費助成の拡充について要望書を提出されています。この要望書を少し紹介したいと思います。これは今年の8月18日に出された分ですが、読み上げて紹介をします。

「住民の福祉を増進させることは地方自治体の最も重要な役割であり、熊本県内の定住人口を増加させ、地域振興を図るために、県内市町村はさまざまな施策に取り組んでいる。特に勤労世代、子育て世代の人口を増加させることは、県と市町村が共同して進めていくべき重要な課題の一つである。乳幼児・児童への医療費助成については、子育て世代への経済的負担に対する支援策の一つとして一定の効果が認められることから、市町村は、苦しい財政の中においても、同制度の対象年齢等の拡大を行ってきた。しかし、残念なことに、乳幼児医療費に対する熊本県の補助は、多子世帯について別途の対象年齢拡大があるにしても、それ以外の大部分を占める対象者について、全国47都道府県の中で、通院の4歳未満までというのは下位から4番目、入院の4歳未満までは全国最下位の位置というのが現実である。また、九州県内では、沖縄の通院基準を除けば、熊本県を除く全ての県が通院、入院ともに就学前までの年齢を助成の対象としている。県民が幸福を感じる局面はさまざまであるが、自治体間競争の時代にあつて、子育て環境の充実は、精神的、経済的に厳しい子育て世帯の意識の中で大きなウエートを占めると考えられる。今後、人口減少時代を迎え、地域を維持していくためにも、熊本県において乳幼児・児童への医療費助成の補助対象年齢を少なくとも就学前まで引き上げられることを強く要望する」というのが市議会の議長会名で蒲島県知事に出されています。

こういうふうに議長会で出されているのは初めてではないかというふうに思いますが、この要望どおり、例えば県が就学前まで乳幼児・児童の医療費助成の補助対象年齢を引き上げた場合に、菊陽町は今中学3年生まで助成を行っていますが、どの程度の影響があるのか、この点について担当課長にお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成25年度で、菊陽町の3歳までの県の補助金は993万1,000円でありました。これと同様に、就学前の助成額と受診件数から就学前の分を補助金を計算しますと、県の補助金が約1,148万7,000円で155万6,000円程度の増加、倍率見ますと1.16倍程度になるかというふうに考

えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1つは、町長としてもぜひ県に要望していただきたいということで聞いていますが、それは2番の内容に行った後に、全体を通して町長にお尋ねをしたいと思いません。

2番の子ども医療費助成について、町外でも窓口無料にできないかというのは、これは多分議会の中ではもう五、六回以上聞いてるかもしれませんが、やはり町民の方の要望が強いということで、何回も取り上げさせていただいております。

特に、今県が就学前までした場合には、菊陽町への影響額は115万円ということで、もう少し、五、六百万円ぐらいあるのではないかというふうに予想してたんですけども、そこまではいきませんでした。1つは町長に、ぜひ県にこういうふうに要望していただきたいというのと、県が拡大した場合、拡充した場合に、そういう財源とかも使って、ぜひ町外の受診の場合の窓口無料化も考えていただきたいというふうに思います。

今まで取り上げてきたときは、大体委託料等含めて600万円から700万円ぐらいのお金がかかるということだったんですけども、この事務量も非常に煩雑になっているかと思っております。また町内の小児科の先生方の町外でのされることへの抵抗もあるのではないかというのを聞きしたんですけども、菊陽町は非常に子ども世帯が増えてますし、その辺は流通人口も非常に多い、菊陽町の方が熊本市に受診することもあるし、両方あると思うんです。そういうところでは、ぜひこの窓口無料化も、その115万円そのものを充てても足りないですけども、そういう中身でできないか、この2点について担当課の方にお尋ねをした後、町長としても、県に要望等、町村会としてもしていただきたいと思っておりますが、その件についての御意見を伺いたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど県の補助金の増加見込み額が155万6,000円程度ということで申し上げましたけれども、支払い審査業務委託の金額が約777万円ぐらい見込んでおりますので、少しやはり足りないかなというふうに思います。

それから、もう一つですけども、実はこの菊陽町中での医療機関の方は、窓口の無料化ができております。これは、町内の医療機関、59医療機関が協力していただいているものでございます。

確かに先生方、医療機関では、毎月何百というその診療の中から、菊陽町の子どもの医療費に係る保護者の窓口負担金1か月分を整理して、まとめて整理していただくことは大変なことだというふうに思っております。町としては本当にありがたく感謝しておりますし、それと同時に、町内の医療機関の先生方の町への貢献といえますか、子どもたちへの病気の早期治療といえますか、健全な育成への願いをやはり強く感じているところがございます。

そのようなことがありまして、私どもの方は、前回は申し上げましたけれども、一部負担金の助成についてはこれまでどおりのやり方を続けさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町で、子どもの疾病の早期治療を促進するという一方で、その健康の保持と健やかな育成を図り、また子育てに伴う保護者の経済的な負担を軽減するために、中学3年生まで拡大して子ども医療費助成に取り組んでいるところであります。

この子ども医療費助成制度は子育て支援と少子化対策を考える上で非常に重要でありますので、熊本県におかれては、それぞれの市町村が実施する医療費助成事業に対して応分の支援がなされるような制度を見直していただくよう強く切望するところであります。

担当課の調べによりますと、この他の都道府県の中では、就学前まで拡充されているところが30団体、それから小学3年生まで4団体、小学校6年生まで2団体、中学3年生までが3団体あるということでありまして、そういう意味からしまして、熊本県の補助水準が非常に低い状況にあるということでありまして、

また一方、国におきましては、少子化対策をこの危機的な課題として取り組む動きが加速しておりますし、都道府県におきましても、本年7月開催の全国知事会では少子化非常事態宣言がなされまして、国と地方が総力を挙げてこの少子化対策の抜本強化に取り組むとされたという中で、国において、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設が要望書に盛り込まれたと聞いているところであります。

そこで、この子どもを対象とした医療費助成制度につきましては、熊本市の議長会、議会の方から要望されたということでありまして、町といたしましても、この熊本県が実施されとる、これはまだ乳幼児医療制度ということで、子ども医療費という名前も変わつたらんような状況でありますので、非常に低いということで、さっき言いましたように、他県と比較しても非常に低い状況でありますので、熊本県の方には、県の町村会の方にいろいろまた意見を申し上げて要望するとともに、国の少子化対策として応分の負担を含むこの全国的な制度となるように、地方六団体と共同して、町村会の方でもそういう働きかけをやっていただきたいということで、県の町村会の方にはそういう話を持っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。ぜひ後藤町長には、県の町村会、またそこまで至らなくても、菊池郡市の2市2町の首長さんたち、協力していただいて、ぜひ働きかけをお願いしたいなというふうに思います。

私たちが調べたところでは、熊本市から菊陽に移住してくる方の中には、やはり子ども医療費の制度の熊本市との違いで引っ越しをするという方をやはり身近に聞いておりますので、そういう意味でも、県全体がレベルアップしていくように働きかけをお願いしたいというふうに思っています。

次が、子育て支援の中でも子ども・子育ての新制度に伴う中身で、昨日議会の連絡協議会でも議案の第34から36、34、35、36と条例をいただきまして、まだしっかり読み込まないといけないなというふうに思うんですけども、非常に現場の職員の方は、これだけの膨大な量をこの短期間のうちにまとめなければいけない、子ども・子育て会議等も進めながら、そして町内には公立、民間、いろんなそういう、いろんな経営体が違う保育所や幼稚園がある中で進めていかれるというのは非常に大変だなというのを率直に一番最初は感じました。

それで、その条例案そのものについては、また最終日も提案がありますので、私自身は、今子ども・子育てのこの新制度で今日特に気になる点についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど言いましたように、子ども・子育て支援事業計画の策定の中で今までとどう変わるのかということなんですけれども、これまで保育所の入所を希望する場合は、町への申し込みだけでしたけれども、新しい制度では、自治体による保育必要量の認定の手続が必要になるということが大きく変わるんですよね。例えば介護保険の場合は、介護を受けたいということで、介護保険に手続して、ケアマネジャーの方とかが認定をする、それと同じようなやり方というふうに受け取っていいのではないかというふうに思います。これはやっぱり非常に大きな差だと思います。保護者にとっても、この新制度のことがまだよく分かりませんし、いろんな新しい負担も生じるのではないかというふうに思いますが、これから保護者や町民の方に対してどのように周知をしていかれるのかというのが、第1点、一番気になるところです。

それから、この待機児童の解消のためと保育料のことなんですけれども、もう一緒に行きますが、待機児童の解消のための対策、今度小規模の地域の事業、この新制度によって、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の中にもいろいろありますよね、家庭的保育事業、小規模保育、居宅、訪問、事業所内保育事業とか、家庭的保育事業とか、かなり細かくいろいろあるんですけれども、今私たちが心配してる、その百数十名の待機児童が来年の4月に解消できるのかどうかということが1つは大きいかなというふうに思います。

それと、保育料なんですけれども、これも一緒に行きますが、保育料は、昨日の宮本課長の説明では、来年の3月に議会にかけるというような話だったんですけども、それでは間に合わないのではないかと。やはり、今度国が目安を示していく保育料で、多分今までは国の基準より町の方が安かったと思うんですけども、国の目安どおりになるのかどうかという点と、あと幼稚園の場合は、今まで一律だったのが、これから所得によって変わるわけですので、その辺がどういうふうになるのか。

一番心配する点、保護者への説明、それから待機児童の解消のための対策、どういうふうに地域のそういう小規模の事業所をやっていくのか、それから保育料が来年の3月で、それで間に合うのかどうか。一番根底には、職員の方はそういうことをあと半年ぐらいでこなしていかないといけないんですけれども、本当に膨大な事務量で大丈夫なのかという心配はしますが、そういう点について、今担当課の方から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） この事前通告がありました(3)、(4)、(5)も一緒にまとめていいですね。

(16番小林久美子君「ああ、そうですね、もう一緒に。はい」の声あり)

ではまず、順を追って、(5)の方から概要説明いたします。

平成24年8月に制定されました子ども・子育て関連3法に基づき、消費税率引き上げに伴う安定財源を確保しまして、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充あるいは質の向上を目的としました子ども・子育て支援新制度が平成27年4月にスタートする予定であります。

新制度により変更される内容を順に御説明いたします。

まず第1に、幼稚園、保育所、そして幼稚園と保育所を一体化しました認定こども園の3施設を対象としました施設型給付、それと定員が20人未満、今議員がおっしゃった小規模保育所、そういったものの家庭的保育事業を対象としました地域型保育の給付を創設いたします。

第2に、認定こども園につきましては、認可、指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。

第3に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などの地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしております。

第4に、町民の方の子育てに関するニーズを把握しまして、今後計画的にサービス基盤を整備するため、今年1月に子ども・子育て会議を設置し、平成27年度から5か年を計画期間とします子ども・子育て支援事業計画を現在策定しているところであります。

第5に、幼稚園、保育所、認定こども園、そして先ほどの定員が20人未満の小規模保育所等の地域型保育事業の利用定員を定めまして、給付が受けられるための一定の基準を満たしているかの確認を行います。そしてさらに、地域型保育事業につきましては、市町村が認可基準を条例で定めて認可を行います。

次に、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブの設備及び運営につきましては、これまで特段の定めはありませんでしたけれども、厚生労働省令を踏まえまして、市町村が条例で基準を定めることとなりました。また、対象児童が小学校6年生まで拡大されるとともに、事業開始前の事前の届け出、あるいは学校の余裕教室等、市町村の公有財産の貸し付け等による事業の推進が規定されまして、市町村の関与が従来より高まったところであります。

一方、子どもの保護者にとっての変更点でございますが、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設や地域型保育事業の利用に当たっては、市町村に事前に申請を行い、教育・保育の必要性に応じたいわゆる認定を受けまして、事業者と利用契約を締結することになりました。この内容につきましては、若干幼稚園、認定こども園とその保育所の分はちょっと違いますけれども、各保護者の方は、保育の必要性を事前に認定を受けて、そして最終的には各事

業者と契約という形の流れに変わったというところでございます。

こういったところが新制度の施行に伴いまして主に変更される内容でありまして、制度の実施に当たり、今9月定例議会において、関係条例、先ほど議員がおっしゃいました議案第34号、35号、36号を上程しているところであります。

次に、(3)の待機児童解消の件で申します。

9月1日現在の待機児童数でございますが、164人でありまして、年齢別には、ゼロ歳児33人、1歳児73人、2歳児24人、3歳児31人、4歳児3人となり、このうちゼロ歳児から2歳児までが130人で全体の79%を占めまして、その中で特に1歳児が多くなっているところであります。

菊陽町では、これまで総合計画あるいは次世代育成支援行動計画に基づきまして子育て支援の充実を図りました。保育所の設置、家庭的保育事業の実施、地域子育て支援センターの拡充あるいは学童保育の施設の整備、子ども医療費の助成、あるいは小児用肺炎球菌等の法定予防接種の無料化、あるいは5歳児発達相談事業など、力を注いできたところであります。こうした事業によりまして、住環境の整備あるいは交通環境の利便性も相まって、県内の市町村の中では、子どもを産み育てやすい町として子育て世帯が多くなっているところであります。そして、人口がこうして増え続ける中で、保育ニーズがなおも高いということは御指摘のとおりでございます。

町では、この待機児童解消のために、昨年11月、民間保育所を運営します事業者の公募を行いまして、その結果、中部小学校区の津久礼ヶ丘地区に定員120人の保育所、菊陽西小校区の沖野地区に定員90人の保育所をそれぞれ設置する2つの事業所が決定されまして、現在両保育所とも来年4月の開園に向けた工事の準備が進められております。この2か所の保育所の新設によりまして、入所定員が合計で210人増加しますので、待機児童の大幅な解消が図られるものと見込まれるところであります。

あと、次に、保育料のことでございますけれども、保育料につきましては、今、これは国の法律に基づきまして、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育施設の利用者負担、いわゆる保育料については、国が定めます基準額を上限としまして、市町村で定めるということになっております。国が示しています利用者負担、保育料のイメージですけれども、これは応能負担という考え方を基本にしまして、世帯の市町村民税の所得割税額等により8つの基準が示されております。

保育所を例に考えますけれども、保育所における保育料の設定につきましては、これまで町は、保護者の負担額が激変しないことに配慮しまして、国基準の利用者負担額よりも保育料を低く設けて、その差額分は町の負担としてきたところであります。新制度における保育料の設定に当たっては、これまでの方針を踏襲しまして、国の予算あるいは具体的施策を注視しながら、今後慎重に検討を行っていきたいと思います。

先ほど議員がおっしゃったように、もうちょっと早くできないかということでございます

が、利用者負担につきましては、国関係の状況もありますので、そのところは慎重に時間をかけて保育料の設定等はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1つは、保護者の人たちにこの新しく変わる制度についてどういうふうに徹底するのかということも先ほどお聞きしたんですけど、それはちょっと入ってなかったと思いますので、その点についてどういうふうに考えられているのか。

それともう一つなんですけど、認定こども園は、具体的に今どういうふうに菊陽町内では考えておられるのか、そういう要望があるのかどうかという2点についてお尋ねをします。

この前、研修に行ったときは、認定こども園、実際やられてたんですけども、要するに今までの幼稚園と保育園の機能を持ったところなんですけれども、やっぱりまだそこには応募が少なかったんですね。たしか全体の7割程度しか入所してなかったかなというふうに思いますので、国はどんどん認定こども園を、そちらの方に誘導されるんでしょうけど、実際町の場合はどういうふうに今進んでいるのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、一番最初の御質問でございますが、施設が、主に今入園、入所されてる保護者の方というのは、いわゆる幼稚園と保育所だと思います。幼稚園につきましては、いわゆる学校教育法で言う、これはいわゆる学校ですので、教育委員会と一緒に連携しながら、保護者の方に対して新制度の分の周知はしていきたいと思います。

それと、保育所につきましては、これは児童福祉施設ということで、うちの方で今入所決定等やっておりますけども、これも幼稚園の保護者の方、保育所の方とあわせて、新制度の分の制度概要は事業者と一緒にやっていくところでございます。

それと、認定こども園につきましては、熊本県内ではまだ6か所しかございません。主に幼稚園が保育所型を併用して認定こども園になるというのが多い例でございますが、町内の今の幼稚園さんとしては、今のままでいくのか、あるいは認定こども園になるのかというところについては、今のところまだ判断がつかないというところでございますので、今の時点では何とも申し上げられません。

ただ、県内で、各施設の方で県が調査をしたところは、少しずつ、今年度よりも来年度、認定こども園になるというところは多くなってるようでございます。ですから、これは認定こども園になるというのは事業者側の方の判断ということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 最後に、もう一つ心配な点があります。1つは、これから、今まで私は、公立保育所のやはり地域で果たす役割、保育の質の問題などを取り上げてきたんですけども、今の待機児童を見ましても、ゼロ歳から2歳までが130人で全体の77%でしたかね、非

常に多いということで、やっぱりその、今待機が多いのは、この低年齢の方がどこの自治体も多いんですね。保育士さん1人でそのゼロ歳とか見るときは3人しか見れないんです。3歳以上だと、恐らく、ちょっと正確ではないかもしれないんですけど、保育士さん1人で30人ぐらいを保育できるんだったと思いますけれども。だから、私たちは保育の質ということで取り上げてきてますが、やはり民間の場合は、経営をしていくという視点からいくと、その待機が低年齢児が多いんですけど、そこを受け入れると保育士の配置が必要になるという、そういうことなども子ども・子育て会議などでは結構検討されているのかなというふうに思いますが、今度新しいその保育所ができて、待機は大幅な解消ができるということだったんですけども、特に低年齢児でも大丈夫なのかどうか、最後にその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今度2つの保育所ができて、定員としては210人増えるところであります。現在、特に待機児童というのはゼロ歳、1歳、2歳が多いわけがございますけれども、最終的に入所の受付をしまして、来年4月に入所決定した段階で、それぞれゼロ歳児から5歳児までの入所決定、あるいは申し込みしたけども入れないというところの状況が分かるかと思っておりますけれども、数的なところでは、主にゼロ歳、1歳、2歳の分の待機児童の解消も、今よりも、現状よりも解消を図られるものと期待しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひそういう待機も、低年齢への対応をしっかりとさせていただきたいのと、やはり保育所や幼稚園には説明があるということでしたけれども、町民全体に対しても何らかの新制度の広報等もぜひ検討していただきたいということを要望して、最後の質問に移ります。

最後は、地域包括支援センターについてです。

地域包括支援センターについては、これから地域づくり、特に医療や介護の面での地域の福祉を考える上では切っても切れない中身だというふうに思います。

この前、7月29日に県の地域福祉トップセミナーで、大塚議長の代理で出席をさせていただいたんですけども、特に地域包括ケアシステムが大事だというふうに言われるのは、かなりこれから病院の機能も、急性期、回復期ということで、そして在宅にという中身で、かなり構造的にも変わってくるんですけども、特に地域包括ケアのところでは、これから非常に大事ですということで、5つの視点による取組という話をされました。1つは医療との連携強化、もう余り詳しくは言いませんけれども、それから介護サービスの充実強化、医療も介護も24時間対応の在宅医療訪問介護、リハビリで、介護も24時間対応の在宅サービスの強化、それから予防の推進、4番目に見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、5番目に、高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備というのが大事になりますよということで、講師の先生は、優秀な人材を配置して、市町村は最後

のコーディネートをする役割になるんですというような話をされました。

その後、県の健康福祉部長の山田さんから町に望むことということで話がありまして、その中で各地域の高齢者人口の推移というのがありました。これは75歳以上の人口の将来推計で、平成20年度の人口を100としたときの指数で2040年にどういうふうになるかということで、熊本市や東京都を置いて、菊陽町がすごいカーブで高齢者が増えるという資料だったんですけども、そういうふうにこれから高齢者人口も増えていく中で、地域包括ケアをどういうふうに取り組むのか、今の体制やマンパワーでいいのかどうか、もっとダイナミックにいろいろ提案して、次の体制を考えていかなければいけないのではないかとということで、今日は大枠のそういう問題提起なんですけれども、今町としてはどういうふうにこの点を受けとめられて検討されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、お答えします。

現在、本町の地域包括支援センターは、本庁舎1階西側の介護保険課介護予防係内にあり、町直営として、保健師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、常勤の介護支援専門員1名のほか、正職員、臨時職員等も含め、総勢13名体制で業務に当たっています。11年後の2025年、平成37年には団塊の世代が75歳を迎えることとなり、本町における高齢者数も年々増えて、現在約7,000人ですが、2025年には1万人を超えることが見込まれるなど、着実に高齢化は進展しており、あわせて現代における核家族化に伴い、ひとり暮らしの孤立する高齢者も増えています。

そのような状況の中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくために、今年の6月に介護保険制度が改正されました。法改正では、1つ目に医師会等との連携による他職種ネットワークづくり、2つ目に認知症の早期発見・早期対応により長く生活できる地域づくり、3つ目に住民主体の予防介護等生活支援サービスの充実について、市町村において新たに取り組まなければなりません。菊陽町において、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるような地域包括ケアシステムを構築していくこととします。

なお、地域包括支援センターの取組については、平成27年度から29年度までの3か年間の第6期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中に盛り込んでいき、2025年を見据えた計画を策定する予定であります。

また、今回の改正については、7月末に国からガイドラインが発表され、県からの説明も行われましたが、内容について不明な点が多いため、質問事項を出しており、国においても今後QアンドA等の作成を検討されている状況にあります。

そこで、今回の制度改正の内容を精査分析しながら、菊陽町モデルの介護保険事業として制度設計を行い、財源確保のための国や県、被保険者の負担分についても見きわめつつ、十分な体制整備を行った上で、平成28年度からを目途に、新しい介護予防・日常生活支援事業を実施したいと考えております。そのために必要な施設やマンパワーについては十分検討し、菊陽町

が長寿を楽しめる町となるよう努めてまいります。

(16番小林久美子君「これで終わります」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時59分

再開 午後2時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大塚 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○3番(吉本孝寿君) 皆さん、改めましてこんにちは。本定例会最後の質問者のきくよう政策研究会吉本でございます。

今回まで、さまざまな提案を議会のときにしてまいりました。しかしながら、なかなか私の提案というのは、私の考え方、そして提案の仕方などの悪いところがあるかもしれませんが、なかなか実現をされておられません。そういった悩みをある方に相談をしました。なかなか実現できない、じゃあ私たちが皆様方の大事な税金を使って研修に行く意味があるのだろうかということも相談をしました。そういったときに、その方のお答えは、意思あるところに道は開けるといふところか、そういう言葉をいただいて、そのことを一生懸命考えながら頑張りなさいという言葉いただきました。今回の質問でも、いろんな道が開けるような提案をさせていただきたいというふうに思います。

質問は質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(大塚 昇君) 吉本孝寿君。

○3番(吉本孝寿君) 本日最初の質問でございます。

地産地消や特産品の開発などの推進による農商工連携の推進についてでございます。

まず最初に、第5期総合計画の主要施策の中で、施策の展開として計画にあるが、これまで農商工連携が行われてきたのかをお尋ねいたします。

2010年に商工会ニンジン焼酎部会が共同開発をしましたニンジン焼酎が菊陽で代表するこの農商工連携の商品だというふうに思っております。

私ども、7月に、都城における6次産業の取組について、きくよう政策研究会で研修をしてまいりました。研修の資料の中にあつた本年2月28日現在の総合化事業計画認定件数市町別ランキングでは、研修先の都城が17件で2位、天草市9件で14位、益城町5件で53位、そしてお隣の合志市で4件で70位でございました。ちなみに菊陽町はランク外ということでございます。

研修における質問で、なぜこの数字なのかということをお尋ねいたしました。すると、そのお答えは、市長の公約ですからという非常にシンプルな答えでございました。益城町、天

草、合志ともに、当時の市長、町長の強い思いからの実績だというふうに思いますが、第5期総合計画においても農商工連携の推進とあります。これまで農商工連携の推進が行われてきたのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） こんにちは。ただいまの議員の質問にお答えします。

まず最初に、農商工連携の定義ということでお話をしたいと思います。

国が定める農商工連携の定義では、農山漁村は、その地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんあり、このような資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発、提供、販路の拡大などに取り組み、お互いの所得の向上を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とすることで、地域の生産活動の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上、それから環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とするとされています。

菊陽町では、昭和53年度に国の産地指定を受けて以降、ニンジンの産地として生産に努力されて、菊陽ニンジンの名称で知名度も上がってきています。特産品となったニンジンなどを用いた加工品がつくられてきました。事例としては、先ほどの商工会のニンジン焼酎「酔紅」や山内本店のニンジンドレッシング、水田涵養米でつくった水の恵みみそ、酵生堂のニンジンまんじゅうなどがあります。また、商工会では、平成23年、24年と、国の事業により、地元農畜産物を使ったメニューづくりを実施されて、現在も提供されているものもあるところです。

菊陽町農業の現状は、露地野菜が主力であり、その中でもニンジンは、そのまま野菜として出荷しても高価格な農産品として流通するため、原材料となりやすい大豆や麦などの穀物は、ニンジンと栽培時期が重なる上に、販売価格も安いので、敬遠されて、余り作付けされていない状況にあります。

今後の農商工連携としては、加工品だけでなく、地元で生産される食材を地元で消費していただく地産地消の運動も農商工連携の一環であり、農畜産物の生産者にとっては販路の拡大となりますので、その面でも連携強化を図っていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 農商工連携の推進が行われてきたのかというところではどうでしょう。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） うちの農政サイドとしましては、全て原材料的な形で、商工連携としては、製品にさせていただくのは加工業者さん、商工業者さんの方でやっていらっしゃるということで、農業サイドとしては提供をしているという状況だと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 菊陽町の商工会の会長さん、そしてまた菊陽町に事業所を置く食品企業、これは先ほど課長からも御紹介ありましたが、山内しょうゆの山内会長でございます。そしてまた、JA、若手農業者、そして菊陽町で独自でゴボウのチョコレートづくりなどを研究されている方々などにも御質問しました、農商工連携はというところで。そしたら、口をそろえて皆さん、農商工連携の推進は必要であるという御意見でございました。また、今まで農業、商業、工業者との交流の場がほとんどなく、連携の前に懇談会を開催をし、それが菊陽町6次産業化推進協議会につながればというふうに個人的には考えている次第でございます。

それを踏まえまして、次の質問に移らせていただきます。

菊陽町6次産業化推進協議会を設立し、推進体制を強化できないかの質問でございます。

研修先の都城市におきましては、市長の公約のもとに6次産業化推進プロジェクトチームが設置をされ、推進に向けた現状分析、関係機関との連携、推進構想の設定、シンポジウムに関することが検討されております。

また、組織としての事務局も新設をされ、基幹産業でもある農林畜産業の活性化が図られておられます。

協議会の設立には、会長に都城市長、副会長にJA都城組合長を置き、認定農業者協議会の会長、商工会、南九州大学園芸環境学部長など12名を委員に置き、幹事会に商工会議所専務理事、6次産業に取り組む意思のある会員、女性加工グループの代表者、都城市の総合政策課長をはじめかわりのある課長など17名で構成をされております。

6次産業化総合対策事業補助金として、ハード面に総額900万円、ソフト面に250万円が補助をされております。

6次産業化推進協議会に向けての基本的な考えは、農業、畜産業の活性化を図るために、もうかる農業の実現を基本目標としつつ、経営の多角化を目指し、経営規模の拡大を推進していく必要があると思います。

6次産業においては、4年から5年のスパンの中・長期的な育成支援が不可欠であるとも考えております。

また、6次産業に取り組む新規参入事業者の増大に加え、既に6次産業化に取り組んでいる若手事業者や地域加工グループの育成を図ることが重要であり、魅力ある商品づくりの支援、営業、商談等のスキルアップ、加工技術の導入や新商品開発、販売開拓、商工業者とのネットワーク形成も重要で、事業の実施に当たっては、可能な限り農業者間、また異業種の連携を構築できるよう事業展開に取り組むことが必要であると考えます。

そこで、我が菊陽町にも、連携を構築し、菊陽町6次産業化推進協議会を設立をし、推進体制を強化できないかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） じゃあ、お答えいたします。

まず初めに、国の6次産業化の定義ということで申します。農山漁村の活性化のため、地域

の1次産業とこれに関連する2次・3次産業、加工、販売等にかかわる事業の融合により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組のことを言うことがあります。特に、主に中山間地域の農業所得向上を目指して6次産業化を推進されていますが、菊陽町の農業は、地形的におおむね平坦地である農地での典型的な土地利用型農業であり、営農形態も、露地野菜やお茶、たばこをはじめ酪農、畜産などがあります。

その中でも、ニンジンを含む露地野菜では機械化が進み、農家1戸当たりの作付け面積も拡大していき、農家の収入もそれに伴い増加しています。また、そのような農家には後継者も育っており、理想的な展開をしていると思うところです。

特に産地指定を受けた菊陽ニンジンでは、契約栽培や市場への大量供給により産地の知名度も上がり、他産業以上の収益を上げている農業者も多くおられます。その方々は、経営規模の拡大を優先されており、加工、販売で人手をとられるより、今後高齢化による離農などで発生する遊休農地を引き受け、ニンジンの規模拡大を図りたいとの意向があります。これらの農家の営農思考は、高品質な農産物をいかに多く生産し、高く販売できるかに取り組んでおられますので、町もそれを支援していくところでもあります。

6次産業化につきましては、興味がある方や事業化したい方で計画を立てて、何を取り進むのか、どのような体制をとるのか、目標はどこに持っていくのかなど、おのおのの事業立案者が計画されて、国、県の支援を受けるのか、将来自立の見込みのある団体としてなることができるのか、それらを詳細に検討し、6次産業化としてのビジネス形態を確立した後、町や県、金融機関に相談されたいと思います。見込みのある事業者が複数希望されて、連携を持った団体を立ち上げられるような場合は、町としても支援していきたいと思うところです。

その支援策の一環となるかもしれませんが、今回「熊本食の見える化プロジェクト」実行委員会、熊本県、熊本市の主催で、運営を熊本ネクストソサエティ株式会社に依頼してある事業として、インターネットを利用して、市町村による「産品事典」と称した農畜産物やその加工品の紹介サイトを製作するもので、菊陽町としても、その産品事典の製作運用にかかわることを計画しています。これは、自治体が有料でホームページを製作委託を行い、運営会社がホームページを作成し、自治体が農畜産物や加工品の情報を発信したい個人農業者や農業法人、加工業者を募り、無料で掲載、運営するものであります。それにより、県外向けの業務用卸サイトの相互リンク、それから個人事業者、バイヤーなどの閲覧があることで、その情報媒体への発信ができ、各種商談会への生産者及び加工業者の参加誘導が可能となるものです。

町としましては、今後このようなインターネットを利用した情報発信を行い、菊陽町の農畜産物や加工品の販売促進の支援を進めたいと考えています。

若き生産農家であります議員も、このようなビジネスモデルを検討され、6次産業化のリーダーとして、このインターネットを利用した農畜産物や加工品のPRと販売をリードされますよう期待しているところでもあります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 頑張ろうと思ってるんですが、なかなか、私もブドウ園しておりますが、長雨でブドウが割れちゃって、その力もないというのが実際の本音であります。私に限らず、阿蘇の方でもトマトが非常に割れて、そしてメロンも割れ、そして上田議員ところのお茶は関係ないみたいですが、非常に農産物、最近は厳しいというところでございます。

そういった中で、合志市、こちらは事業部、農政課農政班にブランド推進協議会っていうのが設立をされております。この設立の効果をお尋ねをいたしました。お答えは以下のとおりでございます。国の6次産業化認定については個々の事業者が独自に取り組むものですが、市が関与した推進活動としては、平成21年4月、合志市地域ブランド推進協議会を設立をし、認証制度を通じた販売促進活動等が上げられます。ここでの市の役割は、事業者の活動フィールドづくりです。協議会で行う事業者間の交流や販売促進活動を通じてお互いが刺激を受けることで個々の意識向上が図られ、国への事業申請など、独自の活動を積極的に行うようになったと考えられますとのことでございます。

また、商品化に向けた市の支援、こちらは補助金等でございますが、体制はどのようなものかお尋ねをいたしました。すると、昨年度より、合志市6次産業化及び農商工連携新商品等開発事業、こちら補助金でございますが、を創設し、農業者等などによる商品開発の推進を開始をし、公募にて案件の発掘を行い、審査会により優良と判断できるものに対して開発に要する経費を補助しておられます。昨年度は、8件応募のうち、農産物のドライフルーツ化など採択が6件、補助金が95万2,000円となっております。本年度も引き続き公募事業を実施いたしますとのことであります。

今年度の採択案件は、合志市産カンゾウ入り焼酎の開発など2件があり、今後の展望と課題は、商品化は市が行うものではないので、個々の事業者のやる気次第で、市は、機会の創出、こちらは呼び水という表現をされておられますが、が役割であると考えられ、やる気のある事業者をいかに発掘するかが課題の一つであり、また商品は売れるもので、かつ経営、コスト計算などを考えなければならず、簡単ではなく、商品のコンセプトづくりから経営に至るまでしっかりとした視点で考えられるように各事業所のスキルアップが必要と考えられ、これらの支援は、市ではノウハウがなく限界があるので、バイヤー経験者などの助言が必要だと考えられるようです。

また、6次産業化を実施できる農家は、メンバーが固まってしまっており、新たな発掘が難しい現状でもあります。6次産業化は、農家にとってリスクも高いため、企業等と連携をした農商工連携事業を推進する方が有利な場合もあると思われまます。

合志市においては、本年4月1日より、以上のことを踏まえまして、荒木市長を理事長とした、合志市の市民生活と産業の活性化に向けてあらゆる産業や企業と連携を図り、健康的で付加価値の高い地域の創出に積極的に取り組んでいくことを目的とする観光物産協会、一般社団法人クラッシーノこうしが設立をされております。ここは、商社機能を有し、商品開発等の支

援を行うこととしており、実際商品開発は民間が行うものであるため、市が支援できる範囲は限られてしまい、そうした中、社団法人が市ではできない部分をフォローし、商品開発の推進ができればということでございます。

こちらのクラッシーノこうして商品開発などを提案をされておられる会員の方にもお尋ねをしました。菊陽町でこういうことが起きたらどうしますかということでお尋ねをしましたら、菊陽町で組織化をされるようなことであればぜひ協力はしたいというふうにお答えをいただきました。

将来的には、「さんふれあ」内に菊陽町6次産業化推進協議会などを置き、そこで開発された商品を「さんふれあ」内の農産物直売所で販売すれば、さらなる活用になるのではないかと考えております。

本日、熊日の経済面に、JA熊本中央会が運営をする熊本6次産業化サポートセンターの主催で、生産者が約150人参加をした研修会が開催をされております。国や県の担当者による補助制度の紹介や金融機関などを交えた相談会もあり、今後は町からの情報発信も期待をしております。

このクラッシーノこうしというところに至るまでではございませんが、菊陽町として、やはり農業、商業、工業、もう少しこのわくわく感が要るのかなというふうに思います。そういった点におきまして、今お話をしたように、農業者間、商業者間、工業者間のいろんな活発な意見の交換の場というのが可能なのか、できるのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この6次産業化の推進協議会を設立するという、今の状況はまだできておりませんが、吉本議員、特に若い中でいろんな先進地の情報等も持っておられますけども、そういうところで、本町の若い農業者の方々がこの6次産業化ということあれば。また、菊陽町の中には、特に南台地の方にいわゆる食品に製造会社がありますよね、マルハニチロとか、ユーユーフーズ、そういったところとの、実際そこで商品化するところがありますので、そういうところと、このいわゆる農業の、特に若い農業後継者の方々が関心持ってそういうことを展開していければ、ナカガワフーズもありますけども、そういう実際つくるところもありますし、山内さんもそうであるし、大島豆腐さんもそういうところでやっつけられますけども、そういう製造されるところがありますので、自分で製品化まで農家の人が持っていくというのは、非常に採算性がとれるのか、またそこまで本当にやれるのかということありますので、そういう実際食品製造業をやられるようなところとのそういう話し合いの場といいますか、さっき言われたような協議会あたりが設立できればいいと思いますけども。そういうときには、やはり誰かが一緒に汗を流す人、もちろん町の農政あるいは商工振興課あたりともありますけども、そういう場づくりから進めていったらどうかというんで考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 冒頭も言いましたが、やはりこの協議会というところに対しましては、来年、再来年の話ではないというふうに思います。課長もお話の中で、やはりやる気のある農家が何人いるかということが非常に問題かなというふうに思います。

このやる人がいないというからしないというのは、非常に問題の解決にはならないというふうに思いますので、私もできれば助言できるようなスタンスでいきたいというふうに思いますけども、やはりここは、町長、町、そして先ほど言いました農商工、こちらがきっちりと連携をして、近い将来、合志に負けないくらいのすばらしい会ができるということを期待をしたいというふうに思います。

それでは、次の質問でございます。

菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」のふれあ館の利用についてでございます。

菊陽町総合交流ターミナルの顔とも言えるふれあ館でございますが、現在の状況をどのように考えているのかでございます。

平成12年6月にオープンをした菊陽町総合交流ターミナルでございますが、オープン当時とは違い、近隣に非常に多くの飲食店が出店をしたことにより、かなり苦勞をされているというふうに感じております。

しかしながら、そういった中で、健康増進の交流の場である湯た〜っと元気倶楽部、そしてまたふれあ館コンサートなど、さまざまな取組などで集客に力を入れておられます。

しかしながら、ふれあ館の昨年度の売上実績は、前年対比91.1%というふうになっており、今年度の売上実績が少しだけ気にはなるところでございます。

現在の状況を町長はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 町長にということでございますが、農政課の方でお答えしたいと思います。

初めに、菊陽町総合交流ターミナルの目的は、都市部住民と農村部住民の交流を通して、農業の振興及び活性化に資する施設として設置したものです。

菊陽町と有限会社さんふれあの関係についてですが、菊陽町が指定管理者としている有限会社さんふれあは、管理協定に基づき、菊陽町の資産である総合交流ターミナル施設を運営し、その利益をもって維持管理に当たることとなっております。その基本的な経営方針としては、農産物直売所、食事提供室、温泉施設の3本の柱から構成され、それぞれの部署が独自性を持った運営を展開し、それぞれの部署の個性、役割分担を達成しながら、連携をもって相乗効果を発揮できるような施設とすとしてしています。

町は、基本的に指定管理者に運営を任せているのですから、経営の方針や利用の仕方を細かく指示するものではありませんが、町民の交流及び農業振興策の一環として存在する施設ですので、その点での指導監督を行っているところです。

ふれあ館につきましては、現在レストランを基本に、いろいろなイベントを開催したり、希望者に貸し出したりしているところですが、今後について「さんふれあ」では、直売所の季節野菜を使用して地産地消に根差した料理メニューの開発を行い、特産品を使った食事の提供を基本として利用者増を図りたいと計画されていますので、町としても支援していくところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今指定管理者というところでお話がありましたけども、これは入札制度ですか、いろんな入札をして、そこから選定をするという制度でしょうか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） これ、業務仕様書というのがありまして、それを提示した上で希望者が手を上げるというふうな形になっております。それに伴ってお金が発生するというのではなく、先ほど言いましたように、経営のもとで利益をもって維持管理に当たるということですので、そういう内容で手を上げたところということになっております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） なかなか難しく、町がある程度ビジョンを描かないと、非常に、ちょっと難しいのではないのかなというふうに思います。ちょっと丸投げみたいな、表現は余りいいかどうか分かりませんが、そういうところが指定管理の今後の課題ではないのかなというふうに思います。

今後は町も集客に対して積極的に働きかけるべきだというふうに考えておりますが、町長はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この今受けておる有限会社さんふれあというのは、町が9割を出資しとる会社であって、その中の取締役は全部、吉本議員が入っとられますさん彩出荷協議会の代表もそのメンバーでありまして、あとは農協、それから商工会も入っていただいておりますし、畜協関係の方、そういう、それから酪農のメンバーで構成されとるということでありまして。

そして、このふれあ館の方は、もともとレストランというのじゃなくて、いわゆる地産地消の関係で、特に出荷協議会の方々がそこに、直売所の方に持っていかれたものを主に使ってやっていこうというようなところもありますので、その中で、やはり地産地消を基本としたこの食事、料理提供で集客計画については、さんふれあと一緒になって、町の方も9割を持つとる出資会社でありますので、それはもう十分支援していくところでありますけども。

いろんなことをやっておりますけども、特にこれも、直売所もそうでありますけども、いわゆる出荷協議の方々が野菜等、以前は、だんだん売れて減ったら電話して、あとの追加なんか持ってきていただきましたが、その辺が少し今停滞しとるというか、特にこういう雨の時期あたりは野菜もできんところあるかと思っておりますけども。そういうのはぜひ出荷協議会の方できちんと出していただく中で、それをこちらの方の食事の提供するところに使って。菊陽町の場

合、非常に近隣に都市化も進んで、いろんな食べ物屋さんができとるもんですから、そういう面をきちんと差別化したようなところということで、今目指して「さんふれあ」の方も頑張つとるといふようなところでもありますので、ぜひその辺については、議員各位の方にも御協力をいただいて、「さんふれあ」の活性化とこのPRにも協力していただければと思つてるところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 多分今のお答えがふれあ館の集客に対する考えはあるのかというところの答えなのかなというふうに思いますが、本年3月に、ふれあ館、「さんふれあ」駐車場拡張工事を終え、駐車場のスペースは増えましたが、ふれあ館の集客につながっているのかというところは若干疑問に思ふところでございます。ふれあ館だけをとるのはよろしくないというふうには思いますが、私が考えるに、あそこは菊陽町総合交流ターミナルの顔とも言える場所だと思います。私も、平成12年当時から農産物を出したり、いろんなことで携わっておりますけども、先ほど町長が言われましたように、以前は近隣にいろんな飲食業がなかったものですから、非常に多かったというところを記憶しております。そして、私たちが出した農産物も、余ったらそのレストランで半分で買い取っていただいて、まさしく地産地消というスタイルで営業をされておられました。そういったところも知ってるがゆえに、非常に最近のあの、何ていうんですか、電気が消えたり、ついてるときもありますけども、非常に暗いというイメージが強く感じております。あそこがにぎわっていないと、全体的に寂しく感じ、負の連鎖を招きかねないというふうに思います。非常に暗く感じられると、あそこの施設自体のイメージも余りよろしくないのかなというふうに思います。町はふれあ館の集客に対してどのような考えがあるかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） ふれあ館の集客に対してということですが、今の御質問にお答えします。

先ほどの質問でお答えしましたとおり、ふれあ館は町内で生産された農畜産物を食事として提供する施設であります。

では、何のために集客するのかといいますと、町内外のお客様に菊陽町の農畜産物を知ってもらい、味わってもらふことで、町の農畜産物を購入していただき、農家所得の向上に寄与していただくことが第一であります。最近では、新たな料理人を迎えて、地産地消メニューによる食事部門の利用者増を先ほど申しましたとおりに計画しておられるところでもありますので、町としても、さんふれあと連携して、ふれあ館のPR活動を実施し、利用者増を図っていくところでもあります。

町も、その支援策の一つとして、菊陽町農産加工グループとさんふれあが一緒になって地産地消弁当の開発、販売を計画しているところです。そのメニューの創造を行う上で、熊本テルサ総支配人で、赤坂プリンスホテル総料理長を務め、県内各地で御当地弁当や特産品の開発に

携わっていらっしゃる土山憲幸氏の指導のもとに研究、開発するように県、町の事業で支援していますので、これらのレシピをレストラン部門の料理に反映できれば、さらなる集客も見込めるのではないかと思っていますところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

続きまして、飲食部門を業務委託することは可能か不可能かという質問に移らせていただきます。

今課長の答弁からもありましたが、なかなかあそこでお弁当をつかって販売するということになる、ほかにもお弁当の業者さんがたくさんいらっしゃいますので、そこは余りよろしくないのかなというふうに思います。

さんふれあ館において、現在お食事どころさん膳、カフェレストランふれあ館の2か所で飲食ができます。近年の状況を見ておりますと、非常にカフェレストランふれあ館のにぎわいが少ないように思えます。

そこで、先ほども課長から料理長をかえという話でしたが、料理長個人を否定するわけではございませんが、料理長がかわり、そのたびにスタイル、味も変わっていくことに不自然さを少しだけ感じております。土曜日、日曜日さえ、団体の予約を除けば、ふれあ館には数えるほどの方しか利用されていない。民間のレストランであれば、当然営業を続けるのは難しいというふうに感じております。委託がもし可能であれば、現在働いておられる全ての方の雇用の確保は絶対条件ではありますが、お食事どころさん膳、カフェレストランふれあ館を業務委託することは可能か不可能なのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 質問にお答えいたします。

業務委託の件であります。菊陽町総合交流ターミナルの基本的な経営方針として、飲食部門は一つの大きな柱であり、町の農畜産物を食べていただくアンテナショップ的な意味合いがあります。そのような観点から、有限会社さんふれあを指定管理者として指定しています。清掃や食器洗浄などの部分的な委託はあっても、全面的な業務委託は考えていません。現状では、さんふれあによるふれあ館の集客計画が進められていますので、収益が上がるように運営を日々努力することが先決であると考えています。

今後は、この部門の収益を高めるため、有限会社さんふれあと一緒になって町も支援を強化していくところであります。

また、その目的を達成するためには、開業当時から改修や模様がえなどを行っていませんので、計画的なりリニューアルや増改築も必要かと考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） その大きな柱が少しだけ傾きとは言いませんけども、ちょっとだけずれてきちゃってるのかなというふうに思います。

これまで幾度となく料理長がかわって、経営が余り芳しくなくて、じゃあ料理長かえましょう、じゃあ料理長かえましょうというところで、非常にこれは働いてる職員さん方もやりにくいのではないのかなというふうに思います。そういった意味においては、しっかりと調査分析をされて、そしてあそこの場所が非常ににぎわいのある場所になるようお願いをしたいというふうに思います。

最近においては、非常に土曜、日曜、サッカーの大会等々もございます。あそこの前を通ってみますと、多分幼稚園でしょうか、バスを待ってるお母さん方、若いお母さん方もいらっしゃいます。仮にあそこをオープンカフェみたいなところにとすると、ああいうお母様方がひよっとしたら寄っていただくかもしれないし、菊陽町の野菜を利用して、あそこをフルーツとか野菜をまぜたスムージーとか、そういうところのジュースのカフェみたいなところで、菊陽町の野菜、果物を使ったジュースのカフェというところで、オープンカフェみたいなところになれば、あの大きなスペースが非常に有効的に使えるのかなというふうに思います。

先週、がっかりしたのは、あそこの、今言った広いスペースの中で、多分どっからか買ってこられたであろうお弁当を開いて食べていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいました。これは、飲食業をされてる民間であったら、それはもう本当にあり得ないことだというふうに思います。少しだけ魅力がないと言ったら失礼に当たるとは思いますけども、そういった感じで、若いお母様方、そしてあそこが休憩の場となるように、そういったところで、そのようにやっていていただきたいなというふうに思います。

可能性はたくさんあると思います。いろんな方に聞いても、あそこの場所が一番だという方は結構いらっしゃいます。そういったところでは、あそこを生かすも殺すも、やはりいろんなアイデア次第なのかなというふうに思いますので、たくさんの方の知恵を拝借しながら、あそこの、またオープン当時のにぎわいを取り戻せるようにぜひとも御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、本日最後の質問でございます。若者のまちづくり参画についてでございます。

平成21年度から、日南市から委託事業を受けたまちづくり事業の日南まちづくり株式会社は、中活事業に関連する事業を中心に、日南市活性化のための活動を推進するため設立をされております。

その中の事業で、油津商店街コミュニティ空間創出事業があります。日南市は、近年、大型店の進出で空き店舗が目立っており、再生のため、市が募集した請負人、テナントミックスサポートマネジャーに国内外333人から選ばれた方が、私ども研修会でお会いをした木藤亮太さんであります。任期は4年、経費を含めた委託料は月90万円で、市長の月給より高い。市の心意気のあらわれ、期待に応えたいと意欲を燃やし、日々活動をされておられます。九州芸術工科大学、現の九州大学でございますが、造園や都市デザインを学んだ後に、福岡市のまちづく

りコンサルタント会社に就職、自治体を中心に150以上の案件を担当されており、高齢化が進む農村の活性化、観光客の減少に悩む温泉街の再生を行う中で、考え抜いた計画が実を結ぶことにやりがいを感じる一方、現場に数回足を運んで報告書を出して終わりという仕事も少なくなったそうであります。当事者としてまちづくりにかかわりたいという思いを募らせたところ、市内に居住が条件の請負人募集を知り、会社をやめて応募されたそうでございます。公開審査には手づくりの地図を持ち込み、商店街の4年後の目標像を具体的に示したそうであります。

7月に研修に伺った際に、直接お話を聞いていく中で、菊陽町もやはり若者のまちづくり参画の土台が必要と感じたところでございます。

そこで、菊陽町に若者のまちづくり協議会なる組織をつくってはと思います。この組織では、多くの若者にまちづくり活動を通して菊陽町の歴史、偉人を知り、さまざまな世代の人々と交流を持ってもらい、人とのつながりの大切さ、地域のきずなの尊さを肌で感じてもらい、人を思いやり、故郷を愛する心を育んでもらい、さらに若者の地域ネットワークを構築し、世代間の壁を越えた人間関係を築き、新たな地域コミュニケーションの場を創造し、目的を達成するため、活動内容には必ず社会・地域貢献性を盛り込み、気軽にボランティア活動ができる場を提供をし、イベント開催などを通して自らも楽しみながら地域活性化を行い、異世代との交流の中で地域のきずなを育み、自分のキャリアデザイン、夢を考える上でのきっかけを与える活動を行い、また木藤さんのような方を採用するのではなく、この菊陽町の中で次世代のリーダー育成をするためにも、若者のまちづくり協議会の発足が必要であるというふうに思っております。

新潟県燕市に、若者自らが暮らし、そして子どもたちに引き継いだ20年後の燕市はどんな町がよいかを語り合い、その実現のために行動していく若者によるまちづくりの場であるつばめ若者会議というものがございます。会議の目標は、理想とする燕市の将来像を実現するためのアイデアを考える、若者のまちづくりに対する意識の醸成、若者同士の交流によるつながりの強化であります。

また、会議の形においては、運営会議が毎月1回開催をされ、内部組織の運営委員会が若者会議の運営について話し合わせ、全体会議、こちらは不定期開催ではございますが、メンバー全員で話し合ったり、交流、情報共有を行う会議が行われております。自主会議、こちらも不定期開催でございますが、テーマごとにチームに分かれ、テーマについて深く話し合う会議が行われ、先月も活動相談会が開催されております。

つばめ若者会議は、ワークショップ形式による話し合いをメインに会議が行われております。その活動は、ホームページや広報紙でも伝えられ、伝え切れない部分の情報はフェイスブックでも情報発信がされております。その他、全国各地でこのような若者を対象にした会議が開催しております。

この菊陽町においては、子どもには子供会、御婦人方には婦人会、そしてお年寄りには敬老

会というのがございますが、若者と言われる10代、20代の方々が集える会がほとんど全くと言っていいほどない現状であるというふうに思います。理想とする菊陽町の将来像を実現するためのアイデアを考え、若者のまちづくりに対する意識を高め、地域活動に興味のある若者同士の交流によるつながりの強化を目的とした若者まちづくり協議会の発足を考えられるか、町長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 町長にということでありますけれども、私の方から答弁させていただきます。

ただいま議員から御提案いただきました菊陽町の若者がまちづくりに参画する組織、若者のまちづくり協議会の設立であります。現状では設立の予定はございません。

ただいま具体事例として紹介されました新潟県燕市のつばめ若者会議につきましては、燕市のホームページで活動内容等を拝見しております。

菊陽町におきましては、平成25年4月1日からスタートしています菊陽町町民参画推進条例があることは御承知のことと思います。この条例では、町政を推進するに当たりましては、情報共有、町民参画、協働、この3つによりまちづくりを実現していくこととしています。そのような中で、現在総合計画の後期基本計画の策定作業を進めていますが、策定に当たっては、菊陽町総合計画の策定に関する規定、この規定の手続に従って進めております。その手続の中で、町民代表、有識者の方々に加えて、菊陽町が包括協定を結んでいます熊本県立大学、こことは平成18年12月4日に包括協定を結んでおります。それと、熊本学園大学、こちらとは平成24年12月13日に包括協定を結んでおります。この2つの大学の若い学生の皆さんに入っただき、有識者等会議を設けて、これらの皆さんと策定の段階から協働でやっていくことを計画の中に位置づけております。

以上のような形で若者のまちづくりへの参加を予定しているところでございます。

せっかく御提案いただきました若者によるまちづくりの組織でございます。ぜひとも吉本議員自ら、菊陽町のまちづくりに関心を持っておられる若者に呼びかけられ、若者のまちづくり協議会なるものを立ち上げていただき、現在進めております後期基本計画の策定に若者からの御意見、御提案をいただければ、私どもも若い世代からの意見をまちづくりに生かせるのではないかと期待しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） はい、ありがとうございます。気持ちは若いんですが、なかなか若者を知ってるかという、そうではないというふうに思いますが。

私が言いたいのは、確かにいろんな大学で包括協定を結ばれて、若者の意見を聞くというのは分かります。しかしながら、この提案というのは、あくまでも菊陽町に住む若者でございます。菊陽町、さまざまな方々がいらっしゃいます。そういった方々の歴史を知るだとか、その

地域の歴史を知るだとか、そういったところが非常に大事だというふうに思います。確かに違ったところから見る菊陽町もいいと思いますけども、やはり菊陽町に定住していただくという部分においては、やはりこれは菊陽町にお住まいのある若い方々をぜひそこに参画をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどお話をしました油津商店街のイベントで、地元の若者がデザインをした商品化したTシャツがございませう。このTシャツですけども、これは若者が考えた、地元の若者が考えたTシャツでございませう。これを着て、商店街で結構にぎわいがあったそうでございませう。菊陽町にも、このような若者が企画をした町オリジナルのTシャツがあれば、今まで以上に町に興味を示していただけるのではないのかなというふうに思います。

少し話は変わりますが、皆さん記憶に新しいかどうかは分かりませうけども、ソフトバンクホークスのファームの本拠地に名乗りを上げて、惜しくも誘致をすることができなかつた菊池市がございませう。一度だけ江頭市長とこの件についてお話をさせていただいたことがありませう。若干失礼かとは思いましたが、可能性が低い誘致になぜ立候補したのですかというふうに聞いたことがございませう。江頭市長の答えはこうでございませう。菊池は、ここ数年、市民が一体となった事業ができていなかつたように思いました。あの誘致活動で、多くの若者が菊池に興味を持ってくれた、それが目的なのですよということをお話をいただきました。なるほどなというふうに思いました。市長の中では、あのソフトバンクのファームの誘致はいつでもよかつたということではありませうけども、それが目的ではなく、最終的な目的は、菊池の若者がこの菊池に興味を持っていただくということが目的であり、誘致をすることは手段で、目的ではなかつたというところではございませう。

菊陽町にもさまざまな能力と行動力を持つ若者がいることは、成人式で新成人のボランティアで構成される成人式実行委員会、この方々の御活躍を見れば、皆さん当然理解はされると思ひます。研修した油津商店街の半分以上の店舗がシャッターをおろしたままでございませう。若者も少なく、かなり危機感を感じておられませう。

現在、菊陽町は元気のある町として注目をされておひます。しかしながら、若い世代の方々が、先ほども言ひましたが、この菊陽町に興味を持たずに、菊陽町を出ていってしまうようなことがあれば、その元気はすぐになくなってしまうというふうに思ひます。

先月の夏祭りに、若者に人気のあるグループが来ていただいたおかげでかなり活気があつたと聞いておひます。6次産業と同じく、いきなり協議会の発足とはいかないかもしれませうが、これからの菊陽町発展のため、また発足に向け、今後どのように地元の若者をまちづくりに参画させていくべきか、町長に最後のお尋ねをいたひます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員が言われるように、非常にこのまちづくりの中に若い人たちが入つてきていただいて、これからの菊陽町を担っていく若者でありますので、そういう、今言われたようなこと、夏祭り等もやっておりますので、そういった中に実行委員として入つていた

だくような呼びかけ、そういうことは商工会の方とも一緒にやっておりますけども、連携をとりながらやっていきたいというふうには考えております。

そういうときに、昔は青年団とかがありまして、非常に活発な動きがあったんですけども、もう今町の中にあるのは、西部町民センターに勤労青少年ホームってありますが、あそこには、余り若い人はおりませんけども、30代、20代の後半から30代の人たちもおりますし、何か最初に動ける人たちがどれぐらい集まるかということですよ。呼びかけても、なかなか今難しい時代でありますけども。成人式あたりは、言われるように、確かに成人式を迎える人たちが早くから実行委員会つくって取り組んどるということで、自分たちでやっておりますけども。動かし方では、非常に若い人が多い町でありますので、そういう面について、取組といたしますか、例えば南小校区では、鼻ぐり祭のときには、子どもの、小学生がボランティアガイドで案内する、そういうこともあるわけですから。

せっかく提案された、吉本議員が提案されとりますので、一緒にまたいろんな情報もいただければありがたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） その、なかなか参加できる方がわかんないというところありますけども、それは成人式、せっかく成人式の実行委員会というのがありますから、そこで働きかけていただければいいのかなというふうに思いますけども、その若者だけではまちづくりはできないというふうに思います。確かに知識はかなり持ってらっしゃいます。そこにおいて、やはりある程度菊陽町にずっといらっしゃる、仕事は終わられた、定年をされた方々の、そこに知恵を織り込んでいったら、非常にいい会になるのかなというふうに思います。

岐阜県に天然記念物に、君が代にも歌われておりますさざれ石というのがございます。細かい石や小さい石がまとまって、長年ずっと形成された石でございます。菊陽町も、ぜひそのさざれ石がたくさん必要かなというふうに思います。すぐにはできないというのは分かりますけど、今のうちからたくさんたくさん協議をしていただいて、いろんな方と、その集合体によっていろんなところでその会ができるというのが伸びゆく菊陽町の理想なのかなというふうに思います。

そのところ、最後をお願いをいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時5分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成26年9月8日（月）

（ 第 3 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成26年9月10日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成26年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成26年9月10日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 研修報告
- 日程第2 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決
- 日程第3 議案第29号 菊陽町総合スポーツ施設整備基金条例の制定について
- 日程第4 議案第30号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第31号 平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第32号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第33号 平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第34号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第35号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第36号 菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第37号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第13 報告第7号 平成25年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第14 発議第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書（案）
- 日程第15 発議第3号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 中岡敏博君 | 2番 | 野田恭子君 |
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
| 5番 | 渡邊裕之君 | 6番 | 坂本秀則君 |
| 7番 | 石原武義君 | 8番 | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君 | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君 | 13番 | 川俣鐵也君 |

14番 加藤 眞佐男 君
16番 小林 久美子 君
18番 大塚 昇 君

15番 上田 茂政 君
17番 梅田 清明 君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 廣野 豊徳 君
書記 山野 光子 君
書記 増永 純一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|----------|---------------------------------|---------|
| 町長 | 後藤 三雄 君 | 副町長 | 井手 義隆 君 |
| 教育委員会委員長 | 曾我 惟雄 君 | 教育長 | 赤峰 洋次 君 |
| 教育次長 | 桐 陽介 君 | 総務部長 | 吉野 邦宏 君 |
| 福祉生活部長 | 實取 初雄 君 | 武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長 | 渡邊 幸伸 君 |
| 産業建設部長 | 松村 孝雄 君 | 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒木 一雄 君 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 大川 由紀美 君 | 総務課長 | 吉川 義則 君 |
| 総合政策課長 | 服部 誠也 君 | 財政課長 | 阪本 浩徳 君 |
| 税務課長 | 阪本 章三 君 | 人権教育・啓発課長 | 高木 定伸 君 |
| 東部町民センター所長 | 平野 葉子 君 | 福祉課長 | 西本 一浩 君 |
| 子育て支援課長 | 宮本 義雄 君 | 健康・保険課長 | 佐藤 清孝 君 |
| 介護保険課長 | 市原 憲吾 君 | 環境生活課長 | 今村 敬士 君 |
| 町民課長 | 酒井 章彦 君 | 農政課長 | 志垣 敏夫 君 |
| 建設課長 | 小野 秀幸 君 | 都市計画課長 | 大山 陽祐 君 |
| 下水道課長 | 士野 公典 君 | 総務課長補佐兼
総務法制係長 | 中島 秀樹 君 |
| 図書館長 | 山崎 謙三 君 | 学務課長 | 松本 洋昭 君 |
| 生涯学習課長兼
中央公民館長 | 堀 行徳 君 | 農業委員会事務局長 | 紫藤 広美 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第1、研修報告について。

これより閉会中の特定事件、所管事務調査として総務常任委員会、文教厚生常任委員会で研修されました件につきまして報告をお願いします。

まず初めに、総務常任委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） おはようございます。

総務常任委員会で所管事務調査として研修を行いましたので、その報告を行います。

日時は、平成26年8月21日から22日の2日間、私ども委員会のメンバー5名と、執行部から1名の計6名で研修を行いました。

また、同行していただきました吉野部長には大変お世話になり、ありがとうございました。

研修地及び研修内容は、1日目が8月21日午後福岡県新宮町、研修内容は市町村合併をしなかった自治体のまちづくりについて。2日目は、午前福岡県苅田町、研修内容は自主防災組織の設置、役割についてです。

まず、新宮町の合併をしなかったことによる現在までの状況と評価ですが、人口の推移は年々増加しており、現在2万9,000人、人口増加数が全国市町村、また人口増加率が全国市区町村で、ともに1位となっております。評価としましては、現在合併協議は棚上げになっていて、現段階ではまだ評価しがたいということでありました。しかしながら、中枢拠点都市構想に基づく単独でのまちづくりによる発展を遂げられておられます。

次に、土地利用の取組についてです。

既成市街地の成熟化や持続可能な都市づくり、コンパクトシティーの推進によるまちづくりを進めておられ、結果、JR新宮中央駅を拠点とした駅前地区には、イケア新宮や食品スーパーなど商業施設を中心に医療、福祉や公共サービスなどの施設が建設され、少子・高齢化社会に対応する機能が集約されつつありました。

次に、子育て支援についてです。

公営の幼稚園が3園ありまして、保育園の設置も行われており、5園が全て民間で、分園方式がとられておられました。

次に、行政改革について。

民間委託推進計画に基づくアウトソーシングや非正規職員への業務をシフトさせることにより対応すると。また、新たな行政需要への対応等についてはスクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき、現行の事務事業の見直しや廃止を進める。さらに、行政計画の策定や事業プロジ

エクトの企画、実施に当たっては身の丈に合ったものとするよう努めるということでありました。

最後に、荇田町ですが、荇田町は自主防災組織の役割、設置についてです。

人口は3万6,000人、自動車道、空港、港湾、陸海空の交通運輸インフラが集約されており、各種の大手企業が立地をしており、とても裕福な町でした。荇田町は単独で消防本部を持たれており、災害時には防災無線、エリアメール、企業との避難提携で対処されておられました。また、災害ボランティアの協定締結が進められており、町社協、町内の大学や専門学校と協力体制を模索されておられました。町内防災士による自主防災組織設立促進が進められており、防災意識の高さは目をみはるものがありました。

今回の研修は、本町と共通の課題に取り組む自治体の視察で、大変意義のある研修でございました。

以上で報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員長小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 文教厚生常任委員会行政視察研修調査結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会は、閉会中の特定事件、所管事務調査として研修を行いましたので、その調査結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

調査事項は、1が鳥栖市、2が久留米市、3が福津市です。

期日及び視察場所なんですけれども、平成26年8月6日午後1時半から鳥栖市、8月7日の午前9時半から久留米市、8月7日の午後2時から福津市を行いました。

その前に、8月6日の研修に行く前にこの庁舎内で事前の研修を行い、9月8日の月曜日の午前10時から委員会で調査結果のまとめを行いました。

調査に当たっては、1つは鳥栖市については、鳥栖市の保健センターについては保健センターの施設整備や組織、団体などの主な事業を聞き、健康増進を目的とした相談セミナー、教室などがどのように実施されているかという目的で視察研修を行いました。

鳥栖市においては、鳥栖市保健センターは職員16名で、そのうち保健師10名、栄養士2名などの専門職が配置をされておりました。平成14年にうららメイト、保健推進員をそういうふうと呼んでましたが、を養成する講座を開講し、また生命の貯蓄体操の初心者コースを保健センターで開講されておりました。その貯蓄体操については平成25年度から自主組織で実施をされておりました。さらに、平成24年度からうらら健康マイレージクラブを設立され、これは参加者が健康づくりをすることでポイントがたまり、ポイントの点数によっていろいろなものと交換できたり、学校などにも寄附できたりする制度でした。

それを受けて、委員会としてどういうふうな意見や感想を持ったかということですが、健康づくりのために保健センターを利用してサークルづくりなどに参加する人は健康意識

も高いのですが、健康に対する無関心層への対策をどうするのが鳥栖市でも課題になっていました。その具体的な施策として健康マイレージ制度の導入、ウォーキングなどの推進、安全で健康的な子育て環境の推進、うららトス健康都市宣言などが展開をされていました。菊陽町でも健診の受診率の向上など苦労されていると思いますが、健康に対する無関心層への対策が今後求められると感じました。また、健康都市宣言などもぜひ町としても検討していただきたいというふうに意見が出ました。

次は、久留米市です。

久留米市は学童保育の運営については菊陽町でも今年度町全体の学童の統一化を図るための準備がされているので、連合会を組織している久留米市が参考になると思い、視察研修を行いました。

久留米市ですけれども、市民、子ども育成課を視察しました。平成7年に久留米市が事業主体となり、運営基盤、財政基盤、校区間の指導員の給与、利用料、保育内容などの格差をなくすため検討委員会を発足し、指導員は連合会雇用となっていました。平成23年には旧久留米市と旧4町の学童保育所を完全合併し、45校区から成る久留米市学童保育所連合会が発足しています。組織としては、校区学童保育所運営委員会があり、その委員長で理事会を構成をされていました。理事会は年5回開催をされています。そして、事業計画をはじめ、予算決算、会則、諸規定の改廃などを行い、常任理事会事務局体制をつくり、連合会で運営をされていました。

委員会としての意見というところでは、菊陽町でも学童保育の統一化が検討されていますが、この研修は大変参考になりました。菊陽町でも学童保育の会計など統一化されることにより保護者の負担が軽減されることなどメリットが大きいと思いました。また、利用料や指導員の待遇なども改善できるように検討してもらいたいということが委員会としての意見です。

それから、久留米の方は、あと久留米市のみづま総合体育館を検証しました。久留米市のみづま総合体育館について研修に行った理由は、菊陽町でも体育館の建設が課題となっているために視察研修を行いました。久留米市のみづま総合体育館につきましては、市全域の大会、また広く県南の大会、県大会、九州大会、全国大会を視野につくったということでした。平成21年3月にオープンしてしまして、総工費が19億円で、合併特例債を活用されています。土地代は別途3億円かかったということでした。観客席は固定椅子で416でした。トレーニングルームなどの利用がとても多いという印象を受けました。管理は3年間の直営を経て、施設の維持管理とスポーツ振興のJVの業者を指定管理者とされていました。

委員会としての意見なんですけど、この体育館は周りの施設が有効に活用されており、駐車場も全体として700台確保されていました。菊陽町も体育館と同時に健康づくりができる施設を考えてほしいという意見が委員会としては出されました。

あと、次が福津市ですけれども、福津市は待機児童対策、認定こども園の開設、市立保育所の民営化の推進、親子通所事業など、菊陽町の子育て支援の課題と共通しているところが多い

ため、視察研修を行いました。

福津市の認可保育所は市立、市ですね。市の市立3か所、私立が4か所、届け出保育施設が10か所、幼稚園が市立が2園、私立が3園で、また認定こども園が幼稚園型で平成26年4月に開園をしていました。定員が191人で幼稚園機能が120人、保育所機能が71人でしたが、保護者への認知度がまだ低く、入所者も定員に達していませんでした。8月の待機児童の状況は、法定待機児童が46人、園の希望割りが55人でした。待機児童対策としては、平成25年に市立の保育施設の増設が行われ、また平成27年4月に150人規模の保育所の整備、28年4月に120人規模の保育所の整備が予定をされていました。市立保育所の民営化については老朽化した2か所の民営化が検討されている状況でした。発達支援事業の一環としての親子通所事業なども行われており、育児不安や育児への負担を感じている保護者への対応が行われていました。

委員会としての意見は、菊陽町の待機児童対策など、新しい保育所が新設される予定で一定の解消が図られると思うが、認定こども園などについてはやはり今後の検討課題ではないかというふうに感じました。この研修報告は、この前9月8日の月曜日の午前10時から行った委員会で皆さんの意見を聞いてまとめました。事前のやはり研修と事後のまとめというのは今後の研修もぜひそういう形でやっていけたら内容が深まるのではないかと感じました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第2、委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について産業建設常任委員長に報告を求めます。

産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の審査の結果と経過について御報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について及び請願第2号「農協改革」に関する請願書、以上2議案が付託されました。

9月8日に担当の下水道課長及び係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の過程につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますが、簡単に主なものだけ御報告をいたします。

まず、会計決算書の経営分析表に公共使用料が単価が108.2円、農集の使用料単価99.5とありますが、お尋ねになった坂本議員は102.9円ということで質問されております。なぜ農集が安いのかという質問でございますが、使用料の収益を有収水量で割った計算上の数字であり、

料金体系では同じということでした。

また、長寿命化についてもお尋ねがありました。委託業者はどのクラスの業者か、町内にはないのかということですが、全国クラスのコンサルタントになるということ町内にはないということでした。

どのような工事かという質問には、樹脂状の材料を管の中に入れて蒸気により硬化させると。下水道の耐用年数は50年で、これ後でも出てきますが、これは法令で決まっているということですが、築造後40年近くたった地区を対象に工事を行っており、20年から30年耐用年数を延ばすことができるということでした。

また、下水道の値上げについて、今後将来の人口減も見込んで値上げになるのかということでしたが、有収使用料が伸びており、節水について考慮はしていないが、水洗化率を伸ばしたい。値上げについては決定したわけではないということでした。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました2議案について採決を行いました結果、認定第1号平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定については全員賛成により認定すべきものと決しました。

続きまして、請願第2号「農協改革」に関する請願書についてでございます。

これは継続審査ということになりました。

その審議内容ですが、上田茂政議員がこの請願書の紹介議員ということで御出席をいただきまして質疑応答を行いました。

まず、営農指導部門が以前は目立っていたが、収益が優先で葬儀場や保険事業など、株主である農家が疲弊し、農協がもうかっているように見えると。本来の意味での農協が機能していないような気がするがという質問に対しては、確かに信用事業は手がかからない。小さな農家の方は農協を頼りにしていると。経済連廃止の話も出たが、結局は廃止したら農家に響くということで中止になったという過去の経緯の説明がございました。葬儀場や施設というのは時代のニーズに合わせて組合員である農家の皆さんが必要だからつくっているという御説明もありまして、営農指導についてもおろそかにはなっていないというような御説明もございました。

志垣課長にも同席をいただきましたので、現状について私からお尋ねをしましたが、単協については頑張っており、問題はないと。上部団体が手数料等をかけて、これは農家に戻ってくるときに割高になってくるのは事実で、これらの改善は必要であると。手数料を取られることでJA離れが進んでいるというような現状の御説明もございました。

今回、請願書についていろいろと審査をいたしました。この請願の趣旨の中でも今後の政策の取りまとめいかんではというようなことが書いてありますように、現時点での判断は非常に難しいということでございます。そこで、法案等の今後の見きわめ、それから12月に今度は意見書を添付して、また請願をなさるということでございます。現段階では判断材料が非常に少ないということで、この政府の方針を見きわめるという理由をもちまして今回は継続というふうにいたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

認定第1号平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定についてを質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号平成25年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、請願第2号「農協改革」に関する請願書について、委員長から会議規則第75条の規定によって議席に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第2号「農協改革」に関する請願書について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 菊陽町総合スポーツ施設整備基金条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第29号菊陽町総合スポーツ施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長兼中央公民館長（堀 行徳君） おはようございます。

それでは、議案第29号菊陽町スポーツ施設整備基金条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由につきましては、菊陽町総合スポーツ施設整備に要する経費に充てるため、菊陽町スポーツ施設整備基金条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、すいません。1枚めくっていただきますと、今回新しく制定する条文でございます。

制定する条文の内容につきましては、今菊陽町で制定しております他の基金条例とほとんど同じ内容にはなっておりますけれども、新しく制定します菊陽町総合スポーツ施設整備基金条例の内容を御説明いたします。

第1条は、この基金の設置目的を菊陽町の総合スポーツ施設整備に要する経費に充てることとしております。

第2条は、基金の積立ての方法を予算において定める額としております。

第3条は、基金の管理を金融機関への預金で行うこととしております。

第4条は、基金の運用益、利子などにつきましては一般会計に予算計上して基金に繰り入れることとしております。

第5条、処分についてですが、第1条の設置の目的を実行するときに基金を使用できることとしております。

第6条は、運用についてですけれども、これは菊陽町で支払いにおいて不足が生じるとき、例えば4月ごろ税や、それから補助金などの収入がないことがありますので、支払いに支障が出る場合があります。そのときにはこの基金を一時借用ができることとしております。

第7条は、町長への委任で、条例に定めがなく、基金の管理上特に必要な項目については町長が定めることとしております。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第30号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第30号平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第30号の平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成26年度もはや5か月が過ぎ、歳入の区分ごとの増減や減額などがあり、また規定の歳出予算に不足額が生じたものや状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものにつきまして御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、関係課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

まず、第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に5億8,128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億1,385万5,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

2ページから6ページは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

少し飛びますが、7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は、款の7商工費、項の1商工費、事業名が光ブロードバンド基盤整備補助事業で、金額は4,950万円です。これは原水工業団地と原水東地区の基盤整備に係る補助で、整備期間に1年程度を要するため設定をするものであります。

8ページをお開きください。

第3表の債務負担行為の補正は、定住促進事業の変更で、限度額を125万円から100万円増額し、225万円と設定するものであります。

下の9ページを御覧いただき、第4表の地方債補正は1の追加としてひかりのもり公園整備事業を1,080万円計上いたしております。

次に、2の変更では、臨時財政対策債を3億2,280万円増額し8億3,880万円に、光団地建設事業を3,850万円に、八久保片彦瀬線他道路改良事業を4,190万円に、鼻ぐり井手公園拡張整備事業を50万円減額し1,980万円に、それから武蔵ヶ丘中学校施設整備事業を3,510万円減額し3,080万円に、最後に菊陽中学校増築・改修事業を600万円増額し5億4,640万円とするものであります。

12ページをお開きください。

補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものなどを中心に説明いたします。

まず、1、総括の歳入です。

主な補正額を申し上げますと、款の12地方交付税を1億7,615万4,000円増額し、款の16国庫支出金を6,242万7,000円増額し、款の20繰入金を6億1,800万円減額し、款の21繰越金を6億169万6,000円増額し、款の23町債を3億2,260万円増額しております。

以上、歳入合計は補正額としまして5億8,128万7,000円の増額となり、総額は139億1,385万5,000円となります。

下の13ページは、歳出になります。

主なものを申し上げますと、款の2総務費を3億9,478万1,000円、款の3民生費を3,298万2,000円、款の7商工費を5,033万3,000円、款の8土木費を6,395万3,000円それぞれ増額しております。

以上、歳出合計も補正額としまして5億8,128万7,000円の増額となり、総額は139億1,385万5,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

14ページをお開きください。

次は、2の歳入になります。

中段の款の12地方交付税は普通交付税を1億7,615万4,000円増額しております。今回の補正により普通交付税の計は5億7,415万4,000円となるものでございます。

下の15ページを御覧いただき、款の16国庫支出金、項の1国庫負担金は説明欄に記載のとおり増減を計上しているところでございます。

下の段の項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、節区分1の総務費国庫補助金で、説明欄の社会保障・税番号システム整備費補助金を1,123万3,000円計上しています。これは通称マイナンバー制度の導入に係る整備費の補助金でございます。

次に、節の4の経済危機対策補助金の2,583万2,000円は、がんばる地域交付金でございます。

次に、目の2民生費国庫補助金は、節区分1社会福祉費補助金を1,982万8,000円計上してお

ります。内訳は、子育て世帯臨時給付金事業補助金が1,000万円、社会保障・税番号システム整備費補助金が982万8,000円であります。

17ページをお開きください。

次は、款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金は、節区分3の児童福祉費補助金の安心こども基金特別対策事業補助金を2,668万5,000円計上しております。これは新設保育所、新設私立保育所に対する補助金の申請額に基づく差額分の増額でございます。その他の県補助金につきましては説明欄に記載のとおり増減をいたしておるところでございます。

18ページをお開きください。

款の20繰入金、項の2基金繰入金は、他の財源が確保できる見通しがつきましたので、目の1財政調整基金繰入金を5億7,000万円、目の3公共施設整備基金繰入金を2,700万円、目の4ふるさと創生事業基金繰入金を1,100万円、目の6社会福祉振興基金繰入金を1,000万円それぞれ減額しているところでございます。

下の段の款の21繰越金は6億169万6,000円増額し、計を7億5,169万6,000円といたしております。これは平成25年度からの繰越金を補正するものであります。

下の19ページでは、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、土地開発公社残余財産受入金を412万2,000円計上しております。これによりまして土地開発公社の解散によります受入金は912万2,000円となるということでございます。

次に、款の23町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりであります。項の1総務債は臨時財政対策債を3億2,280万円増額し、7の土木債は光団地建設事業を320万円増額し、八久保片彦瀬線他道路改良事業を1,540万円増額し、鼻ぐり井手公園拡張整備事業を50万円減額し、ひかりのもり公園整備事業を1,080万円新規に計上しているところでございます。

次の20ページをお開きいただき、項の9教育債では武蔵ヶ丘中学校施設整備事業を3,510万円減額し、最後に菊陽中学校増築・改修事業を600万円増額しておるところでございます。

以上で歳入を終わり、次は歳出に移ります。

21ページを御覧ください。

歳出の中でそれぞれの目に、給料、職員手当等、共済費がございますが、これは職員の人事異動によります組替え等でございますので、説明は省略させていただきますが、56ページ以降の補正予算給与費明細書を後ほど御覧いただければというふうに存じます。

また、歳出は補正額が0円、0円の箇所も幾つかございますが、これは財源の入替えを行っているところでございますので、これをあわせまして説明は省略させていただきます。

それでは、増減の大きいものを中心に説明いたします。

まず、21ページの款の1の議会費では、節区分18の備品購入費でハードディスクレコーダーの購入費8万6,000円を計上いたしているところでございます。

22ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節区分の13の委託料では、個人情報

保護再構築業務委託料を378万円計上いたしております。これはマイナンバー制度導入に向けた準備に係るものでございます。

下の23ページを御覧いただき、中ほどの8 財政調整基金等費は、節区分25の積立金を3億2,500万円計上いたしております。

地方財政法第7条第1項の規定によりまして平成25年度の歳計剰余金の7億5,000万円の2分の1を下らない額を積み立てる必要がありますので、平成26年度は4億円を積み立てる計画としております。内訳は、財政調整基金に3億円、先ほど可決していただきました議案第29号の総合スポーツ施設整備基金に1億円としております。今回の補正では、財政調整基金に既に当初予算で計上しています7,500万円を差し引いた2億2,500万円を、それから総合スポーツ施設整備基金に1億円を計上しているところでございます。

次に、目の10地域政策費は、節区分18備品購入費を905万4,000円計上しております。内容は、（仮称）菊陽町光の森複合施設の管理用備品でございます。

次に、目の11電子計算機は、節区分の13の委託料を2,064万6,000円計上しております。内容は、総合行政情報システム変更業務委託料で、国庫補助金を活用しまして通称マイナンバー制度導入に向けたシステムの変更を行うものでございます。

次は、最後の行の目の12の自治振興費で、次の24ページをお開きいただき、1行目の節区分19負担金、補助及び交付金の100万円でございますが、これは南花立区の地区公民館整備にあわせた備品購入費分の補助でございます。

最後の行の目の19生活安全対策費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で各地区に対しまず防犯灯設置補助金を155万2,000円計上いたしております。

下の25ページを御覧いただきますと、項の2 徴税费、目の1 税務総務費は、節区分23の償還金利子及び割引料を2,260万9,000円計上しております。内容は法人町民税の還付金と還付加算金でございます。

少し飛びますが、31ページをお開きください。

下の段の款の3、項の2 児童福祉費、目の1 児童福祉総務費では、次の32ページをお開きいただきまして、下から3つ目の段ですけれども、節区分13の委託料は菊陽北小学校の学童保育施設整備に係る測量設計等の140万円で、節区分15の工事請負費は武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校の学童保育施設の改修工事費75万6,000円でございます。

それから、最後の行の節区分19の負担金、補助及び交付金は、安心こども基金特別対策事業補助金の3,002万円は2つの新設保育所の整備補助金の増額分でございます。

下の33ページを御覧いただき、目の2 児童措置費、節区分20の扶助費の1,000万円は、臨時特例給付金で全額国庫補助金でございます。

35ページをお開きください。

次は、款の4 衛生費で、項の1 保健衛生費、下の段の目の2 予防費の節区分13の委託料は、予防接種委託料でございますが、内容は新規の水痘ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンの予防

接種の委託料でございます。

37ページをお願いいたします。

次は、款の6農林水産業費で、項の1農業費、下の段の目の3農業振興費は、節区分13の委託料で産品事典運営のためのホームページ作成業務委託料を21万6,000円、それからその下がキャロッピーの2体目製作費用の着ぐるみ製作業務委託料を99万3,000円計上いたしております。

38ページをお開きください。

一番最後の段ですけれども、目の8土地改良費は、下の39ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金で、大菊土地改良区に対する工事等助成金686万円を計上いたしております。これは白水台地現況調査と原水地区の2つの揚水機場修理に係る補助でございます。

次に、目の17農業構造改善事業費は、総合交流ターミナル施設「さんふれあ」に関するものでございまして、節区分15の工事請負費で予備電力供給工事費を1,200万円、それから節区分19の負担金、補助及び交付金で施設工事負担金を242万5,000円計上しておるところでございます。

40ページをお開きください。

次は、款の7商工費で項の1商工費、目の2企業誘致費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で光ブロードバンド基盤整備補助金4,950万円を計上いたしております。これは原水工業団地と原水東地区の基盤整備に係るNTT西日本に対する補助金で、整備期間が1年程度と長期間となるため、繰越明許費の設定を先ほど説明させていただいたところでもございます。

下の41ページを御覧ください。

次は、款の8土木費で、下の段の項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費の最後の行の節区分12の役務費は、道路清掃等手数料283万円を計上いたしております。

42ページをお開きください。

目の3道路新設改良費、節区分15の工事請負費2,984万8,000円には、7月に死亡事故が発生しました川久保下津久礼線の区画線整備工事や辛川3号線の舗装工事などを盛り込んでいるところがございます。

下の43ページを御覧ください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費は、節区分13の委託料で土地活用関係調査等委託料を150万5,000円、それから節区分19の負担金、補助及び交付金でユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金を200万円、菊陽南小学校への子育て世帯の定住を促進するための定住促進補助金を150万円計上いたしているところがございます。

下の段の目の4公園管理費は節区分13の委託料で、次の44ページをお願いいたします。

ひかりのもり公園のトイレの設計監理業務委託料を50万円と、節区分15の工事請負費でひかりのもり公園のトイレ設置工事費と鼻ぐり井手公園拡張整備事業費を計上しているところがございます。

下の段の項の4住宅費、目の1住宅管理費は、節区分15の工事請負費で三里木第一団地の解体工事費を118万8,000円計上いたしております。

下の45ページを御覧ください。

次は、款の9消防費で項の1消防費、目の3消防施設費の節区分19の負担金、補助及び交付金は、各地区への消防施設整備費補助金で80万8,000円を計上いたしております。

46ページをお開きください。

次は、款の10教育費で、下の段の項の2小学校費、目の1学校管理費、節区分13の委託料で、下の47ページを御覧いただきまして、体育館非構造部材の点検調査委託料を240万円、節区分15の工事請負費で西小学校の消火栓設備改修工事費などを320万円計上いたしております。

48ページをお開きください。

項の3中学校費、目の1学校管理費、節区分19の負担金、補助及び交付金で中体連九州大会、全国大会参加費補助金などを計上いたしているところでございます。

下の49ページを御覧いただき、下の段の項の5社会教育費は目の1社会教育総務費で、次の50ページを御覧いただき、中ほどの節区分15の工事請負費の移設工事費でございますが、これは旧国道57号に建立されております頼山陽碑の移設に係る経費でございます。

それから、最後の行の目の3公民館費、節区分11の需用費の修繕費は、中央公民館駐車場の舗装修理費でございます。

少し飛びますが、54ページをお開きください。

次は、款の12公債費でございますが、利率の見直しや事業の繰越しなどによりまして記載のとおりの増減を計上いたしているところでございます。

それから、最後になります。下の55ページを御覧いただき、款の14予備費は予算調製のため1,642万6,000円を増額いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 説明いただいた書類の42ページの一番下の15工事請負費の詳しい内容を教えていただければと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 節区分15工事請負費の道路改良工事2,984万8,000円の詳しい内容を御説明いたします。

内訳でございますけれども、先般死亡事故が発生いたしました川久保下津久礼線、その区画線の設置工事、それが約4キロでございます。それから、馬場楠地内の舗装工事、延長が

12.5メートルでございます。それから、井口地区の舗装工事、今未舗装部分と舗装部分があって、かなり老朽化しておりますので、その分のやりかえ、延長にして87メートルでございます。それから、辛川3号線舗装工事、この路線は未舗装でございます、延長190メートルを舗装するものでございます。

それから最後に、光の森の武蔵ヶ丘東中央線って申しまして、光の森駅からゆめタウンの方に真っすぐ通じております両側歩道の幹線道路でございます、そこにゴム製のチップのインターロッキング方式のものが設置しております、歩行者が歩きやすいようにということで設置したわけでございますけれども、製品がもう反り返ってございまして、歩行に支障を来しているということで、その部分を補修するものでございます。延長は1,800メートルほどはございますけれども、予算に応じて施行したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第31号 平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第31号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

議案第31号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億4,221万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,065万1,000円と定めるものであります。

2ページをお開きいただき、今回の補正の主なものは、歳入では前期高齢者交付金を減額、

繰越金を増額し、下のページの歳出では諸支出金を増額するものなどであります。

それでは、8ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

款の7前期高齢者交付金は、平成26年度前期高齢者交付金の確定により35万5,000円の減額を行いました。

款の14繰越金、目の2その他繰越金は、前年度繰越金の決定により1億4,257万3,000円を増額し1億5,757万3,000円としております。

下のページは歳出で、主なものについて説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は財源を入替えております。

款の3後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金は、支援金の確定により17万3,000円を増額しております。

款の4前期高齢者納付金等、目の1前期高齢者納付金は、納付金の確定により2万6,000円を増額しております。

10ページをお開きください。

款の5老人保健拠出金、目の2老人保健事務費拠出金は、拠出金の確定により2万7,000円を減額しております。

款の6介護納付金は、納付金額の確定により20万5,000円を減額しております。

次に、款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の3の償還金は、平成25年度療養給付費等国庫負担金及び交付金の超過交付分の返還金で1億1,384万円であります。

最後に、下のページで款の12予備費を予算調製のため2,841万1,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第32号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第32号平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

議案第32号平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に3,792万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,937万6,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

歳入は、国庫補助事業の実施に伴う国庫支出金の増額、前年度繰越金の増額などでありませ

す。  
下のページで、歳出は前年度事業実績に基づく国、県への償還に伴う総務費の増額、国庫補助事業の実施に伴う地域支援事業費の増額などでありませ

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4事業補助金を37万4,000円増額しておりますが、これは説明欄の事業の実施に伴う100%の補助金であります。

次に、款の9繰入金、項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は、財源が確保できましたので、2,403万2,000円全額を減額し、下のページで款の10繰越金は5,997万3,000円を増額し、6,997万3,000円としております。

次に、10ページをお開きください。

歳出では、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を921万2,000円増額しておりますが、償還金は前年度の事業実績に基づく返還金であります。

下のページで款の4地域支援事業費、項の3特定事業費、目の1特定事業費を37万4,000円増額しておりますが、これは地域ケア会議活用推進等事業を実施するための経費であります。

次に、12ページをお開きいただき、款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1

第1号被保険者保険料還付金を167万9,000円増額しております。

最後に、下のページで款の9予備費を予算調製のため2,666万1,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第33号 平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第33号平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（士野公典君） おはようございます。

それでは、議案第33号平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由といたしましては、集落内開発制度等によります住宅建築などにあわせまして下水道の整備を行うための建設改良費の増額でございます。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

収益的収入の第1款事業収益を365万2,000円減額し、14億4,624万5,000円としております。

それから、支出の第1款事業費用を1,663万1,000円増額し、13億9,552万9,000円としております。

次に、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものがあります。

第1款資本的収入を1,264万4,000円増額し、4億9,502万2,000円としております。

それから、支出につきましても1,264万4,000円増額し、9億768万1,000円としております。

御覧のように収入額が支出額に対し不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段に記載しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,265万9,000円は、これを補填するための過年度損益勘定留保資金を1,077万6,000円に改め、当年度損益勘定留保資金を3億909万7,000円、減債積立金を3,000万円、繰越利益剰余金処分額を5,109万7,000円に改め、さらに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,168万9,000円に改めることとしております。

続きまして、3ページの第4条企業債の補正についてであります。町施行の汚水工事費の増額によりまして流域関連公共下水道事業分の限度額を530万円増額し、1億1,670万円とし、限度額の総額を2億1,990万円としております。

次に、第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正としましては、職員の人事異動によりまして職員給与費を256万5,000円増額し、5,237万4,000円としております。

その下の第6条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を103万6,000円減額し、2億1,867万2,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の2他会計負担金は、雨水分の起債償還相当分利子の額が確定したもので、103万6,000円増額し、1億4,650万1,000円とするものです。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、農集の工事費増額分として資本的収入の他会計補助金を増額しますので、一般会計からの繰入金当初予算と同額にするため、収益的収入の他会計補助金を814万円減額し、1億6,818万6,000円とするものです。

次に、目の4長期前受金戻入では345万2,000円増額し、3億5,949万5,000円としております。これは補助金等につきまして長期前受金としまして負債に計上した上で資産の減価償却に対応させて収益化を行うもので、額が確定したため補正を行うものでございます。

以上、収入合計は365万2,000円減額し、14億4,624万5,000円とするものです。

次に、7ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費では、長寿命化調査に伴います下水道管の清掃業務委託と、熊本北部流域下水道事業維持管理負担金の平成25年度の精算分を合わせまして887万3,000円増額し、2億8,323万1,000円とするものです。

次に、項の2営業外費用、目の5雑支出では、345万5,000円を計上したものです。これにつ

きましては使用料の過年度分の更正を行ったものです。

以上、支出合計は1,663万1,000円増額し、13億9,552万9,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債では汚水事業費の増額によりまして530万円増額し、2億1,990万円としております。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金では、農集分の工事費の増額によりまして一般会計からの繰入金金を710万4,000円増額し、5,048万6,000円としております。

以上、収入合計は1,264万4,000円増額し、4億9,502万2,000円とするものです。

次のページの支出ですが、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費では、公共と農集の工事費の増額によりまして1,264万4,000円増額し、3億1,938万8,000円としております。

以上、支出合計は1,264万4,000円増額し、9億768万1,000円とするものです。

次の10ページが、予定キャッシュフロー計算書、11ページには給与費明細書を掲載しております。

それから、12ページ以降には新会計基準に移行した開始と予定貸借対照表、16、17ページには貸借対照表等に関する注記を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第34号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第34号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、議案第34号から議案第36号までは国の社会保障と税の一体改革による消費税率引き上げに伴います財源を活用しまして幼児期の学校教育、保育、そして地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度に係る関係条例を制定する必要があるため議会の議決を求めるものであります。

三本の矢のうち、まず議案第34号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

では、議案の2枚目をあけてください。

2枚目の菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

第2条は、用語の定義を定め、1号で放課後児童健全育成事業は児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、つまり小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに事業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。

次、第3条は、最低基準の目的等について定め、条例で定める基準は、利用者が明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするとしております。

では、次の第4条は、最低基準と放課後児童健全育成事業について定め、事業者は最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。最低基準を超えて設備を有し、または運営をしている事業者においては最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならないとしております。

第5条は、事業の一般原則について定め、放課後児童健全育成事業における支援は小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないとしております。

次のページであります。

第9条は、設備の基準について定め、事業所には遊び及び生活の場として機能並びに静養するための機能を備えた区画、これ専用区画と申します。この区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。専用区画の面積は、児童1人につきおおむね

1. 65平方メートル以上でなければならないとしております。

次のページです。

第10条は、職員について定め、事業者は事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないとしております。支援員の数は支援の単位ごとに2人以上と、ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができるとしております。また、支援員は第3号の各号のいずれかに該当する者、この3号には保育士の資格とか社会福祉士の資格とか、あるいは幼稚園、小学校等の教諭となる資格等があります。このいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとしております。

そして、次のページの第4項で、1つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとしております。

また、次のページです。

第14条は、運営規程について定め、事業者は事業所ごとに運営についての重要事項、これには事業の目的とか運営の方針がありますが、この重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとしております。

第17条は、苦情への対応について定め、事業者はその行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとしております。

第18条は、開所時間及び日数について定め、事業者は事業所を開所する時間について、それぞれに定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻、その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める小学校の授業の休業日に行う事業は1日につき8時間、小学校の授業の休業日以外の日に行う授業は1日につき3時間、事業者は事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、その他の状況等を考慮して当該事業所ごとに定めるとしております。

次のページです。

第19条は、保護者との連絡について定め、事業者は常に利用者の保護者と密接な連携をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとしております。

第20条は、関係機関との連携について定め、事業者は町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して、利用者の支援に当たらなければならないとしております。

次に、附則の第1条は、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するとしております。

第2条は、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定、つま

り放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了しなければならないの適用につきまして、修了したものとあるのは修了したもので括弧として平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含むとするとしております。

では、以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第34号と議案第35号、議案第36号は、いずれも子ども・子育て支援制度と関係がある法律、条例の制定だというふうに思うんですけども、私も一般質問でも取り上げましたけど、この支援制度、新制度、そもそも学童保育、保育所をどう充実させるかという議論から始まってなくて、やはり保育や学童の分野のサービス事業者を入れるという規制緩和という面が非常に大きいのではないかというふうに思っています。この前、一般質問でも取り上げましたけど、この制度の実施のために消費税が10%になった際の増収分から毎年7,000億円が充てられるということで、これは社会保障と税の一体改革ということだと思いますが、本当にこの10%については政府は年内に判断するというふうに言っているにもかかわらず、既にもう10%の財源を充ててこういう条例をつくっていくというのは非常に矛盾しているのではないかということでもちょっとお尋ねをしたいと思います。今までそういう決定されていない財源をしたことは私もずっと議員をしてますけど、こういうことは初めてではないかと思いますが、これについての町長の見解を1つお尋ねをしたいのと、もう一つは事業者、議案第34号についてなんですけれども、これ事業者っていうふうになっていますが、今までは保護者の人たちが中心に運営をされていたんですけども、今後はどういうところを考えているのかっていうのが1つと、あと学童の指導者ですね。放課後児童支援員で支援の単位が40人ごとに2人以上で、その1人を除いて補助員にかえることができるということで、私としては今までの対応、保育士さんや元学校の先生などの今までの対応と、これは低下するのではないかというふうに心配するんですけど、そういう維持ができるのかどうか、この3点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、質問が3点あったと思いますが、担当課長として第2、第3の質問に対してお答えします。

まず、事業者に対してでございますが、一応来年平成27年度以降は今9の学童クラブを統一するということですので、具体的には町の方では来年4月からの予定では統一組織というところになるかと思えます。今の事例でいくと保護者になってくると思えますけども、統一組織の団体をつくりますと。一般的には全国的にはこうした保護者会の組織とか、あるいは社会福祉法人とか、そういったところがここで言う事業者に当たるのではないかと思います。

ております。

それと、支援員の分でございますが、今回の条例に基づきまして支援の単位っていうのは一つのくくりとして40人以下と。それに対して支援員の配置の分も書いてありますが、当然この条例の中にあるように保育士とか学校の先生の資格を持って、さらに研修を受けることになっておりますので、またその有資格者については現在もいらっしゃいます。ですから、現在の資格者であって、さらに県の方の研修等も当然受けてもらおうと。さらに、統一組織を図るということであれば、これまで保護者会でできなかった全体研修というのを開催できますから、27年以降は支援員については資質の向上ということは図られるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の3つの条例を提案しておりますけども、議員が言われるように消費税が10%に上がるというところの財源というところに基づいた内容になっておりますので、条例としては今回整備していくところでありまして、国のこれからの動き等あたりはまた具体的なものが出てくるかと思っておりますので、そういうところは十分精査しながらどうなっていくかということはその辺きちんと見きわめながらやっていかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第34号について質問いたします。

先般議員連絡会であらかたの説明はいただきましたので大体の理解はしているつもりですが、議事録の関係もあります。今後のこれは事業ですから議事録に残しておきたいということもありますので、2点お尋ねしたいと思います。

改めてお尋ねですけれども、先ほどこの運営、経営に当たるのは来年ですか、出発時点では統一事業者になるという今のお答えだったみたいですが、そういった場合、最高責任者はそのできた組織のトップといいますか、そこになるのかどうか。最高責任者ですね。運営、経営についての最高責任者がどうなるのかというのが1点。

もう一点、職員の待遇についてですが、限られた予算の範囲になると思いますので、最初、当初その契約時点での賃金とか、そういう形になるのではないかという気もいたしますが、往々にしてこの長年勤めると必ず賃上げとか、そういうところで紛争が出てまいりますので、そういった点については何か考えていらっしゃるのか、あるいはもう当初からもう契約時点を動かさないというふうなことなのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） まず、一番最初の質問でございますが、今、9の学童クラブを統一しようということで保護者会とか、指導員さんと話しております。統一組織ができればやはり来年4月からの分は組織の中でいろんなものは決めていきますし、当然組織運営について

のトップの方というのがそこで言う最高責任者ではないかと思っております。

それと、第2点目でございますが、いわゆる指導員さん、放課後児童支援員さんですね。この方たちというところの今が当然これまでの経験、知識を生かして、現在も一生懸命されていますし、また来年以降もまたやっていただくということでしております。今、組織づくりの中ではこの先生たちに対する勤務条件等について、また今後決めていくんですけども、やはり今の方針としてはその先生の資格とか、あるいは経験とか、そういったものを十分考慮した上で賃金体系をつくっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の点ですが、多分これはこれまでの経験を踏まえていけば町からの補助等も当然入っていくものと思いますが、先ほどの責任の問題について、その場合、もう町の責任云々は外して考えていいのか、あるいは一定の責任があるのか、その辺ひとつ明確にしてもらいたいと思います。

それから、今の待遇の問題ですね。これも恐らく統一組織ができればその中での議論になるかとは思いますが、町はそのことに対して何か行政指導とか、そういったことはされるのか、されないのか、お伺いします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今の御質問があった2点でございますが、一応統一組織ができる準備として来年4月からは町のこの放課後児童健全育成事業をその組織に委託というふうに考えております。ですから、町がそうした組織に委託をするということであれば当然町の責任というか、それは出てくるというふうに思っております。

それと第2点目は、その今の組織についての町のかかわりでよかったですでしょうか。これにつきましては基本的に放課後児童健全育成事業の運営というのは保護者の保育料に加えまして、これはいわゆる公費、国、県、町の支援の公費が税金の方から出ておりますので、それについてはいい運営ができるように、そこはもういろんな面で側面で支援をしながら運営をお願いしたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今、お二人の議員から質問ありました。私もこの育成事業者ということで先日も申し上げましたけども、今の現段階で相当な大きなお金を持って、私の知る限りではどっちかという女性、お母さんが会長をされているということで、大変このお金の管理等も大変な中でこれが統一されるとなると、今のお話ですとやはり保護者がそういう責任を負うというのは非常にリスクの高い話だと思います。この内容を見ておられますと、17条の苦情への対応

なんていうのも結局事業者ということですから、保護者対保護者というような構造になってまいります。ですから、こういったリスクマネジメントも含めてやはり行政なり、きちっとしたところの責任が必要かと思えます。現在、大津町では子育て支援等をなさっているNPOですか、保育所が受けてきちっと事業者としてなさっております。今の段階ではこの話し合いをされておりますから保護者会がそのまま進めるかどうかもありますけども、そういった菊陽町にも私立園ができておりますし、そのようなこういう携わった方々がNPO等を立てて受けるということも今後考えられると思えますが、そのような外部も含めて検討はなさっていくのか。また、こういったリスクマネジメントに関してもきちっと行政としての後ろ盾といえますか、保護者対保護者の対立にならないようにそういうような責任も共有していくのか。そのこの2点、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） まず、統一組織の分でございますが、今のところ自分たちの話し合いの中で保護者とか町とか、児童福祉関係者の方たちを中心に組織を自分たちで、これ菊陽町独自の分ですのでつくっていかうというところで今協議中です。外部の方に委託とかいうところでは今予定はしておりません。

それと、いわゆる放課後児童クラブでの運営についてのリスクマネジメントにつきましては、これは当然町の方も保護者、あるいは組織と一緒に責任の一端がありますので、当然町は全面的に支援をしていくという方針ではあります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第35号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第35号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、議案第35号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所及び家庭的保育事業等の運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、2枚目の菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を御覧ください。

第1条から第3条までは、総則の規定であります。

第2条は、用語の定義を定め、9号で支給認定は法第20条第4項に規定する支給認定、つまり市町村が小学校就学前の子どもの保護者から申請があった場合に、その子どもの支給認定区分や保育必要量等の認定を行うことであります。

ページが飛びまして、第4条から第36条までは特定教育・保育施設の運営に関する基準の規定であります。

第4条は、利用定員に関する基準を定め、特定教育・保育施設のうち認定こども園及び保育所について利用定員を20人以上としております。さらに、施設の区分、支給認定区分ごとの利用定員を設定するとしております。

特定教育・保育施設ごとの小学校就学前、子どもについては次のとおりであります。まず、認定こども園は3歳以上の教育が必要な子ども、又は3歳以上もしくは3歳未満の保育が必要な子ども、幼稚園は3歳以上の教育が必要な子ども、保育所は3歳以上、又は3歳未満の保育が必要な子どもを対象としております。なお、3歳未満の保育が必要な子どもは、乳児でありますゼロ歳、幼児であります1歳と2歳には区分します。

第5条から第34条までは、運営に関する基準の規定であります。

第5条は、内容及び手続の説明及び同意について定め、施設等は特定教育・保育の提供の開始に際してはあらかじめ利用申込者に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の利用申込者の教育、保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないとしております。

次のページでございます。

第6条、第6条は正当な理由のない提供拒否の禁止等について定め、施設は支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは正当な理由がなければ拒んではならないとしております。

第7条は、あっせん等に対する協力について定め、施設等は当該施設又は事業の利用について町が行いますあっせん、調整及び要請に対してできる限り協力しなければならないとしております。

第8条は、受給資格等の確認について定め、施設は特定教育・保育の提供を求められた場合

は、支給認定証によって支給認定の有無、区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとするとしております。

次のページです。

第11条は、小学校等との連携について定め、施設は特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育、又は他の特定教育・保育施設等において提供される教育・保育等の円滑な接続に資するよう子どもに係る情報の提供、その他の密接な連携に努めなければならないとしております。

第12条は、特定教育・保育の提供の記録について定め、施設は特定教育・保育を提供した際は提供日、内容、その他必要な事項を記録しなければならないとしております。

第13条は、利用者負担額等の受領について定め、施設は利用者負担額のほか、次のページですが、第3項で上乗せ徴収、第4項で実費徴収支払いを受けることができるとしております。

第14条は、施設型給付費等の額に係る通知等について定め、施設は法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないとしております。

次です。

第15条は、特定教育・保育の取扱方針について定め、施設は施設の区分に応じてそれぞれに定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないとしております。

第16条は、特定教育・保育に関する評価等について定め、施設は自ら、その提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。施設は定期的に施設を利用する支給認定保護者、その他の関係者による評価、又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとしております。

次のページです。

第17条は、相談及び援助について定め、施設は、常に支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行わなければならないとしております。

第18条は、緊急時等の対応について定め、施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに、支給認定子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないとしております。

第19条は、市町村への通知について定め、施設は特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽り、その他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく意見を付して、その旨を町に通知しなければならないとしております。

第20条は、運営規程について定め、施設は施設の運営等について重要事項に関する規定を定めておかななければならないとしております。

次のページです。

第24条は、支給認定子どもを平等に取り扱う原則について定め、施設においては支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分、又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならないとしております。

第25条は、虐待等の禁止について定め、施設の職員は支給認定子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしております。

次のページです。

第30条は、苦情解決について定め、施設はその提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども、又は支給認定保護者、その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとしております。

第32条は、事故発生の防止及び発生時の対応について定め、第2項で施設は支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとしております。

次のページです。

第35条と36条は、特例施設型給付に関する基準の規定であります。

第35条は、特別利用保育の基準について定め、保育所が1号認定の子ども、いわゆるこれは3歳以上の学校教育を必要とする子どもに特別利用保育を提供する場合は都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないとしております。

第36条は、特別利用教育の基準について定め、幼稚園が2号認定の子ども、いわゆる保育を必要とする子どもであります。この2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合は幼稚園の設置基準を遵守しなければならないとしております。

次の第37条から第52条までは、特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定であります。

第37条は、利用定員に関する基準を定め、家庭的保育事業は5人以下、小規模保育事業A型、B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業、いわゆるこれはベビーシッター事業であります。この居宅訪問型保育事業は1人としております。

次のページです。

第38条から第50条までは、運営に関する基準の規定であります。

このうち、次のページの第42条は、特定教育・保育施設等との連携について定め、居宅訪問型保育事業を除きます特定地域型保育事業者は集団保育の体験、代替保育の提供、卒園後の受け皿となる連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならないとしております。

では次、議案の4ページめくってください。

第51条と第52条は、特例地域型保育給付に関する基準の規定であります。

第51条は、特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合、次のページの第52条では、同事業者が2号認定子どもに特定利用地域型保育を提供する場合、それぞれ町が条例で定めます家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないとしております。

次に、附則であります。

附則の第1条は、この条例は法の施行の日、つまり子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとしております。

第2条は、子ども・子育て支援法附則第6条に規定します特定保育所、これはいわゆる民間の保育所です。この特定保育所は当分の間、施設型給付費制度にかえまして委託費の支払いとする経過措置が規定され、本条はこれを受けまして施設型給付に係る規定について必要な読み替えをするものであります。

次のページです。

第3条は、子ども・子育て支援法附則第9条では、1号認定の子どもの施設型給付の額については幼稚園に係る現在の国、地方の費用負担状況や都道府県のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために当分の間、全国统一費用部分と地方単独費用部分の合計とする経過措置が規定されていますので、本条はこれを受けて施設型給付費に係る規定について必要な読み替えをするものであります。

次のページです。

第4条は小規模保育事業C型の利用定員に関して、第5条は連携施設に関して、条例の施行の日から5年間の経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） また、議案第35号の今説明いただいたんですけども、議案第35号と議案第36号両方に影響するかと思いますが、国からいろいろなこういう今度の新子ども・子育て支援法で施行の運営とか条例に対する国からの指示っていうのがあると思うんですけども、この議案第35号と議案第36号で町独自に条例を国の目安以上に制定するとか、そういう項目があるのかどうか1つ、第1点です。

それから2つ目ですけども、今度のこの子ども・子育て支援法で大きく変わるのは保育の必要性を認定するという、認定された子どもが保育所などを利用した場合に保護者に対して保育料の一部が行政から支給されるという中身が変わるわけなんですけれども、一番今菊陽町で大事だと思うのはやはり待機児童のゼロ歳から2歳児が大半なんですけれども、この年齢層の定員がどこまで増やせるのかということが一番大事だと思います。議案第35号と議案第36号に

もかかりますが、一体この条例を制定してどの程度の定員を今のところ見込まれているのかが第2点です。

それから3点目ですけれども、保育料はあくまで今まで3月議会ぐらいに出すということでしたけれども、保育料なんですけれども、今のところは当面の間は児童福祉法の第24条の第1項が適用されるために保育料は町内同じだというふうに認識していますが、これは当面の間であって恒久的ではないという問題が1つは出てくるかなというふうに思っています。

議案第35号の中で認定こども園なんですけれども、ここはこの児童福祉法第24条の第1項が適用されませんので、保育料がばらばらになるのではないかとというふうに思いますが、この点についてどういうふうに今捉えているのかということの説明をお願いしたいと思います。

私が思いますに、今回はこういうふうに細かくいろいろ事業者が入ってきますし、今までの公立、私立問わず無認可のところとか、事業所の保育所とかいろいろ出てくるんですけれども、保育料はあくまで国が出しているのが目安で、先ほど上乗せや、いろいろ実費のちょっとこれページが打ってないので分かりにくいんですが、この第13条の中で第13条の3の中ですかね。要するに保育料、認定こども園とかに入った場合に保育料を出します。それはほかに上乗せでそれは事業者が決めることができます。また、実費で文房具が要るとか、おやつが増えるとか、いろいろそういうので実費ですということ、もちろん経済的に余裕のある保護者の方はそう大きく影響はしないのかもしれないんですけど、今までの保育とまた内容が変わりますから、保護者の収入で子どもの受ける保育に差が出てくるのではないかとこののを危惧しますが、以上の点についてどういうふうに考えておられるのか、質問をいたします。休憩が終わってからもいいですけど。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 質問が多かったですけれども、一応まず順を追って御説明します。

今回議案第34号と議案第35号の分……

（16番小林久美子君「議案第35号と議案第36号」の声あり）

この3本の分ですね。

（16番小林久美子君「いやいや、議案第35号と議案第36号、2本の分です」の声あり）

議案第35号と議案第36号ですね。今、議案第35号と議案第36号に関して、これ以外で町独自の条例等を定める予定はあるかというところのお尋ねでいいですか。

（16番小林久美子君「違う違う、国から出されてきたのと町独自のどの程度入っているかという」の声あり）

これにつきましては、国が定めました基準に基づいて従うべき基準、あるいは参酌すべき基準ということで出しておりますが、内容についてはもうほとんど国が定めました基準、ほぼ従うべき基準に沿った形でしておりますので、町独自の分というのは特別には今回の条例の中身と

してはおりません。これは、まずは新制度ですから国の基準に沿った形で運営をしていくというのが第一義的に考えております。

それと、第2点目で、いわゆる定員をどういうふうに見込んでいるかというところの御質問だったと思いますが、今後のゼロ歳児、1歳児、2歳児の分についての今後のニーズ、あるいはそれぞれの各施設の整備による確保ということについては現在子ども・子育て会議の中で事業計画は策定する中で今やっておりますので、今この分を取りまとめているというところでございます。ただ、やはりこの事業計画の中では当然、ゼロ、1、2の分の待機児童の解消を図っていくというところの方針は変わっておりません。

それと、3点目の認定こども園に対する保育料の分でございますが、いわゆる認定こども園というのは幼稚園、あるいはまたは保育所の両方の機能を持っておりますので、それぞれ認定こども園で幼稚園に入る方は幼稚園の分の保育料、保育所部分に入る方は保育所の部分、ただ保育所分についてはその方が3歳未満か3歳以上かによってまた変わってきますけども、さらには保育の標準時間、あるいは短時間について変わってきますので、認定こども園については通常の保育所を基準に保育については考えていいと思います。

(16番小林久美子君「すいません、最後の方をもうちょっと。今の最後の方をもう一回言って」の声あり)

認定こども園の分の保育料については、幼稚園の分については幼稚園での分の保育料と、保育所に入られる方であれば、その方が3歳未満か3歳以上かによってまた変わってきますし、その保育の時間もまた変わってきます。ですから、認定こども園の保育所利用の方は通常の保育所の分の保育料と同じというところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これもちょっとこの前もうちょっとしっかり聞いとけばよかったんですが、次のように理解してよろしいですか。所轄長ですね。それから、法令ですね。その辺で次のように理解していいかどうか、お尋ねをしたいと思います。

まず、これまでは幼稚園は文科省ですね。それから、保育園関係は厚労省ですか。それから、認定こども園というのが途中で出てきましたけど、これは両方にまたがってというふうなことだったと思いますけれども、今後はこの給付等についてはこれは内閣府が全て今の幼稚園、それから認定こども園、保育所は内閣府が担当すると。ただし、その建物等、あるいは設置の認可については幼稚園は文科省系の学校教育法ですかね。それから、保育所関係については厚労省の児童福祉法ですか、それに基づいて許認可をします。それから、そういったのが基本になりますが、例えば幼稚園の場合あたりは幼稚園が希望すれば、その内閣府からの給付じゃなくて従来どおりの私学助成ですかね。それに残ると。

それからもう一点は、その小規模保育、地域型保育事業のことですが、それと認可外保育所

等ですね。これは従来どおり厚労省の管轄になるのかどうか、そういう理解でよろしいかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、お話をされた内容の理解でいいと思います。ちょっとつけ加えさせていただきますと、いわゆる小規模保育というのは、今度また新制度でできた分でございますが、これはいわゆる地域型保育事業というところで法律的には子ども・子育て支援法に基づいて給付をしていきます。内容について児童福祉法で、またいろいろと決めていくという形になりますので、それでいいと思います。あとは、認可外保育所についてはもう町の方はほとんど変わりませんので、県あるいは厚労省の管轄になります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第35号と議案第36号一緒に討論するのはちょっとおかしいんですけども、かなり関係しているので、議案第35号のところちょっと反対の理由を述べたいと思います。

そもそも先ほど言いましたように学童保育もこの法律の一環で制定されるわけではあるんですが、そもそもの制度のこの財源をまだ年内に決定すると言っている消費税10%にそもそも求めているということが1つは反対の理由です。

それから、もう一つも第2点なんですけれども、やはり保育料、いろんな事業者が入ってくることによって保護者の収入で子どもの受ける保育に格差が生じるということが第2点目です。

それから、第3点なんですけれども、かなりこういうふう to 事業が多様化していきますと保育の事業者はもうけをしていくということでこの事業に入ってくるわけですので、やはり今菊陽町の場合は公立保育所も非正規の問題がありますけれども、人件費の削減で保育の非正規化が進む、全体としてそういう内容になっているということ。それから、公立保育所の民営化に拍車がかかる問題があるのではないかというふうに思っています。やはり今度の制度は保育の多様化を進めるのが新制度の狙いですので、今まで公立保育所は地域の標準的な保育ということで非常に大事だということで私も訴えてきましたし、町も努力して8園維持をされてきたわけなんですけれども、こういうふうになってきますと従来の公立保育所の役割が非常に大きく減少してくるということを懸念します。

以上の理由でこの議案第35号、議案第36号に関連して反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

午後は1時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時13分

再開 午後1時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第36号 菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第36号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 議案第36号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、又は事業所内保育事業を総称しました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

では、2枚目の菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を御覧ください。

第1条から第21条までは、総則の規定であります。

第2条は、用語の定義を定め、次のページの第9号で家庭的保育事業等は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、又は事業所内保育事業としております。

では、次です。

第3条は、最低基準の目的等について定め、条例に定める基準は、利用者が明るくて衛生的

な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

また、第4条において、事業者等は最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないとしております。

第5条は、事業者等の一般原則について定め、第2項で地域社会との交流及び連携を図り、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児、いわゆる利用乳幼児の保護者及び地域社会に対して運営内容を適切に説明するよう努めなければならないとしております。

次のページの下段です。

第8条は、職員の一般的要件について定め、保育に従事する職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないとしております。

次のページの下段ですが、第15条は食事について定め、施設内で調理し、次のページの第2項で献立は変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならないとしております。

次のページです。

第18条は、内部の規定について定め、事業の目的及び運営の方針をはじめ、11の重要事項に関する規定を定めなければならないとしております。

次のページです。

第22条から第26条までは、家庭的保育事業の規定であります。

第22条は、設備の基準を定め、保育を行う専用面積は9.9平方メートル以上、保育する乳幼児が3人を超える場合は9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積以上であることとしております。

第23条は、職員について定め、次のページの第3項で家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とし、さらに家庭的保育補助者を置く場合は5人まで保育することができるとしております。

第24条は、保育時間について定め、1日8時間を原則とし、利用保護者の労働時間等を考慮して事業者が定めるとしております。

第27条から第36条までは、定員が6人以上、19人以下の小規模保育事業の規定であります。小規模保育事業には、多様な事業からの移行を想定しまして、A型、B型、C型の3類型があります。A型は保育所分園、ミニ保育所に近いもので職員は全員が保育士、B型はA型とC型の中間型で職員の半数以上は保育士、C型は家庭的保育に近い類型で職員は家庭的保育者としております。

なお、小規模保育事業は小規模かつゼロ歳から2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

第28条から第30条までは、小規模保育事業A型の規定であります。

第28条は、設備の基準を定め、次のページでゼロ歳児、1歳児の乳児室、又ははいはいを行いますほふく室は1人3.3平方メートル以上とし、2歳児の保育室又は遊戯室は1人1.98平方メートル以上としております。

ページを2ページめくっていただきまして、第29条は職員について定め、第2項で保育士の数は保育所の配置基準に1人を加えた数以上としております。これは通常の保育所よりも小規模保育ということで保育士の追加配置をしております。

第30条で、第24条から第26条までの規定は小規模保育事業A型について準用するとしております。

次のページです。

第31条から32条までは、小規模保育事業B型の規定であります。

第31条は職員について定め、第32条は第24条から第26条まで及び第28条の規定に準用するとしております。

第33条から第36条までは、小規模保育事業C型の規定であります。

第33条は、設備の基準を定め、その内容は小規模保育事業A型とほぼ同じであります。次のページで第5号の保育室又は遊戯室の面積が1人3.3平方メートル以上になります。

第35条は、利用定員について定め、利用定員を6人以上10人以下としております。

第36条は、第24条から第26条までの規定は小規模保育事業C型について準用するとしております。

第37条から第41条までは、居宅訪問型保育事業の規定であります。

第37条は、事業者が居宅訪問型保育を提供するものとして、まず1号で障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である乳幼児に対する保育、2号で特定教育・保育施設設置者、又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届け出をしたとき、あるいは確認の受託したときの保育、3号で保育を必要とする乳幼児があっせん等市町村の支援等を受けたにもかかわらず施設型保育、地域型保育等を受けられない場合の保育、そして次のページですが、第4号で母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間等に勤務に従事する場合の保育を定めております。

第39条は、職員について定め、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人としております。

第42条から第48条までは、事業所内保育事業の規定であります。

第42条は、利用定員の設定について定め、利用定員数に応じて、その他の乳児または幼児の数、つまり地域枠の乳幼児の定員数を設けなければならないとしております。

次のページです。

第43条は、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業の設備の基準について定め、ゼロ歳児、1歳児の乳児室は1人1.65平方メートル以上、ほふく室は1人3.3平方メートル以上、2歳以上児の保育室又は遊戯室は1人1.98平方メートル以上としております。

2ページめくっていただき、第44条は職員について定め、乳児から4歳児以上の区分に応じ

ておおむねの表現とし、現行の保育所よりも緩和した職員数になっております。ただし、2人を下回ることはできないとしております。

第47条は、利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業の職員について定め、職員数は小規模保育事業のB型と同じ内容になっております。

次のページです。

1か所訂正をお願いいたします。真ん中ほどですが、第4章雑則の「第4章」を「第6章」に訂正をお願いいたします。

最後に、附則の第1条は、この条例の施行期日は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するとしております。

第2条は食事の提供、次のページ、第3条は連携施設、第4条は小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、第5条は小規模保育事業C型の利用定員に関して条例の施行の日から5年間の経過措置を定めております。

では、以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 子ども・子育て支援新制度に係る議案第34号から議案第36号までの3つの条例について可決いただきましてありがとうございます。

先ほど討論や御意見もいただきました、この10%の消費税につきましては、通常このような制度設計をつくっていくに当たりましてはまだ不確定な要素があるようで大変心配しているところでもあります。一般的に新しい制度をつくる場合は、法律においてこの財源も含めて制度をつくっていく場合、それから国、県の補助要綱等で予算で定めてこの制度をつくっていく場合があります。今回の子ども・子育て支援制度につきましては、子ども・子育て支援法に基づ

いて負担の割合が決まっていくと思っておりますけれども、その財源がまだ確定されて決定されていないところが非常に不安要素でもあります。したがって、この財政負担が町にとって過度にならないよう心配しているところでありますが、この件につきましては先般もありました子ども医療費助成もそうでありますけれども、熊本県の町村会から、そして全国町村会の方を通して国の方にこの要求をきちんとした制度になるよう要求していきたいと考えております。

特に、本町の場合、現在町立の保育所の保育、このいわゆる予算等につきましては町立の場合、普通交付税の需要額に算定されるということで町立が8園ありますけれども、非常に交付税が本町は今少なくなっておりますので、そういう面についてもぜひこういうところで改めていただきたいと思うところであります。そういうところも含めまして今後のこの新制度につきましては熊本県の町村会をまずそこできちんと発言をしながら、全国的な動きとしてこの国の方に地方の方の負担が非常に過度にならないように要求していきたいと思っております。

また、学童クラブの件につきましては、子ども・子育て会議において組織の形態、運営のあり方、会計、財政のあり方、保育のあり方などについて現在議論検討している状況でありますので、この中で適切な保育ができて、スムーズな組織運営ができるよう十分検討を行っていくこととしておりますので、議会の方におかれましてもよろしく御理解をお願いしたいと思います。

まず、今回の3つの議案、大変この内容の込み入ったものでありますけれども、可決いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第37号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第37号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第37号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由であります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正及び町営三里木第一団地の用途廃止に伴い、菊陽町営住宅条例の改正が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

内容について申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

新旧対照表であります。左側が現行、右側が改正後案となっております。

まず、現行部分の入居者の資格に関して、第6条第2項第5号で法の題名が改められることにより、下線部分の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

法律を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改め、現行部分、下から 8 行目の附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付の次に、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 1 項に規定する支援給付を加えます。

また、2 ページの別表でございますが、三里木第一団地の入居者の退去に伴いまして用途廃止とするため、同団地の管理戸数がなくなりますので、右側の改正案のとおり削除するものがあります。

最後に、議案書の 2 枚目に戻っていただきまして、附則としまして、この条例の施行日を平成26年10月 1 日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 12 議案第 38 号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第38号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第38号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第 8 条第 1 項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御承認をいただきたい道路は、原水団地 3 号線及び駄飼代 2 号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の 1 ページを御覧ください。

①の路線は原水団地3号線であります。

場所は、町営原水団地西側で、県道新山原水線の東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

延長が88.33メートル、幅員が5.0メートルの道路でございます。起点、終点とも、菊陽町大字原水字下八町地内であります。

続きまして、右側の2ページを御覧ください。

②の路線は駄飼代2号線であります。

場所は、サンリーイオン菊陽店の東側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

延長が46.36メートル、幅員が6.02メートルの道路であります。起点、終点とも、菊陽町大字津久礼字駄飼代地内であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第7号 平成25年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、報告第7号平成25年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第7号の平成25年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて御報告いたします。

本件につきましては、本定例会の初日に代表監査委員から審査結果の報告がなされたところ

でもございます。

それでは、表紙をめくっていただき、健全化判断比率報告書を御覧いただきたいというふう
に存じます。

報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比
率があり、上段の数字が実際の比率で、下の段の比率の括弧書きの数値が早期健全化基準で、
実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会
計の実質収支額に関するものでございますが、決算では7億5,169万6,000円の黒字ということ
になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないというところでございま
す。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険
特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、それから下水道事業会計を加えた実
質収支額で、決算では10億7,681万4,000円の黒字となりましたので、こちらも赤字比率として
数値にあらわすことができないというところでございます。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本と
した額に占める比率で、早期健全化基準が25%に対しまして10.4%という結果でございま
す。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較す
るため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期
健全化基準350%に対しまして23.6%という結果でございました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階に
あるとは言えるかというふう存じます。

1枚めくっていただきまして、次は資金不足比率の報告書でござい
ます。

資金不足比率は、平成24年度から公営企業法を適用しました下水道事業会計に関するもので
ござい
ます。資金剰余が8,795万4,000円の黒字ということでござい
ますので、資金不足比率と
して数値にあらわすことができないということになります。したがいま
して、下水道事業会計
の経営状況は安定しているとは言えるのではないかというふう
に考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号平成25年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率につい
ての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第14、発議第2号建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子君外5名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して、小林久美子君から趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第2号建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書（案）。

私外5名の賛成議員によりまして提出をさせていただきます。

会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由ですが、アスベストは人体に有害な影響を及ぼすため、その取扱いは全面禁止となっています。しかし、その間にアスベスト含有建材を使用し、吸い込んだ建設労働者の健康被害が広がっているためです。

それでは、意見書（案）を読み上げて提案にかえさせていただきます。

建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書（案）。

日本の高度経済成長期に、アスベスト（石綿）は、不燃化、耐火工法にすぐれた建材として建築基準法によって、その使用が推進され、大量のアスベストが建設資材として使用されてきました。

近年、アスベストによる疾病が社会的に広がるなかで、アスベストは人体に有害な影響を及ぼす鉱物であるとの認知がすすみ、その取扱いも全面禁止へとかわりました。

しかし、国のアスベストの使用に係る法律はかわっても、その間にアスベスト・含有建材を使用し、吸い込んだ建設労働者の被害は、広がりを見せる一方です。

とくに、地方から出稼ぎとして都市部の建設現場で働いた労働者に被害がでるなど、その影響は全国的です。また、アスベストによる疾病は30年～40年という長期経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例があるため、早期に労働災害が認定されることはアスベスト被害者にとって何よりの支えになります。2012年12月5日の東京地裁では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が出されました。

よって、司法の場での結論を待たず、国においては、ただちに建設アスベスト被害者の全面救済に必要な措置を講ずること。

記。

1、建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く求める。

(1)石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医を増やすこと。また、認定基準の緩和を検討すること。

(2)「石綿の健康被害の救済に関する法律」を、十分な救済、補償が受けられるよう抜本改正をすすめること。

(3)石綿健康管理手帳の周知、建設現場従事者と近隣住民のばく露等、総合的な石綿対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月10日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣塩崎恭久様、国土交通大臣太田昭宏様、環境大臣望月義夫様。

以上です。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第3号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第15、発議第3号「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、梅田清明君外5名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して、梅田清明君から趣旨の説明をお願いします。

○17番（梅田清明君） 発議第3号「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、脱法ハーブを吸引し、幻覚を起こして度々全国で重大な交通事故を起こし、関係のない人の命を奪う危険きわまりない薬物だからでございます。

それでは、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）。

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記。

一、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。

一、簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。

一、薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月10日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣高市早苗様、厚生労働大臣塩崎恭久様、文部科学大臣下村博文様、国家公安委員会委員長山谷えり子様。

以上でございます。議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成26年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後1時55分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 福島 知雄

菊陽町議会議員 川俣 鐵也

菊陽町議会会議録  
平成26年第3回9月定例会

平成26年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL(096) 232-4919